領置				
米麥倉庫	煉瓦造		半潰	
女監工場	木造		〃	
便捨物煉瓦造息氣拔			倒潰	
煉瓦造分房		二	半潰	
煉瓦造消毒所			半潰	
官舎		一	傾斜	

其他、各建造物ノ屋根瓦壁ノ剝落多シ。

八王子支所

領置庫	煉瓦造	一	倒潰	
石油庫	石造	一	〃	
煙突	煉瓦造	一	折損	
監房	木造	一	半倒壊	
井戸		三	崩壊	
官舎		一	半傾斜	
周圍板塀			大部分半潰又ハ傾斜	

其他、各建造物ノ屋根瓦壁ノ剝落多シ

豊多摩刑務所

外圍煉瓦塀		七	角隅ノ一小部分ヲ除キ地上約三尺乃至八尺ヲ餘シ崩壊	三〇〇・〇〇
倉庫		一	倒潰	
麻芥燒却場		一	倒潰	
作業用度庫		一	半潰	

其他、龜裂ヲ生シ傾斜シ、所々屋根陥落、破壊、脱落、屋根瓦ハ一小部分ヲ殘シ殆ント落下粉砕シタル建物左ノ如シ

事務所三棟、工場四棟、監房八棟、敎誨室二棟、醫務所一棟、病監二棟、炊場一棟、材料庫一棟、農具置場一棟、調所一棟、演武場一棟、自動車置場一棟、官舎二十四棟。

巣鴨刑務所

塀			崩壊九ケ所其他其延長四百間、單ニ龜裂ヲ生セシ延長五百五十間 其他	一、一一八・〇〇
物置			半倒潰	五一・〇〇
廊下			全倒潰	
野厠		六	倒潰	七四・〇〇
門扉		九	〃	

以上ノ外、各所ニ大破ヲ生シ、之レカ復舊費約四十萬圓ヲ要ス。

横濱刑務所

事務所(戒護教務ヲ含ム)	木造平家建		燒失	三〇九・一〇
教習所	〃		〃	五三・五〇
教誨所	煉瓦二階建		〃	一五〇・〇〇
倉庫	木造平家建		〃	四三・〇〇
物置	〃		〃	七八・一五
看守部長派出所	〃		〃	六・〇〇
寫眞室	〃		〃	二・〇〇
監房	〃		〃	二、四一五・六〇
工場	〃		〃	一、二〇五・九一
浴場	〃		〃	一〇七・七五
檢身所	〃		〃	八八・〇〇
炊事場	〃		〃	一八九・〇〇
接見所	〃		〃	一〇・五〇
附屬建物	〃		〃	二三〇・五〇
醫務所事務室	〃		〃	三七・〇〇
監房	〃		〃	一二二・二五
女浴場	〃		〃	七・五〇
工場	〃		〃	六五・〇〇

倉庫	木造二階建		倒壊	一九二・〇〇
來所者控所	〃		〃	七・〇〇
門衞所及見張所	〃平家建		〃	二・〇〇
便所	〃		〃	一・〇〇
官舎	〃		〃	五四八・五九
監房ノ内	〃		〃	一三六・五〇
女監ノ内	〃		半潰	五〇・〇〇
懲罰室	〃		〃	三・五六
屍室	土藏造平家建		〃	三・〇〇
官舎附屬物置	木造平家建		〃	一八・五〇
倉庫	煉瓦造平家建		小破	四・〇〇
物置	木造平家建		〃	一〇・〇〇
糞溜	煉瓦造平家建		〃	七・五〇

横須賀出張所

事務所	木造平家建		倒潰	一二・〇〇
監房	〃		〃	一三・〇〇
官舎	〃		〃	一三・〇〇

浦和刑務所

事務所	木造平家建		倒壊	二〇・〇〇
工場	〃		〃	五一二・〇〇
被服庫	〃		〃	四二・〇〇
物置	〃		〃	二八・〇〇
各渡廊下	〃		〃	一一六・〇〇
炊場煙突	煉瓦造リ		〃	七〇・〇〇
戒護事務所	〃		半潰	四六・〇〇
工場	〃		〃	三二六・〇〇

醸造庫	煉瓦造リ		半潰	四六・〇〇
廳舎接續事務所	〃		〃	三二六・〇〇
小使室	〃		〃	四八・〇〇
教誨堂及教務係	〃		〃	一八・〇〇
官舎	〃		〃	六・〇〇
各倉庫	〃		〃	七二・〇〇
物置	〃		〃	三〇・〇〇

以上ノ外、屋根瓦剝落等多少ノ損害ヲ被ラサルモノナキモ、第一第三徽役監拘置監ニハ被害ノ程度比較的輕微ナリ。

千葉刑務所

外圍煉瓦塀	數箇所	倒壊及龜裂	四五〇・〇〇
事務所	三棟	屋根瓦及窓硝子破損	一六八・〇〇
工場		〃	四四四・〇〇
監房		〃	七五一・〇〇
官舎		壁及屋根瓦破損	一九六・〇〇
輕便軌條		軌條及枕木破損	一〇二・〇〇
倉庫		屋根瓦破損	一六一・〇〇
其他建物	九	〃	一八九・〇〇

千葉地方裁判所構內留置場

監房	一	柱天井壁板張及屋根瓦破損	三五・〇〇

木更津出張所

事務所	一	柱土臺壁及屋根瓦破損	一八・〇〇
監房	一	屋根瓦破損	二〇・〇〇
外圍木柵		柱横板張大部分破損	四八・〇〇

水戸刑務所

工場	木造平家建	三	半倒潰	四〇九・〇〇
渡廊下		一	〃	九五・〇〇
炊所煙突	煉瓦造	一	〃	
圍障	〃	一	〃	

甲府刑務所

炊事場煙突	煉瓦造	一	半潰	高サ九〇尺
炊場		一	屋根破壞	五・〇〇
拘置監		一	〃	三・〇〇
廊下		二	破壞	
煉瓦塀		四	〃傾斜	一六二・〇〇
工場		一	傾斜	
官舍煉瓦塀			崩壞	二三〇・〇〇

長野刑務所

工場	木造平家建	一	傾斜	一〇七・〇〇

飯田支所

倉庫	土藏造二階建	一	各所破損壁落龜裂	一五・〇〇
外塀	木造	二	倒壞	三三・〇〇

靜岡刑務所

監房工場倉庫官舍煉瓦塀等	傾斜龜裂壁剝落窓硝子破損等	此損害見積額約五〇〇・〇〇円

小田原少年刑務所

事務室	木造平家建	全潰	八三・〇〇
文武練習所	〃	〃	二〇・〇〇
工場	木造平家建	全潰	二二九・〇〇
炊場其他	〃	〃	一二七・〇〇
小使室其他	〃	〃	三六・〇〇
教誨堂	〃	〃	六〇・〇〇
物置	〃	〃	一八・〇〇
監房	〃	〃	二三四・〇〇
獨居監	〃	〃	一六〇・〇〇
門衛其他	〃	〃	二四・〇〇
教場	〃	〃	六二・〇〇
病監醫務室	〃	〃	一・〇〇
附屬建物	〃	〃	一一・〇〇
渡廊下	〃	〃	一〇七・〇〇
門		〃	一・〇〇
圍障	木造	〃	三六・〇〇
〃	コンクリート造	〃	一二五・〇〇
〃	生垣	〃	二四・〇〇
下水	埋下水	〃	一・〇〇
池井		〃	六・〇〇
其他		〃	三・〇〇
官舍	木造平家建	〃	一〇四・〇〇
門		〃	二・〇〇
圍障	池垣	〃	七一・〇〇
下水井戸其他		〃	七・〇〇

小田原區裁判所構內留置場

木造平家建		二二・〇〇
圍障	木造	二三・〇〇
	竹柵	一六・〇〇

糞尿溜	木造			一・〇〇

川越少年刑務所

事務所	木造平家建		周圍及仕切塀破壞	二〇・〇〇
倉庫	木造二階建土藏造	一	周圍及庇全部破壞屋根瓦墜落	
物置	木造平家建	二	屋根瓦墜落周圍壁剝落	
監房	〃	四	屋根瓦墜落窓硝子雨樋破壞周圍コンクリート龜裂	
工場	〃	三	屋根瓦墜落周圍壁剝落天井漆喰破壞傾斜等	
外圍	鐵筋コンクリート塀		所々ニ大ナル龜裂鐵筋露出	
官舍	木造平家建	五	屋根瓦一部雨樋破損壁龜裂土臺及柱損傷	

ロ、其他

小菅刑務所

類別	金額
被服類	六、五七〇・六三四円
作業用器具器械	一五、〇〇〇・〇〇〇
獄用器具器械	三、一六二・〇〇〇
〃 消耗品	二一三・六〇〇
事務費備品消耗品	二、四五〇・〇〇〇
計	二七、三九六・二三四

市谷刑務所

事務費備品	四五〇・〇〇〇
計	四五〇・〇〇〇

豐多摩刑務所

廳用備品	三二三・〇一〇
獄用〃	九五〇・〇〇〇
計	一、二七三・〇一〇

巢鴨刑務所

廳用備品	五二四・二〇〇
計	五二四・二〇〇

橫濱刑務所

作業用器具器械	二一、八一〇・七一〇
獄用備品	三八、四〇二・七〇〇
〃 消耗品	九、五六六・〇〇〇
廳用備品	一一、六一七・二九〇
〃 消耗品	一、五三二・〇〇〇
計	八二、九二八・七〇〇

以上ノ外、收容者身分帳簿百五十冊、用度作業合計領置書類ノ一部燒失ス。

浦和刑務所

廳用備品獄用備品作業品等	約二〇、〇〇〇・〇〇〇
計	二〇、〇〇〇・〇〇〇

千葉刑務所

廳用備品	一五〇・〇〇〇
計	一五〇・〇〇〇

小田原少年刑務所

廳用備品	二、三三九・四〇〇
獄用〃	三、五八七・七〇〇
作業器具	三、八二七・五〇〇
醫療器具	二〇六・五四〇
計	九、九六一・一四〇

以上建造物及其他損害ニ對スル應急費並復舊費額左ノ如シ。

刑務所	建造物應急並復舊費	其他	計	備考
小菅	一、七四五、二六四・二三〇円	二七、三九六・二三〇円	一、七七二、六六〇・四六〇円	
市谷	二七六、八一五・四〇〇	四五〇・〇〇〇	二七七、二六五・四〇〇	
豐多摩	一、二六六、四六〇・五三〇	一、二七三・〇〇〇	一、二六七、七三三・五三〇	
巢鴨	六三五、二九七・四〇〇	五三四・二〇〇	六三五、八三一・六〇〇	
橫濱	一、八一八、九三〇・〇〇〇	八二、九三八・七〇〇	一、九〇一、八六八・七〇〇	
浦和	一五八、五八三・六〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇	一七八、五八三・六〇〇	
千葉	一〇三、七〇三・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一〇三、八五三・〇〇〇	
水戶	四六、五〇〇・〇〇〇	—	四六、五〇〇・〇〇〇	
靜岡	四八九・六一〇	—	四八九・六一〇	
甲府	六二、八〇三・八〇〇	—	六二、八〇三・八〇〇	
長野	四、六五五・〇〇〇	—	四、六五五・〇〇〇	
小田原少年	二〇三、一八二・〇九〇	九、九六一・一四〇	二一三、一四三・二三〇	
川越少年	五二二、五三五・〇〇〇	—	五二二、五三五・〇〇〇	
宮城	一、一五九・〇〇〇	—	一、一五九・〇〇〇	震災地刑務所警備應援ノタメ看守長、看守派遣旅費
盛岡	四七八・〇〇〇	—	四七八・〇〇〇	〃
青森	三六五・六二〇	—	三六五・六二〇	〃
山形	五九三・二〇〇	—	二、三三三・五四〇	〃
福島	一、三三三・五四〇	—	一、三三三・五四〇	〃
計	六、九五九、〇六九・四三〇	一四三、六六三・二八〇	七、一〇一、七三二・七一〇	

二、人的損害

イ、刑務職員ノ死傷

刑務所名	死亡	重傷	輕傷	計
小菅	—	一	—	一
豐多摩	—	二	—	二
巢鴨	—	—	二	二
橫濱	三	六	一五	二四
小田原	一	一	五	七
計	四	一〇	二二	三六

ロ、收容者死傷

刑務所名	死亡	重傷	輕傷	計
小菅	三	四	九	一六
豐多摩	一	—	—	一
橫濱	五三	五〇	—	一〇三
浦和	三	二	一〇	一五
小田原	—	五	九	一四
計	六〇	六一	二八	一四九

下　活動

司法省部内に於ける對災施設は一にあらず、以下其重なるものを擧ぐ。

其一、刑事事務救濟

震災地に於ける檢事局殊に東京地方裁判所檢事局同區裁判所檢事局に於ては、災害以來流言蜚語盛に喧傳せられ、諸種の犯行簇出の虞あるを以て、司法警察官の情報を俟つの暇なく、檢事自ら各所を踏査し、犯罪の捜査を爲し、以て治安の維持に努め必要切なるを認め、檢事正統率の下に犯罪調査部情況報告部を組織し、四十餘名の檢事各部署を定めて連日市内及隣接町村を馳驅し、休祭日を廢して檢擧調査に努力し、放火殺傷の大罪を始め、各種の犯行を急速敏活に處理したる數四十餘日の間に四千七百餘件に達す、而して檢事の努力は獨り是に止まらず不穩記號其他種々の流言蜚語の淵源を討ね、或は市内百數十ヶ所の出火原因を究め、或は鮮人の犯罪情報を作り、其の都度之を發表して大に人心の安定に資したり。

震災事變ニ關スル刑事略式請求事件數（自大正十二年九月十五日 至同十二月卅一日）

罪名	受理件數	既濟	刑期	未濟
暴利取締令違反	二三四	二三四	最高三千圓 最低三十圓	—
出版法違反	二一七	二一〇	最高二百圓 最低二十圓	七
傷害	一三	一三	最高五十圓 最低二十圓	—
占有離脫物橫領	七	七	最高百圓 最低三十圓	—
家宅侵入	一	一	三十圓	—
銃砲火藥類取締違反	一四	一三	最高五十圓 最低二十圓	一
新聞紙法違反	六	五	最高三百圓 最低三十圓	一
飲食物防腐劑取締違反（人口甘味取締規則違反併合）	一	一	四十圓	—
軍機保護法違反	一	一	百圓	—
計	四九四	四八五		九

自大正十二年九月十四日（第一起訴）至同十二月卅一日 震災事變ニ關スル事件ノ豫審請求事件數

件名	起訴件數	既濟	未濟
殺人	四三	四二	一
強盜	一	一	—
放火	五	五	—
傷害	二	二	—
傷害致死	三	三	—
爆發物取締	一	一	—
僞證	二	二	—
計	五七	五六	一

震災ニ際シ自大正十二年九月十三日至同十二月卅一日東京區裁判所刑事公判請求事件數

罪名	受理件數	既濟	刑期	未濟
竊盜	一三五	一三一	最高八月 最低三月	四
占有離脫物橫領	二八	二六	最高八月 最低二月	二
橫領	一二	一二	最高一年六月 最低二月	—
遺失添付物橫領	二二	二二	最高六月 最低一月	—
恐喝	四	四		—
傷害	一二	一二	最高八月 最低二月 三十圓	—
暴行傷害	一	一	六月	—
飲料水汚穢	一	一	一月	—

戶籍ニ關スル證明	證明書下付	三五、三八五	二、〇二六
	證明	一六、三一〇	六八六
	未濟	一	一
	計	五一、八九五	二、七一二

震災事變ニ關スル證明、公示催告事件竝ニ東京區裁判所戶籍證明不在者財產管理、公示催告事件數月

	出版法違反	詐欺	詐欺取財	住居侵入	建造物損壞	家宅侵入不法建造物	家資隱匿	家資不法建造物	毀棄不法建造物	毀棄建造物損壞規則違反	暴利取締令違反	公務執行妨害	暴行脅迫	兵事ニ關スル法律	兵事ニ關スル命令	戒嚴令	東京震災後
計																	
		二六〇	四	五	五	一	一	一	二	一	二	六	四	三	四	二	前
		二五〇	二	五	五	一	一	一	二	一	二	六	四	三	四	二	後
		一六月										最高	最高	最高			
		二五十四										三三八	百月	四六千			
												月	月	月			

第二、地方裁判所區裁判所活動

大震災ニ對シ、東京横濱兩地方裁判所同區裁判所ハ、罹災ノ處所ヲ探ルベキ必要アリト認メ、職員ノ數ヲ增加シ、同復登記、身分證明、戶籍再製準備、公證役場復舊事務等ノ爲メ、特ニ判事及書記ヲ命ジテ之ニ當ラシメ、尙借地借家ニ關スル爭議ノ裁出セラルニ鑒ミ、市內各所ニ判事及書記ヲ特派スルコトヽシ、東京市ニ於テハ神田、京橋、下谷、淺草各區ニ判事書記各一名、總町、日本橋、芝、赤坂、本鄕、本所、深川、牛込、小石川ノ各區及橫濱市內ノ二ヶ所ニ各一名宛ノ判事及書記ヲ派シ、借地借家調停委員ヲ臨時出張所ノ事務ヲ取扱ハシメ、和解及證據保全等ニ關スル裁判所ニ於テ走等ノ救濟方法事務ヲモ簡易迅速ニ處理セシメタリ、兩裁判所ニ於テハ同年十一月三十日迄開廷、休止竝原狀回復ノ申立ニ付テハ適當ノ斟酌ヲ加フル旨內規ヲ定メタリ。

二、地方裁判所區裁判所活動

大震災ニ對シ、東京橫濱兩地方裁判所同區裁判所ハ、罹災ノ處所ヲ探ルベキ必要アリト認メ、職員ノ數ヲ增加シ、同復登記、身分證明戶籍再製準備、公證役場復舊事務等ノ爲メ、特ニ判事及書記ヲ命ジテ之ニ當ラシメ、尙借地借家ニ關スル爭議ノ裁出セラルニ鑒ミ、市內各所ニ判事及書記ヲ特派スルコトヽシ、東京市ニ於テハ神田、京橋、下谷、淺草各區ニ判事書記各一名、總町、日本橋、芝、赤坂、本鄕、本所、深川、牛込、小石川ノ各區及橫濱市內ノ二ヶ所ニ各一名宛ノ判事及書記ヲ派シ、借地借家調停委員ヲ臨時出張所ノ事務ヲ取扱ハシメ、和解及證據保全等ニ關スル裁判所ニ於テ走等ノ救濟方法事務ヲモ簡易迅速ニ處理セシメタリ、兩裁判所ニ於テハ同年十一月三十日迄開廷、休止竝原狀回復ノ申立ニ付テハ適當ノ斟酌ヲ加フル旨內規ヲ定メタリ。

橫須賀區裁判所ニ於テハ、同年十月二十六日迄中斷事情アルモノトシ、又小田原區裁判所ニ於テハ、同年十月末迄民刑事々件ノ開廷ヲ停止シ、尙裁判所ニ繫屬セル民事々件ニ付テハ、同年十月三十一日迄中斷事情アルモノトシ、何レモ揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ周知セシメ、尙又右兩裁判所ニ於テモ、同年十一月三十日迄ハ開廷判決、休止竝原狀回復ノ申立ニ付適當ノ斟酌ヲ加フル旨內規ヲ定メタリ。

二、地方裁判所區裁判所活動

大震災ニ對シ、東京橫濱兩地方裁判所同區裁判所ハ、罹災ノ處所ヲ探ルベキ必要アリト認メ、職員ノ數ヲ增加シ、同復登記、身分證明戶籍再製準備、公證役場復舊事務等ノ爲メ、特ニ判事及書記ヲ命ジテ之ニ當ラシメ、尙借地借家ニ關スル爭議ノ裁出セラルニ鑒ミ、市內各所ニ判事及書記ヲ特派スルコトヽシ、東京市ニ於テハ神田、京橋、下谷、淺草各區ニ判事書記各一名、總町、日本橋、芝、赤坂、本鄕、本所、深川、牛込、小石川ノ各區及橫濱市內ノ二ヶ所ニ各一名宛ノ判事及書記ヲ派シ、借地借家調停委員ヲ臨時出張所ノ事務ヲ取扱ハシメ、和解及證據保全等ニ關スル裁判所ニ於テ走等ノ救濟方法事務ヲモ簡易迅速ニ處理セシメタリ、兩裁判所ニ於テハ同年十一月三十日迄開廷、休止竝原狀回復ノ申立ニ付適當ノ斟酌ヲ加フル旨內規ヲ定メタリ。（告示第二〇〇號第三二號）。

橫須賀區裁判所ニ於テハ、同年十月二十六日迄中斷事情アルモノトシ、又小田原區裁判所ニ於テハ、同年十月末迄民刑事々件ノ開廷ヲ停止シ、尙裁判所ニ繫屬セル民事々件ニ付テハ、同年十月三十一日迄中斷事情アルモノトシ、何レモ揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ周知セシメ、尙又右兩裁判所ニ於テモ、同年十一月三十日迄ハ開廷判決、休止竝原狀回復ノ申立ニ付適當ノ斟酌ヲ加フル旨內規ヲ定メタリ。

一、訴訟取扱

其二、民事事務救濟

心ノ安定ヲ圖レリ。

數名ヲ急行シテ之ニ當リ、殘存局員ニ力ヲ盡セテ、日夜活動シ、以テ人

區裁判所亦同樣ノ處置ヲ爲シ、檢事局員ノ補充ニハ、市內靑木町上藁ニ假廳舍ヲ設ケ、東京控訴院檢事

名、共他屬員傭人辯護士訴訟關係人傍聽人等ノ犧牲者百名內外ニ及ビ、橫濱檢事正代理判檢事書記等死亡スルモノ兩裁判所ヲ合セテ二十八

此外、橫濱浦和千葉甲府宇都宮等ノ災地檢事局ハ、何レモ同樣ノ各種犯行ニ對スル檢事ト頻繁ニ努メ、就中橫濱ニ在リテハ、震災ニ依リ、廳舍倒潰燒燬シ、廳員ノ宿ヒ全部住宅ヲ燒カレ、未ダ地方裁判所ヲ合セテ二十八

	公示催告	不在者財產管理
	一、二三六	一、受
	付	九六付
詐欺	一、二八八	二
五二	可	七可
却下	三八	一八下
未濟	一	一

私權保護策

震災後ノ私權保護ニ關スル善後策

[參考]

今回ノ大震災ニ付私權ノ保護ニ關シ少カラス缺陷ヲ生シ、我裁判所ヘモレカ善後策トシテ別紙ノ如キ方法ヲ講シ居候ニ付、爲御參考一本及御送附候間、關係方面ニ可然御指示被下候樣願上候。

大正十二年九月二十五日　東京地方裁判所長　今村恭太郎

富士見町出張所デ登記ヲ取扱ヒ、其登記所ハ災害ヲ免カレタレバ安心デアルガ、燒失シタ神田下谷淺草本所深川ノ五區ノ登記ハ、之ガ回復ノ途ヲ講ゼネバナラヌ。其方法ハ回復登記ノ手續デアル。

此回復登記ノ手續ハ、去ル十五日司法省ノ告示ニヨリ東京區裁判所ニテ取扱フ事ト爲シ、其回復登記申請ハ、登記濟證アルモノハ之ヲ添ヘテ申請スルヲ本則トス、其登記濟證ナキモノモ、所有權ノ回復登記ニハ土地臺帳謄本ヲ添ヘテ申請スレバ良イノデアル、此土地臺帳ハ税務署ニアル筈ナルモ、税務署モ燒失シ其謄本ヲ取ルコトハ出來ヌカモ知レヌ、淺草區役所ハ燒失ヲ免レ土地臺帳謄本ハアル筈、又神田下谷本所深川ノ各區役所ニアル土地臺帳ノ謄本ハ燒失ヲ免カレタト云フ事デアル、其謄本ヲ作製ノ上備付ケ、回復登記申請ノ便ニ供スル筈デアル、全然此等ノ證明方法ノナイ登記ニ付テモ、司法省ノ告示ニハ種々ノ證明證ニヨリ回復登記ノ申請ガ出來ル コトト爲シ、又裁判所デモ種々材料ヲ集メ其方法ヲ講ジ、一般ニ此回復登記ノ相談ヲ受クル爲メニ、東京區裁判所ニ相談所ヲ設ケアレバ遠慮ナク相談ニ來テ貰ヒ度イ。

第二、燒失シタル戸籍簿ト身分證明　戸籍ノ取扱ヲ爲ス區役所デ麹町日本橋京橋神田下谷本所深川芝ノ八區役所ハ燒失ノ厄ニ遭ヘリ、其麹町神田芝深川ノ四區ハ、區役所戸籍吏員ノ奮闘ニテ幸ニ戸籍簿ノ燒失ヲ免カレマシタ、淺草區役所ハ全ク燒失セザリシ故、此等ノ區民ノ戸籍ハ安全ニ保護セラレ、身分ヲ證明スルコトノ出來ルノハ洵ニ幸福ノ事デ、深ク其職員ノ奮闘ヲ感謝スベキデアル、日本橋京橋本所ノ三區ハ全部戸籍簿ヲ燒失シ、下谷區ハ其一部分ヲ除ク外ハ、燒失シタレバ、北四區デハ區役所デ身分ヲ證明スル事ハ出來ヌ。

其燒失シタル戸籍簿ノ回復ハ、新戸籍再製ノ手續アル、幸ニ東京區裁判所ハ災厄ヲ免カレ、戸籍簿ノ副本身分屆書ヲ完全ニ保存シアレバ、之ニヨリ新戸籍簿再製ノ資料ガアル譯デアル、不日司法大臣ヨリ戸籍役場ニ其再製ヲ命ゼラルルコトト思フ、然シ其再製迄ニハ幾多ノ日子ヲ要スル故、其間ノ救濟策ヲ講ゼネバナラヌ、又幸ヒ東京區裁判所ニハ戸籍ノ副本ガ保存シアリ、又大正四年一月一日以後ノ身分ニ關スル屆書類モ區役所ヨリ廻送サレ保存シアレバ、其屆出ノ日サヘ判レバ之ガ說明ガ出來マス、尙裁判所ノ方デ樣々ナ記錄等カラ端緖ヲ得テ何カト證明ノ出來ル樣最善ノ努力ヲ盡シテ居マス故、生命保險其他ノ關係上身分證明ノ入用ナルニ其證明ノ途ガ無クテ困難ニシテ居ル人ハ、東京區裁判所ニ身分證明ニ關スル相談所ヲ設ケアレバ、相談ニ來ラルル樣ニ致シ度イ。

第三、供託證書ノ燒失　東京供託局ニ供託シタル金錢有價證劵ノ供託證書ヲ燒失シタ人モ澤山アルコトト思ハルルガ、東京供託局ハ幸ニ燒失ヲ免レ、必要書類ハ一モ散逸シテ居ラヌカラ、供託證書ノ燒失シタモノデモ其拂戻ノ時期ノ到來シテ居ルモノハ、本人ガ出頭シ、印鑑證明書ヲ提出スレバ、二三週間ノ公告手續ヲ經タ上、其拂戻ノ手續ハ出來ルノデアル。

日本銀行モ此種ノ書類ハ燒失ヲ免カレタレバ、ソノ金員ハ金額ノ拂戻ヲ受ケラル丶筈デアル、斯ル事情ノアル人ハ東京供託局ニ就テ其取扱ヲ尋ネラルル樣ニ致シ度イ。

第四、公證人役場ノ公正證書燒失　東京市内ノ公證人役場ノ內、麹町區小田切英、芝區ノ松宮倚二郎、四谷區ノ太田與一郎、牛込區ノ肥田建吉、神田區ノ宮川九郎、本鄕區ノ加藤信存役場ハ、燒失ヲ免カレ、小石川區ノ松田久次郎、淺草區ノ佐野辰一郎役場ハ燒失シタルモ、公正證書原本ハ持出シ、赤坂區ノ岡本一雄役場ハ崩壞シタルモ、公正證書原本ハ持出シタレバ、其關係人ハ安心セラレタイ、神田區ノ佐竹己之松、淺草區ノ木村代三郎、下谷區ノ大澤光吉役場ハ燒失シ、公正證書ノ一部モ持出シ、神田區ノ鶴丈一郎、芝區ノ今井萬吉、日本橋區ノ大橋三郎、淺草區ノ宮地貞款三輪義熈、神田區ノ沓原富三郎野田捨藏米田實、日本橋區ノ飯田平吉澁澤昇三古川五郎松澤卓規、京橋區ノ中山文次郎野澤繁一、下谷區ノ廣瀨義幌秀島雄次郎、本所區ノ永島巖、深川區ノ横尾則義役場ハ類燒、公正證書ハ全部燒失シタリ。

此公正證書燒失ノ回復方法ハ、公正證書ノ正本又ハ謄本ヲ持ツテ居ル者ハ、之ヲ公證人役場ニ差出シテ役場ニ備付ケ原本ト爲シ、之ニヨリ公證人ハ更ニ正本又ハ謄本ヲ作製シ、其回復手續ヲナス筈デアル、夫レ故燒失シタル公證人ハ、成ル可ク急ニ假役場ヲ設ケ、此回復手續ヲ爲ス樣ニ努メサセテ居ル次第故、公正證書ノ原本又ハ謄本ヲ所持スル人ハ、之ヲ其公證人役場ヘ差出シ、回復手續ヲ盡サル丶ガ相當デス、其正本謄本ヲ所持スルモノナキ公正證書ハ之ガ回復ノ方法ハアリマセヌ、然シ夫レガ爲メニ當然權利ヲ失フ譯ノモノデモアリマセヌ、不動產登記簿トカ其他ノ公ノ記錄ニ其權利ノ記入アリ、之ニヨリ其權利ヲ證明スル事ノ出來ルモノハ之ヲ引用シテ權利ヲ實行シ得ルモノデス。

第五、私權證明書類ノ燒失　公正證書以外ノ證書類ガ燒失シ、自分ノ權利ノ證明困難ト爲リシ者ガ多クアリマス、其內ニ權利者義務者双方ノ書類ヲ失フタモノアリ、一方丈ケノ書類ヲ失ツタモノモアリ、其一方ノ書類ヲ失ツタモノノ內ニモ、權利者側ガ證書ヲ燒失シタルモノト、義務者側丈ケガ書類ヲ燒失シタモノモアリ、其關係ハ極メテ混亂ヲ來タス次第デアリマス。

一、義務者側ノ一方丈ケ書類ヲ燒失シ、權利者側ノ證書ノ殘存シ居ルモノハ、其權利ノ實行ニハ先ヅ安心デス、現ニ銀行會社其他官廳等ガ燒失シ、預金元帳ガ燒失シテモ、權利者ノ方ノ預金證書其ノ他ノ權利證明書ノ殘リ居ル分ハ、銀行會社又ハ官廳デ之ニ支拂ヲ爲ス筈デ、其權利ノ實行ハ先ヅ安全デアリマス。

權利者ノ證書ノ殘タモノノ內ニモ、火災ノタメ燻ブリ暫ク置ケバ廢滅ニ歸スル虞ノアルモノモアリマス、斯ルモノハ裁判所ニ證據保全ノ申立ヲ爲シ、其文詞及情態ヲ調査シ、之ガ保全方法ヲ採テ置クノガ安全デス。

一、權利者側ノ證書ハ燒失シ、義務者側ニノミ書類ノ殘ルモノハ、一私人間デハ問題ガ混亂シマスガ、官廳トカ義務者デ其書類ノ殘タモノハ、其書類ニ基キ支配ヲ受クル見込ガ充分アリマス、現ニ官廳デハ斯樣ノモノニ支拂ヲシテルモノモアリ、又會社等デモ確實ナル會社ハ自分ノ商業帳簿ニヨリ債務アルコトノ明カナルモノハ、之ガ支拂ヲ爲サネバナラヌ筈デス。

一、權利者側ノ證書モ義務者側ノ書類モ共ニ燒失シタモノハ、其救濟ハ極メテ困難デアリマスガ、登記簿等ニ其關係ヲ記入シアルモノハ之ニヨリ證明モ出來、決シテ失權ノ虞レハアリマセン、其公ノ書類假令訴訟記錄又ハ登記申請書類等ニ添附シタ書面ニ其關係ヲ證スルコトノ出來ルモノモ少クアリマセン、裁判所ハ此等ノ書類ニヨリ救濟ヲ爲シ得ルモノハ、法令ノ許ス限リハ閲覽謄寫ヲ許ス事ニ致シテ居リマス。

双方ノ書類ガ燒失シ、右樣ノ證明方法モナク、私權ノ證明困難ナルモノニ付テモ、其善後策トシテ裁判上ノ爭トナレバ、人證ニテモ何ニテモ相當ノ證據ヲ採用シ、之ヲ審判シ、何等證據ノナキモノデモ和解ノ方法ニヨリ之ガ解決ニ努メル筈デスカラ、必ズシモ悲觀スルニモ及ビマセン。

第六、事實上實行ノ困難ヲ生ズル取引關係　前ノ樣ニ證明ニ困難アル譯デナク、其證明ハ出來テモ、震災ノ爲メ物資缺乏資金融通ノ困

第一篇　震災後ノ私權保護ニ關スル善後策（議）

第一章　總說

第一節　震災後ノ私權保護ニ關スル善後策ノ概況

震災後ノ私權ノ保護ニ關スル善後策（議）

大正十二年九月二十五日　東京地方裁判所長　今村恭太郎

今回ノ震災ニ際シ罹災者ノ私權ヲ保護スル爲ニハ種々ノ方法ヲ講ズル必要ガアルモノト思ハレマスガ、此等ノ方法ヲ決定スル爲ニハ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十、生死不明者ノ失踪宣告ハ現ニ有效ニ施行サレテ居リマスガ、此等ノ公示催告手續ニモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二、債務ノ辨濟ニ關スル訴訟ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三、不動産ノ賣買、賃貸借ニ關スル訴訟ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四、家屋ノ明渡ニ關スル訴訟ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五、借地權ノ讓渡又ハ轉貸ニ關スル訴訟ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六、借家權ノ讓渡又ハ轉貸ニ關スル訴訟ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七、借地借家ノ紛爭ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八、訴訟ノ進行ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ訴訟ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九、執行及競賣ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ執行及競賣ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十、生死不明者ノ失踪宣告ハ現ニ有效ニ施行サレテ居リマスガ、此等ノ公示催告手續ニモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十一、證書ノ滅失ハ現ニ各裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ證書ノ滅失ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十二、登記ハ現ニ各登記所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ登記ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十三、戸籍ノ訂正ハ現ニ各區役所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ戸籍ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十四、船舶ノ登記ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十六、船舶ノ競賣ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十七、船舶ノ抵當權ノ設定ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十八、船舶ノ抵當權ノ讓渡又ハ轉貸ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第十九、船舶ノ抵當權ノ順位ノ變更ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十、船舶ノ抵當權ノ消滅ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十一、船舶ノ抵當權ノ實行ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第二十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第三十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第四十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第五十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第六十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第七十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第八十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十一、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十二、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十三、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十四、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十五、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十六、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十七、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十八、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第九十九、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

第百、船舶ノ賃貸借ハ現ニ各地方裁判所ニ於テ取扱ヒツヽアリマスガ、此等ノ船舶ニ付テモ相當ノ日數ヲ要スルデアラウト思ヒマス。

及情態ヲ調査シ、之ガ保全方法ヲ採ルガ適當デアリマスガ、尚ホ私署證書ノ廢滅ニ歸セントスルモノニテ共文詞ノ明カナルモノハ、公證人役場ニ提出シ、私署證書ノ認證ヲ求メ置クノモ一方法デス、此點モ公證人ヲシテ努メテ其手續ヲ爲ス樣ニサセテ置キマスカラ、コレヲ利用サルル樣ニ致シ度イ。

右樣ノ次第ニ執達吏役場及市內公證人役場ノ所在ヲ知ル必要ガアリマスカラ、之ヲ左ニ列記シ、參考ニ供シマス。

麴町區西日比谷町一番地　執達吏役場

燒失セサル公證人役場

麴町區山元町三ノ一	小田切　英役場
本郷區本郷二ノ四一	加藤　信存役場
芝區三田三ノ一八	松宮倘二郎役場
四谷區麴町一二ノ一四	太田與一郎役場
牛込區横寺町三三	肥田　建吉役場
神田區佐久間町三ノ八	宮川　九郎役場

燒失シ市內ニ假役場ヲ設ケタル公證人役場

牛込區矢來町三	鵜　丈一郎役場
牛込區原町一ノ五九	今井　萬吉役場
赤坂區青山南町二丁目竹村本五郎方	大橋　三郎役場
小石川區久堅町四九光圓寺內	宮地　貞款役場
本郷區森川町一南界二八號	菅原良三郎役場
麴町區內幸町一ノ五上村進方	中山文次郎役場
芝區三田四ノ三一	松井　四郎役場
小石川區新諏訪町一五	前田久次郎役場
麻布區市兵衛町一ノ六	佐野辰一郎役場
小石川區上富坂町九	野田　捨藏役場
麴町區永樂町二丁目永樂ビルディング內	松澤　卓規役場
本郷區駒込動坂九四板橋東一方	櫟原三四郎役場
小石川區林町九六小林方	佐竹己之松役場
本郷區駒込林町二一四	野澤　鶴一役場
日本橋區平松町七住友銀行東京支店內	古川　五郎役場
小石川區白山前町一横尾則孝方	横尾　則義役場
小石川區指ヶ谷町九四小橋醫院內	米田　實役場
芝區三田通新町二〇清水佐吉內	澁澤　昇三役場

三、戶籍寄留籍恢復

(一)帳簿燒失　東京市の各區役所に於て帳簿類の燒失したるもの

燒失月日	區役所名	戶籍	除籍	屆書	寄留
九月一日	京橋	全部	全部	五月一日ヨリ九月一日	全部
〃	日本橋	〃	〃	六月一日ヨリ九月一日	〃
〃	神田	—	〃	四月一日ヨリ九月一日	一部
〃	芝	—	〃	六月分一部 八月二五、二七、二八日分 九月一日	全部
〃	深川	—	一部	六月一日ヨリ九月一日	一部
〃	本所	全部	全部	四月一日ヨリ九月一日	全部
九月二日	麴町	—	—	—	—
〃	下谷	一部	全部	—	全部

(二)帳簿恢復　東京市各區の戶籍恢復に就きては、東京地方裁判所及東京區裁判所難を免れたるため、其保存に係る身分登記簿、戶籍副本屆書類に基き、大部分再製し得べく、唯戶籍記載未了の屆書類にして燒失したるものは、更に申出送付等を爲さしめ、以て之を再製するの外なく、寄留に就ては、屆書類全部燒失したるに依り、更に申出を爲さしめ、之を再製すの外あらず、乃ち左の告示及訓示を爲す。

司法省告示第二十一號

東京市京橋區役所日本橋區役所神田區役所芝區役所深川區役所及本所區役所ハ本年九月一日、下谷區役所ハ同月二日火災ニ罹リ、同區役所ニ保存スル左記ノ戶籍ニ關スル帳簿書類燒失シタリ。

京橋區役所

戶籍簿除籍簿及本年五月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ全部。

日本橋區役所

戶籍簿除籍簿及本年六月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ全部。

神田區役所

除籍簿及本年四月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ全部。

芝區役所

除籍簿ノ全部及本年六月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ一部。

深川區役所

除籍簿ノ一部及本年六月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ全部。

本所區役所

戶籍簿除籍簿及本年四月一日乃至九月一日ニ於テ受理シタル戶籍ニ關スル屆書類ノ全部。

下谷區役所

戶籍簿ノ一部除籍簿ノ全部。

前記區役所ニ戶籍ニ關スル屆出申請ヲ爲シタル者、並戶籍ニ關スル屆書申請書ノ送付ヲ爲シタル者、及其ノ送付ヲ受ケタル者ハ、左記區別ニ從ヒ、大正十三年三月三十一日迄ニ同區長ニ屆出者ハ申請ニ係ル事項ヲ申出又ハ更ニ書類ヲ送付スヘシ。

市町村長ノ送付スヘキ屆書類ハ市町村役場又ハ區裁判所ニ保存スルモノニ付、市町村長之ヲ謄寫シテ送付スヘシ。

記

京橋區役所

本年五月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル屆書申請ヲ爲シタル者、並戶籍ニ關スル屆書申請書ノ送付ヲ爲シタル者、及同區長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者。

日本橋區役所

本年六月一日乃至九月一日ニ於ケル同上。

神田區役所

本年四月一日乃至九月一日ニ於ケル同上。

芝區役所

本年六月一日乃至同月三十日ニ於テ同區長ニ對シ同區三田一丁目同二丁目同三丁目同四丁目三田四國町三田同朋町三田功運町三田臺町一丁目同二丁目三田臺裏町赤羽町新門前町三田小山町三田綱町三田豐岡町三田北寺町三田南寺町三田松坂町三田老增町ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル屆出申請ヲ爲シタル者、並右ノ者ニ關スル屆書申請ノ受付ヲ爲シタル者、及同區長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者。

本年八月二十五日同月二十七日同月二十八日九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル屆出申情ヲ爲シタル者、並戶籍ニ關スル屆書申請書ノ送付ヲ爲シタル者、及同區長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者。

深川區役所

本年六月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル屆出申請ヲ爲シタル者、並戶籍ニ關スル屆書申請書ノ送付ヲ爲シタル者、及同區長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル者。

本所區役所

本年四月一日乃至九月一日ニ於ケル同上。

東京市京橋區役所日本橋區役所芝區役所深川區役所及本所區役所ハ本年九月一日、下谷區役所ハ同月二日火災ニ罹リ、同區役所ニ保存スル寄留簿並寄留手續令第十一條ノ用紙燒失シタルニ付、現ニ同區ニ寄留スル者又ハ同區ヨリ他ニ出寄留中ノ者ハ、大正十三年三月三十一日迄ニ寄留ニ關スル屆出事項ヲ更ニ同區長ニ申出ツヘク、寄留地市區町村長ハ、寄留者中同區ニ本籍ヲ有スル者ノ寄留簿ニ基キ、寄留手續令第十一條ノ用紙ニ記載ヲ要スヘキ事項ヲ謄寫シ、之ヲ大正十三年三月三十一日迄ニ同區長ニ送付スヘシ。

戸籍又ハ寄留ニ關スル事項ノ申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト。

第二、裁判所ニ保存スル訴訟事件又ハ非訟事件ニ關スル記錄ニ添附シアル戸籍又ハ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ハ、戸籍又ハ寄留簿ノ再製ニ付之ヲ參考トスヘキモ、申出人ニ於テ戸籍又ハ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ、申出ト共ニ之ヲ區役所ニ提出スルヲ便トスルコト。

第三、市區方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ區役所ニ提出セラルヽコト。

第四、尙申出ヲ爲スニ付キテハ區役所又ハ東京區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年九月二十八日　　司法大臣　平　沼　騏　一　郎

司法省民事局民事第三二八三號

東京地方裁判所長　今　村　恭　太　郎

東京市京橋區役所日本橋區役所神田區役所芝區役所深川區役所、及本所區役所ハ、本年九月一日、下谷區役所ハ同月二日火災ニ罹リ、戸籍簿除籍簿及寄留簿等燒失シタルニ付テハ、左ノ手續ニ依リ之ヲ再製セシムヘシ。

第一、京橋、日本橋、本所、下谷各區役所ノ本籍人身分登記簿ノ副本ヲ、遲滯ナク同區長ニ送付スヘシ。

第二、東京區裁判所ヲシテ其ノ保存スル京橋、日本橋、本所、下谷各區役所ノ戸籍副本、戸籍ニ關スル屆書類、加籍除籍異同ニ關スル屆書類ヲ、遲滯ナク同區長ニ送付セシムヘシ。

第三、東京區裁判所ヲシテ其ノ保存スル京橋、日本橋、神田、芝、深川、本所、下谷各區役所ノ除籍副本ヲ、遲滯ナク同區長ニ送付セシムヘシ。

第四、各區長ヲシテ前各號ニ依リ送付ヲ受ケタル書類、及大正十二年九月二十八日當省告示第二十一號ニ依ル申出及書類ニ基キ、戸籍簿及除籍簿ノ再製並寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ヲ爲サシムヘシ。

但シ大正四年以前ノ除籍簿ハ、再製シ得ル限リ可成漸次再製セシムヘシ。

第五、區長前各號ニ依リ、戸籍簿及除籍簿ノ再製並寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ヲ爲スコト能ハサルトキハ、其ノ旨ヲ監督區裁判所ニ申報セシムヘシ。

監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ、相當ノ調査ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ管轄地方裁判所長及當省ニ具申セシムヘシ。

第六、區長戸籍簿及除籍簿ノ再製並寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ヲ完了シタルトキハ、其ノ旨ヲ監督區裁判所ニ申報セシメ、且第一號乃至第三號ニ依リ送付ヲ受ケタル書類ヲ遲滯ナク還付セシムヘシ。監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ相當ノ調査ヲ爲シタル後、其ノ旨ヲ管轄地方裁判所長及當省ニ具申セシムヘシ。

第七、大正十二年當省告示第二十一號ニ依リ申出ヲ承合スル者アルトキハ、監督區裁判所判事又ハ、區長ヲシテ相當ノ指示ヲ爲サシムヘシ。

右訓令ス。

大正十二年九月二十八日　　司法大臣　平　沼　騏　一　郎

右告示は九月二十八日の官報に掲載せられたるも尙一般に普及せしむる趣旨を以て、其の寫を各區役所及東京區裁判所に掲示せしめ、且主なる新聞紙にも之を掲載せしめたり。

(三)滅失戸籍の謄本請求者に對する應急處置　今次の震火災は數萬の死亡者を出し而も其の内に生命保險の被保險者多數あるべき見込なるも、戸籍燒失の爲保險金請求に必要なる戸籍の謄本を得ること能はず、爲に保險金の支拂を受くるに支障を來さしむるが如きは、此の場合最も憂慮すべきこととなるを以て、應急の處置として、區裁判所をして其の保存する戸籍又は除籍の副本及屆書類に基き必要の證明を爲さしむることゝしたり。

横濱市役所及日下村役場の帳簿書類に關するものは、同市役所及同村役場は戸籍及寄留及寄留に關する一切の帳簿及書類を燒失し、横濱地方裁判所及同區裁判所亦火災に罹りて、其の保存する戸籍に關する帳簿書類の全部燒失したれば、火災前に爲したる總ての屆出事項を更に申出でしめ、一面同市役所又は村役場と戸籍に關して往復したる市町村長をして、更に往復書類の再送を爲さしめ、之に基き再製を爲すの外途なく、乃ち左の告示及訓令を發す。

司法省告示第二十六號

神奈川縣横濱市役所及同縣久良岐郡日下村役場ニ保存スル戸籍簿、除籍簿其ノ他ノ書類全部燒失シタリ。

左ニ掲ケタル者ハ、大正十三年三月三十一日迄ニ同市長又ハ同村長ニ、大正十二年九月十一日前ニ戸籍ニ關シ屆出又ハ申請ヲ爲シタル事項ヲ申出、又ハ同日前ニ送付ヲ爲シ、又ハ受ケタル屆書、申請書ノ寫ヲ送付スヘシ。

一、同市又ハ同村ノ戸籍ヲ有スル者ノ戸籍ニ關スル屆出又ハ申請ヲ爲シタル者。

一、同市又ハ同村ノ戸籍ニ記載セラレタル者。

一、利害關係人。

一、同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル屆書、申請書ヲ同市長又ハ同村長ニ送付シタル、市町村長並同市長又ハ同村長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル市町村長。

一、本年八月一日乃至九月一日ニ於テ同市長又ハ同村長ニ同市又ハ同村ニ本籍ヲ有セサル者ニ關スル屆出又ハ申請ヲナシタル者。

市町村長ノ送付スヘキ戸籍ニ關スル屆書類ハ、市町村役場又ハ區裁判所ニ保存スルモノニ付、市町村長之ヲ謄寫シテ送付スヘシ。

戸籍ニ關スル事項ノ申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト。

第二、申出人ニ於テ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ申出ト共ニ、之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト。

第三、申出人ハ申出ニ因リテ戸籍ニ記載セラルヘキ者ノ大正九年十月一日ニ於ケル居住ノ場所ヲモ申出ツルコト。

第四、方面委員其他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラルヽコト。

第五、尙申出ヲ爲スニ付テハ市役所村役場又ハ、横濱區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付、詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年十月三日　　司法大臣　平　沼　騏　一　郎

司法省民事局民事第三三九六號

横濱地方裁判所長　立　石　謙　輔

神奈川縣横濱市役所同縣久良岐郡日下村役場ハ、本年九月一日火災ニ罹リ戸籍簿、除籍簿等燒失シタルニ付テハ、左ノ手續ニ依リ之ヲ再製セシムヘシ。

第一、市長又ハ村長ヲシテ大正十二年十月三日當省告示第二十六號ニ依ル申出及書類ニ基キ、戸籍簿及除籍簿ノ再製ヲ爲サシムヘシ。

第二、市長又ハ村長ハ右申出及書類ニ依リ、戸籍簿及除籍簿ノ再製ヲ爲スコト能ハサルトキハ、其ノ旨監督區裁判所ニ申報セシムヘシ、監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ、相當ノ調査ヲ爲シタル後其ノ旨管轄地方裁判所長及當省ニ具申セシムヘシ。

第三、市長又ハ村長戸籍簿及除籍簿ノ再製ヲ完了シタルトキハ、其ノ旨監督區裁判所ニ申報セシムヘシ。

監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ、相當ノ調査ヲ受ケタル後、其ノ旨管轄地方裁判所長及當省ニ具申セシムヘシ。

第四、大正十二年當省告示第二十六號ニ依リ申出ヲ承合スル者アルトキハ、監督區裁判所判事、市長又ハ村長ヲシテ相當ノ指示ヲ爲サシムヘシ。

右訓令ス。

大正十二年十月三日　　司法大臣　平沼騏一郎

右告示の普及に付ては、東京に於けると同樣の途を講じたり。此くの如く横濱市及日下村の戸籍簿再製に付きては、一に申出に依るの外途なきを以て、申出の缺漏及不確實を防ぐ爲、前例と異り申出人の範圍を左の如く擴張したり。

一、同市又は同村に本籍を有する者の戸籍に關する屆出又は申請を爲したる者。
一、同市又は同村の戸籍に記載せられたる者。
一、利害關係人。
一、同市又は同村に本籍を有する者に關する屆書、申請書を同市長又は同村長に送付したる市町村長並同市長又は同村長より、其の送付を受けたる市町村長。

申出は一に本人の記憶に依る外なきを以て、往々記憶違を爲すことあるべきが故に、之に基く戸籍記載の錯誤遺漏を防ぐ爲、統計局と協議し、申出を國勢調査表と照査することゝ爲したり、乃ち左の閣令あり。

閣令第十號

震災ニ因リ燒失シタル戸籍簿除籍簿再製ノ爲、第一回國勢調査申告書使用ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年十一月十五日　　内閣總理大臣伯爵　山本權兵衞

第一回國勢調査申告書ハ、國勢調査施行細則第十一條ノ規定ニ拘ラス、大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ燒失シタル戸籍簿又ハ除籍簿ノ再製ノ爲必要ナル制度ニ於テ、當該官吏ヲシテ之ヲ使用セシムルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(參照)

大正八年五月二十八日閣令第六號國勢調査施行細則抄錄

第十一條　國勢調査申告書ハ、統計上ノ目的ニノミ使用シ、如何ナル場合ト雖之ヲ公表スルコトヲ得ス。

若夫れ横濱市の寄留簿に至りては、住民の大部分地方に避難し、歸住の意思未定なるを以て直に寄留に關する申出を爲さしむる能はず、暫く居住の安定を待ちて再製する事とせり。

又横濱區裁判所に於て燒失したる戸籍及除籍簿副本の再製に關しては、管內各市町村長各自保存の帳簿に基き再製して送付せしむべきものなるも、區裁判所管內市町村役場の被害は、横濱市及日下村の外不明なるを以て、其調査完了を待ち、再製を命ずる事とす。

千葉地方裁判所管內に於ては、北條區裁判所及同町役場を始め數多被害の箇所あるべき見込なるも、多くは家屋の倒壞に止まり、燒失を免れたるを以て、埋沒書類にして破損散亂せざる限り、容易に轉寫し得べきを以て、取敢へず書類の發掘を急ぐべき旨通牒す。

四、登記恢復

東京區裁判所管內に於て、林町登記所二長町登記所燒失したるを以て、兩登記所事務を東京區裁判所に委任し、登記恢復は、恢復登記期間を大正十三年三月十五日までとし、且解釋上申請書に添附すべき證憑書類を擴張し、證憑書類の不備なるものは兎に角申出を爲さしめ、出來得る限り登記恢復の便宜を與ふる事とし、乃ち左の告示を爲すと同時に、東京市內各區役所及兩登記所燒跡其他樞要の場所に告示同趣旨の公告を揭示す。

司法省令第十八號

東京區裁判所二長町出張所、及同區裁判所林町出張所ノ管轄ニ關スル登記事務ハ、同區裁判所ナシテ之ヲ取扱ハシム。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令ハ、商業登記ノ事務委任ニ影響ヲ及ホサス。

大正十二年九月十五日　　司法大臣　平沼騏一郎

司法省告示第十八號

東京區裁判所林町出張所ハ、本年九月一日、同區裁判所二長町出張所ハ、同月三日、火災ニ罹リ、同出張所ニ備ヘアリシ不動產登記、及漁業組合登記ニ關スル帳簿及書類、全部燒失シタリ。

燒失シタル登記簿若ハ共同人名簿ニ登記ヲ受ケタル者、又ハ同出張所ニ對シ、登記ニ關スル通知若ハ囑託ヲ爲シタル官廳、公署ハ、大正十三年三月十五日迄ニ登記回復ノ申請ヲ爲シ、又ハ其通知若ハ囑託ヲ爲スヘシ。

前項ニ定メタル期間內ニ、不動產ニ關スル登記ノ回復ヲ申請シ、又ハ其ノ囑託ヲ爲ストキハ、登記シタル權利ハ、仍前登記簿ニ於ケル順位ヲ有スヘシ。

燒失シタル共同擔保目錄、工場財團目錄又ハ圖面ヲ差出シタル者ハ、大正十三年三月十五日迄ニ之ヲ提出スヘシ。

第一、登記回復ノ申請書ニハ、登記濟證ヲ添附スルヲ本則トスルモ、登記濟證ナキモノニ付テハ、此際前主ノ登記濟證、登記簿ノ謄本抄本、船舶登記證書、土地臺帳謄本、船舶原簿ノ謄本抄本、區役所ノ證明書、他ノ登記簿ノ謄本抄本共同擔保ノ一部ノ登記簿ノ謄本抄本等、ヲ添附スルコト。

第二、前項ニ揭ケタル添附書類ナキ場合ト雖、登記事項ノ證明アリト認ムルトキハ、申請ヲ受理スヘキニ依リ、隣地所有者又ハ權利上利害ノ關係ヲ有スル者ノ證明書、其ノ他苟クモ證據トナルヘキ書類ハ、之ヲ添附シ申請スルコト。

第三、前二項ノ證憑書類ナキモノニ付テハ、回復登記ノ申請ヲ受理スルコトヲ得サルモ、登記所ハ出來得ル限リ、回復登記ニ關シ便宜ヲ計ルヘキニ依リ、當事者ハ兎ニ角回復スヘキ登記事項ヲ登記所ニ申出ツヘシ。

大正十二年九月五日　　司法大臣　平沼騏一郎

司法省告示第十九號

東京區裁判所林町出張所ハ、本年九月一日、同區裁判所二長町出張所ハ、同月三日火災ニ罹リ、同出張所ニ備ヘアリシ確定日附簿全部燒失シタルニ付、同出張所ニ於テ確定日附ヲ附シタル私書證書ヲ所持スル者ハ、大正十三年三月十五日迄ニ其證書ヲ差出スヘシ。

大正十二年九月十五日　　司法大臣　平沼騏一郎

横濱地方裁判所管內各登記所の被害狀況は、露山、鶴峰兩參事官を出張せしめ其の調査を爲さしめたり。

横濱區裁判所は、横濱市青木町上臺帳八十五番地百八十五番地百九十番地千八百二十一番地同町字鶴屋町三千四百九十七番地の二同番の三十七に假廳舍を設け、同所に於て他の裁判事務と共に登記事務を執ることとし、登記の恢復後は、恢復登記期間を大正十三年四月一日迄と定め、東京に於ける告示と略ぼ同趣旨の告示を爲し、同時に市役所其の他の市內樞要の場所に公告を揭示したり、而して同區裁判所に於ける不動產登記の恢復は、其の申請書に前登記濟證に代へ他の證明書を添附すべき場合に於ては、藤木官一發行の地籍臺帳を備へ、又商業登記は、官報及東京興信所發行の銀行會社要錄を備へ、以て登記官吏の職權調査の資料と爲したり。

五、調停和解等措置

災後紛爭の虞ありたる借家借地事件は、從來の借地借家調停法を活動せしめ、相互の德義と同情とに基き之を解決するの方針を執り、借地借家調停委員會を災地の各所に出張せしめて之に當る事とし、九月二十六日麴町芝赤坂淺草四區に、二十七日日本橋京橋神田下谷四谷に、二十八日本所區に、何れも調停委員會出張所を開き、區役所構內若くは其附近に假建築をなして出張所とし、各出張所に主任判事一名書記一名雇員一名づゝを日々出張せしめ、調停委員の二名乃至四名の出頭を求め、假受付を爲し、本式の調停法に據るべきは區裁判所に報告して本受付とし、對手の出頭を求めて調停する事とし、區役所警察署に交涉し民衆を指導し、紛爭は成るべく各出張所へ屆出でしむ、十三年

七月二十二日に至り、法律第十六號借地借家臨時處分法の公布あり、八月十一日之が施行期日地區及取扱場所等を定む。

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル借地借家臨時處理法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝　政　名

大正十三年七月二十二日

内閣總理大臣子爵　加藤　高明

司法大臣　横田千之助

法律第十六號

借地借家臨時處理法

第一條　本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ、借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ。

第二條　地代家賃敷金其他借地借家ノ條件カ著シク不當ナルトキハ、當事者ノ申立ニ因リ、裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ、借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲、其ノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ裁判所ハ敷金其ノ他ノ財產上ノ給付ノ返還ヲ命シ、又ハ給付ヲ地代若ハ家賃ノ前拂ト看做シ、其ノ他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得。

第三條　大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ノ借主ハ、其ノ建物ノ敷地又ハ其換地ノ上ニ新ニ築造セラレタル建物ニ付、其ノ完成前貸借ノ申出ヲ爲シタルトキハ、他ノ者ニ優先シテ之ヲ貸借スルコトヲ得、滅失シタル建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル假設建築物ノ借主亦同シ。

前項ノ申出ヲ受ケタル者、申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絕ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス。

第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絕スルコトヲ得ス。

第四條　前條ノ場合ニ於テ、借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ、申立ニ因リ、裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ、從前ノ貸借ノ條件建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ、借家關係ヲ定ムルコトヲ得。

第五條　新ニ築造セラレタル建物ニ付、第三條第一項ノ規定ニ依リ貸借ノ申出ヲ爲シタル者數人アル場合ニ於テ貸借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ、裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ假設建物ノ狀況借主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ、其ノ割當ヲ爲ス。

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ、裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用ヰテ割當ヲ爲スコトヲ得。

裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲必要アリト認ムルトキハ、割當ヲ受ケサル借主又ハ著シク不利益ナル割當ヲ受ケタル借主ノ爲、割當ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ、相當ナル出捐ヲ命スルコトヲ得。

第六條　大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ニ居住シタル者カ、其ノ建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シタル場合ニ於テ、敷地ノ借主カ之ニ同意シタルトキハ、其ノ同意ニ付地主ノ承諾ヲ得サリシ場合ト雖モ、地主ハ之ヲ理由トシテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス、但シ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第七條　借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物カ、大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ、其ノ借地權ハ借地權ノ登記及其ノ土地ノ上ニ存スル建物ノ登記ナキモ、之ヲ以テ大正十三年七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得。

第八條　第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ因ル裁判ハ、借地又ハ借家ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス。

第九條　鑑定委員會ハ、五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス。

第十條　鑑定委員ハ、特別ノ知識經驗アル者、其ノ他適當ナル者ニ就キ每年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者、又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ、各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス。

第十一條　鑑定委員會ノ決議ハ、委員ノ過半數ノ意見ニ依ル。

第十二條　鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス。

第十三條　鑑定委員ニハ旅費日當及止宿料ヲ給ス、其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第十四條　借地借家調停法第四條ノ二及第五條ノ規定ハ、第二條第四條及第五條ノ規定ニ依ル申立、竝第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス、此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツル コトヲ得ス。

第十五條　第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ、即時抗告ヲ爲スコトヲ得、其ノ期間ハ之ヲ二週間トス。

前項ノ即時抗告ハ、執行停止ノ效力ヲ有ス。

第十六條　本法ニ依ル裁判ニシテ財產上ノ給付ヲ命スルモノハ、執行力ヲ有スル債務名義タル效力ヲ有ス。

第十七條　本法ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ、民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル。

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

本法ハ大正十八年四月三十日迄其ノ效力ヲ有ス。

本法失效ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

朕借地借家臨時處理法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝　政　名

大正十三年八月十一日

内閣總理大臣子爵　加藤　高明

司法大臣　横田千之助

勅令第百七十四號

借地借家臨時處理法ハ、大正十三年八月十五日ヨリ東京府及神奈川縣ノ内借地法及借家法ノ施行地區（東京府荏原郡大森町大井町入新井町目黑町平塚村、豐多摩郡中野町落合町代々幡町、北豐島郡板橋町王子町三河島町尾久町長崎村、南足立郡千住町、南葛飾郡隅田町ニ之ヲ施行ス。

前項ノ地區外ニ跨リテ築造セラレタル建物アル場合ニ於テハ、借地借家臨時處理法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付亦之ヲ適用ス。

朕借地借家臨時處理法ニ規定スル鑑定委員ノ旅費、日當及止宿料ニ關スル件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝　政　名

大正十三年八月十一日

内閣總理大臣子爵　加藤　高明

司法大臣　横田千之助

勅令第百七十五號

借地借家臨時處理法ニ規定スル鑑定委員ノ旅費、日當及止宿料ニ付テハ、大正十一年勅令第三百三十九號第三條及第四條ノ規定ヲ準用ス。

附　則

本令ハ、大正十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

司法省告示第三十四號

東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル借地借家臨時處理法第二條第四條乃至第六條ノ裁判事務ハ、大正十三年八月十五日ヨリ左記場所ニ於テモ之ヲ取扱フ。

一、東京市麴町區富士見町六丁目一番地（東京區裁判所富士見町出張所東隣）。

一、同市下谷區二長町東京區裁判所二長町出張所內。

一、同市本所區林町二丁目東京區裁判所林町出張所內。

大正十三年八月十二日

司法大臣　横田千之助

又證據保全及和解事件も同じく區裁判所出張所之を取扱ひ、十二年十月二十六日出張所設置の告示を爲し、後二三の位置變更を行ふ。

司法省告示第三十一號

東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル證據保全事件及和解事件ハ、當分ノ內左記箇所ニ於テモ之ヲ取扱フ。

大正十二年十月十日

司法大臣　平沼騏一郎

場　所　　所　在

東京少年審判所　東京市麴町區富士見町六丁目

場所	所在
東京市立一ッ橋高等小學校	東京市神田區一ッ橋通町
日本橋區役所跡	同　市日本橋區蠣殼町一丁目
京橋區役所假事務所	同　市京橋區築地三丁目寺跡
東京區裁判所赤羽町出張所	同　市芝區赤羽町
赤坂區役所	同　市赤坂區丹後町
麟祥院	同　市本所區龍岡町
下谷區役所假事務所	同　市下谷區上野公園自治會館
東京市立富士尋常小學校	同　市淺草區馬道町七丁目
相生警察署	同　市本所區相生町三丁目
岩崎別邸	同　市深川區清住町

司法省告示第三十九號

東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル證據保全事件及和解事件ハ、當分ノ内左記箇所ニ於テモ之ヲ取扱フ。

大正十二年十月二十六日　司法大臣　平沼騏一郎

場所	所在
牛込區役所	東京市牛込區辨天町
小石川區役所	同　市小石川區水道町

前右場所ニ於テハ借地借家調停委員出張シ、調停事件ヲモ取扱フモノトス。

司法省告示第四十三號

大正十二年十月司法省告示第三十一號東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル證據保全事件及和解事件ヲ取扱フ場所中、東京市神田區一ッ橋通町東京市立一ッ橋高等小學校ヲ同市同區錦町一丁目神田區役所ニ、同市淺草區馬道七丁目東京市立富士尋常小學校ヲ同所象潟警察署ニ、同市京橋區築地三丁目本願寺跡京橋區役所假事務所ヲ同市同區築地三丁目京橋區役所ニ變更ス。

大正十二年十一月五日　司法大臣　平沼騏一郎

司法省告示第二號

大正十二年十月司法省告示第三十一號東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル證據保全事件及和解事件ヲ取扱フ場所中、東京市淺草區馬道七丁目象潟警察署ヲ同所九番地（象潟警察署向側）ニ變更ス。

大正十三年一月十六日　司法大臣　鈴木喜三郎

司法省告示第三號

大正十二年十月司法省告示第三十一號中東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル證據保全事件及和解事件ヲ取扱フ場所「赤坂區役所」ノ所在ヲ「赤坂區青山南町一丁目五十一番三號四號五十五番地一號」ニ變更ス。

大正十三年一月二十一日　司法大臣　鈴木喜三郎

而して借地借家調停和解及證據保全事務に從事するため、大正三年十二月東京區裁判所書記の增員を爲せり。

朕東京區裁判所ニ臨時職員增置ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十二月二十六日

内閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

司法大臣　平沼騏一郎

勅令第五百十七號

震災地ニ於ケル借地借家調停、和解及證據保全ニ關スル事務ニ從事セシムル爲、震災應急費ノ範圍内ニ於テ、東京區裁判所ニ裁判所書記三十人以内ヲ臨時增置スルコトヲ得。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

調停和解證據保全の結果は、左の如し。

借地借家調停委員會臨時出張所設置後（自大正十二年九月二十六日至同十二月三十一日）調停成立成績表

本表ハ十二月三十一日迄ノ調停成立ノ報告アリタルモノニ付其ノ表ノミニ依リ作成シタルモノナリ、從テ其ノ計數ハ極テ概數ニシテ、必スシモ精確ヲ期シ難シ、就中「バラック」撤去ヲ求ムルモノニモ土地所有者ト借地人トノ爭ヲ混スルヲ保セス、又ハ同上ノ要求ノ内借地人タル家主ト借家人トノ爭ヲ混スル無シト云フ能ハス。

借家人ト土地所有ノ家主間ノ「バラック」建設爭	調停ノ結果	麴	神	日	京	芝	赤	本郷	下	淺	本所	深	牛	小	計
家主ノ「バラック」撤去要求又ハ其建設異議	家主假屋ヲ買取リ更ニ借家人ニ貸付	—	四一	一五	一八	四	—	四	一七	一八	一四	六	—	—	一三七
	家主假屋ヲ買取リ借家人ハ撤退	—	四	八	三	二	—	一	一	三	四	三	—	—	二八
	借家人ハ撤退シ家主ハ移轉料支拂	—	二	一	五	二	一	一	三	六	六	四	—	—	三一
	借家人ハ假屋ヲ撤去シ家主カ之ヲ建設貸付	—	三	八	五	四	—	六	一八	三	二	一〇	—	一	六八
	借家人短期間ニ假屋撤去	六	二五	九	一〇	九	—	五	五〇	二九	四五	一四	—	三	二〇五
	借家人ハ假屋撤去家主ハ他ノ地ニ建設ヲ有料承諾	—	二	三	二	—	一	一	二	二	七	二	—	—	二二
	借家人ノ建設ヲ有料承諾本建築迄	一六	二四	六	四	二	二	一	一四	八	四〇	四	—	—	一二一
	借家人ニ短期間建設ヲ承諾家主追テ建設貸付	—	三	—	二	二	—	六	五	五	六	九	一	一	四〇
	借家人ノ假屋一部變更	—	一	一	—	—	—	—	一	—	一	—	—	—	四
	借家人ノ假屋建設ハ一時有料承諾	八	五〇	三	五	六	—	三	二五	六六	一四	一九	二	一	二〇二
借家人ノ「バラック」建設承諾要求	家主敷地ヲ貸付	一	七	—	一	一	—	—	—	三	—	—	—	—	一三
	家主カ假屋建設借家人ニ貸付	二	二四	三	四	五	二	五	一五	二	三	五	一	—	一一〇
	家主カ借家人建設ノ假屋ヲ買取リ借家人ニ貸付	—	五	一	四	—	—	—	二	九	三	—	—	—	二四
	借家人ノ假屋建設有料承諾一定期迄	九	二二	八	七	二	六	四	一〇	一六	一七	九	一	—	一一一
	借家人ノ假屋一時建設ハ無料承諾	—	一	三	—	—	二	四	—	一	三	四	—	—	一八
	借家人ノ假屋一時建設ヲ承諾家主ハ他ニ建設貸付	—	一	二	一	—	—	一	一	一	一	二	—	—	一〇

（令狀ノ執行）

第百二十八條　令狀ハ檢察官、檢察事務官又ハ司法警察職員之ヲ執行ス

（令狀ノ提示）

第百二十九條　令狀ハ被疑者ニ對シ之ヲ提示スルコトヲ要ス

（令狀ノ一部ノ執行）

第百三十條　數個ノ令狀ヲ同時ニ執行スル場合ニ於テ被疑者ニ對シ其ノ一部ノ執行ヲ終リタルトキハ殘部ノ執行ハ之ヲ妨ケス

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百三十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百四十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百五十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百六十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百七十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百八十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第百九十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百二十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百三十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百四十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百五十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百六十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十四條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十五條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十六條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十七條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十八條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百七十九條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百八十條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百八十一條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百八十二條　令狀ノ執行ニ際シ必要アルトキハ閉鎖ノ開扉、封金ノ開披、抵抗ノ抑止其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得

（令狀ノ執行ト必要ナル處分）

第二百八十三條　令狀ノ執行ニ際シ必要

地主ト借地人トノ争	地主ノ地所明渡請求	借地一時返還賃料減額	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	一
		借地權承認	｜	四	三	｜	｜	一	｜	一	一	五	五	｜	｜	二〇
	借地經界ノ争	境界線確定	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜	｜	一	一	｜	｜	五
	地主ヨリ土地發掘禁止ノ請求	原狀ニ復ス	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二
計			七〇	四二九	二二	三二七	一二三	八三	一四四	四二八	五〇〇	五二一	二七三	二四	二二	三,〇三三

震災事變ニ關スル自大正十二年九月二十六日至大正十三年十二月三十一日東京區裁判所及其出張所取扱借地借家調停事件總當月數

廳名	受理 假受付	受理 本受付	既濟 成立	既濟 不成立	既濟 取下	未濟
東京區裁判所	｜	二二	九七	三	七一	三六
	｜	三	七	｜	一六	
日本橋區	一,三二九	六七〇	四六六	五	一六五	三四
	二五	三一	一八	一	三	
淺草區	二,七九三	二,二六四	一,六九九	一三	五〇〇	五三
	五三	五三	二九	一	六	
下谷區	二,八八七	一,九〇三	一,四三六	四八	三七二	四六
	九三	九〇	九六	｜	一七	
本所區	二,七〇九	二,五二六	二,一二九	一三	三二八	三六
	五一	五一	七三	二	一〇	
赤坂區	二七三	二二五	一二五	二	八三	未濟十六件ハ東京區ヘ
	｜	｜	｜	｜	｜	
京橋區	一,六六三	一,二三三	八九七	三一	二六七	一七
	二九	二二	二六	一五	二	
芝區	一,〇〇〇	八八五	五三八	九	三五一	八七
	七五	七〇	四一	｜	六	
本郷區	八三三	五四三	四一三	八	一〇四	三三
	二九	二九	二八	二	六	
深川區	一,七九〇	一,二六一	九八四	一七	二五三	八
	一九	一九	一九	二	二	
麴町區	七三九	四二九	三三四	一三	八一	二六
	二〇	二一	二一	｜	七	
神田區	一,八六七	一,四六〇	九七三	一	四四〇	四六
	五〇	三七	二六	｜	七	
牛込區	一三八	七七	四九	二	三三	未濟四件ハ麴町出張所ヘ
	｜	｜	｜	｜	｜	
小石川區	一四七	七五	六二	｜	六	未濟五件ハ本郷出張所ヘ
	｜	｜	｜	｜	｜	
計	一八,〇五七	一三,七一八	一〇,一八二	一六五	二,九三二	四四三
	四四三	四二四	三六三	二三	八二	

備考

赤坂、牛込、小石川ノ各出張所ノ分ハ大正十二年九月二十六日ヨリ大正十三年五月十日迄ノ取扱件數ヲ計上シタルモノナリ。

震災事變ニ關スル自大正十二年十月十日至大正十三年十二月卅一日東京區裁判所及其出張所取扱和解證據保全事件總當月數

廳名	和解事件 受理 假受付	受理 本受付	既濟 調	既濟 不調	既濟 取下	未濟
東京區裁判所	｜	二,七七六	二,五四四	一二五	四九	三六
	｜	二六九	二六一	八	一〇	
日本橋區	八八	七七	三六	四	一四	三
	六	六	二	｜	一	
淺草區	六〇七	五九三	四三六	九	一二六	三三
	四五	四五	二七	一	二	
下谷區	三三三	二八五	二三八	一	四一	五
	三五	三五	四六	｜	四	
本所區	三三八	三三五	二〇〇	一五	一五	一五
	五	五	五	｜	七	
赤坂區	一七	一四	二	｜	三	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
京橋區	一六四	一六一	一四四	五	三	｜
	二	二	一三	｜	｜	
芝區	六二	五六	四三	｜	二	二
	一	一	｜	｜	｜	
本郷區	七四	六三	四五	一	一四	三
	一	一	｜	｜	｜	
深川區	二九八	二二〇	一四七	｜	七三	｜
	六	六	二	｜	五	
麴町區	一二四	一〇一	三九	八	二六	六
	八	八	二	一	一	
神田區	一九四	一二九	七六	三	三九	一
	一〇	一	一	｜	一	
牛込區	二七	一六	一三	｜	三	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
小石川區	三四	三四	二〇	｜	四	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
計	二,三四一	四,八六〇	四,〇三三	一六一	三五三	九五
	一二八	四〇八	三七九	一〇	三〇	

廳名	證據保全事件 受理 假受付	受理 本受付	既濟 許可	既濟 却下	既濟 取下	未濟
東京區裁判所	｜	三六	四四	三	九	｜
	｜	一	一	｜	｜	
日本橋區	一	一	一	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
淺草區	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
下谷區	三	三	三	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
本所區	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
赤坂區	三	三	三	｜	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	
京橋區	一	一	｜	｜	一	｜
	｜	｜	｜	｜	｜	

芝區		七	七	七	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
本郷區		0	ー	ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
深川區		七	ー	ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
麹町區		一	一	一	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
神田區		10	六	六	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
牛込區		ー	ー	ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
小石川區		三	一	一	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー	ー	
計		三六	七九	六六	三	10	ー
		ー	一	一	ー	ー	

備考
赤坂、牛込、小石川ノ各出張所ノ分ハ客年十月十日ヨリ本年五月十日迄ノ取扱件數ヲ計上シタルモノナリ。

震災事變ニ關スル（自大正十二年九月十四日至大正十三年三月卅一日）借地借家ノ假處分申請事件（第一申立）總當月數

事件別		申立件數	既濟 許可	既濟 却下	既濟 取下	既濟 計	未濟
東京地方裁判所	家屋	五三六	四五四	四一	三三	五二八	八
		四二	三〇	五	五	四〇	
	地所	四四六	三五二	四一	四七	四四〇	六
		二八	二四	二	ー	二六	
	計	九八二	八〇六	八二	八〇	九六八	一四
		七〇	五四	七	五	六六	
東京區裁判所	家屋	一、四七〇	一、三三一	一〇七	一九	一、四五七	一三
		一〇一	七七	七	九	九三	
	地所	一、二一三	一、〇一四	七〇	一二五	一、二〇九	四
		二二	一二	ー	七	一九	
	計	二、六八三	二、三四五	一七七	一四四	二、六六六	一七
		一二三	八九	七	一六	一一二	

六、商事救濟

（一）債務及權利保存期延長　私法上の金錢債務支拂延期及手形等の權利保存行爲の期間を延長する事とし、既記の如く緊急勅令、

勅令第四百四號

第一條　大正十二年九月一日以前ニ發生シ、同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲナスヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ、債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣、及震災ノ影響ニ因リ、經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ、三十日間其ノ支拂ヲ延期ス、但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ、該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付キ之ヲ適用スルコトヲ得、前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得。

第二條　左ニ揭クル支拂ニ付テハ、前條ノ規定ヲ適用セス。

一、國府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂。

二、給料及勞銀ノ支拂。

三、給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂ニシテ、一日百圓以下ノモノ。

第三條　手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ、大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ、第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ハ、其ノ行爲ヲ爲スヘキ時期ヨリ三十日內ニ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ有ス。

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

尙勅令に付きて左の說明書を發表したり。

本令ノ要領左ノ如シ。

第一、金錢債權ノ支拂延期

今回ノ震災ニ因リ金融頓ニ杜絕シ經濟界ノ混亂ヲ來タスノ危險アルヲ以テ、政府ハ逼切迫セル狀態ヲ緩和スル爲、貯金貸金其ノ他ノ金錢債權ニ付、債權者ヲシテ事態ノ重大ナルニ省ミ、姑ク其債權ノ取立ヲ猶豫セシメ、其間債務者ヲシテ徐ニ其經營ヲ整理シタル上、之カ支拂ヲ爲サシムルノ極メテ緊急ナルヲ認メ、三十日間ノ支拂延期ヲ定メ以テ金融ノ圓滑ヲ計ルコトヽシタリ。

本令ノ適用上注意スヘキ事項、左ノ如シ。

一、債務者ハ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及他日勅令ヲ以テ追加スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノナルコト。

二、債務者ノ前記ノ地區以外ノ營業所ニ在リテハ、其ノ營業所ノ取引ニ關スル債務ハ支拂延期トナラサルコト。

三、本月一日以前（一日ヲ含ム）ニ發生シタル債務ナルコト。

四、本月一日以後（一日ヲ含ム）本月三十日迄ノ間ニ支拂フヘキ債務ナルコト。

五、本令ハ支拂延期ノ爲國民ノ直接日常生活ニ支障ヲ來タササラシムルカ爲、除外例トシテ左ニ揭クルモノニ付テハ支拂延期ヲ許サヽルコトヽセリ。

イ、國府縣市町村等ノ債務。

ロ、職工、社員等ノ給料及勞銀。

ハ、右給料勞銀ノ支拂ノ爲ニスル會社雇主等ノ銀行預金ノ引出。

ニ、其ノ他各人一日百圓以下ノ銀行預金ノ引出。

第二、手形其他ノ流通證券權利保存行爲ノ期間延長

前項ト同樣ノ趣旨ニ依リ、手形倉庫證券等ノ有價證券ニ付、前ニ揭ケタル地區ニ於テ、本月一日ヨリ三十日迄ノ間ニ爲スヘキ呈示拒絕證書ノ作成等ノ權利保存行爲ニ付テハ、法定ノ時期ヨリ三十日內ニ爲スニヨリ其效力ヲ保有スルコトトシタリ。

既にして同年九月二十七日に至り、大正十二年勅令第四百四號第三條第一項の適用に關し、左の勅令發布せらる。

朕大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ適用等ニ關スル件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年九月二十七日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

司法大臣　平沼騏一郎

勅令第四百二十九號

大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ規定ハ、手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ、大正十二年十月一日ヨリ同年同月三十一日迄ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付之ヲ適用ス。

同令第三條第一項中、三十日ノ期間ハ、手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ、大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付テハ之ヲ六十日ニ延長ス。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

而して同勅令の解釋に關する疑義に對し、司法省民事局よりの回答左の如し。

大藏省銀行局長問合（大正十二年九月二十四日）

大正十二年九月七日勅令第四百四號（民法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル件）ノ適用ニ關シ、左記事項ニ付疑義相生シ申候處、貴局御意見承知仕度、此段及御照會候也。

一、本年九月中ニ滿期日ニ達セル手形ノ債務者カ、前記勅令ノ援用ニ依リ、其ノ支拂ヲ延期シタル場合ニ於テ、該手形ノ所持人ハ、其ノ債務者ニ對シテ延期々間中ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ルヤ、若シ請求スルコトヲ得ルモノトセハ、其ノ利息ハ法定利息ナリヤ、又ハ約定利息（割引日歩）ナリヤ。

二、普通手形ノ支拂カ延延シタル場合ニハ、手形債務者ハ、延滯利息ヲ特約ナキトキハ約定利息（割引日歩）ヲ支拂フノ商慣習アリ、然ルニ本年九月中ニ滿期日ニ達セサル手形ノ債務者カ、前記勅令ノ援用ニ依リ其ノ支拂ヲ延期シタル場合ニ於テ、該手形ノ所持人ハ手形支拂ノ遲延ニ準スヘキモノトシテ、右商慣習ヲ援用シテ延期期間中ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ルヤ。

三、手形取引ノ行ハルヽ際、當事者ノ意思ハ單純ニ手形ナル證券ノ賣買ヲナスコトヲ目的トセス、先ツ金錢ノ消費貸借ヲナスノ契約ヲ締結シ、然ル後右契約ヲ確保スルノ手段トシテ手形ノ授受ヲ行フ場合アリ（即チ手形ヲ借用證書ノ代用トス）、此種ノ手形カ本年九月中ニ滿期日ニ達シ、而シテ手形債務者カ前記勅令ヲ援用シテ其ノ支拂ヲ延期シタルトキハ、手形所持人ハ手形債權者トシテ延期期間中ノ利息ヲ請求セサルモ、當事者ノ眞意ナル消費貸借ノ債權者トシテ該期間中ノ利息ヲ請求シ得ルヤ（本問ニ就キテハ理論上ノ可否ノミナラス、判例カ手形取引ニ關スル訴訟ニ於テ手形上ノ權利義務ト併立的ニ或ハ專ラ當事者ノ眞意タル消費貸借ノ存在ヲ認メタリヤ否ヤヲモ擧示セラレタシ）。

四、消費貸借ニ基ク金錢債務（證書貸付、銀行預金、コールローン等）カ前記勅令ノ援用ニ依リ延期セラレタル場合ニ於テ、債權者ハ延期々間中ノ利息ヲ請求シ得ルヤ、若シ請求シ得トスレハ、法定利息ナリヤ約定利息ナリヤ。

民事局長回答（大正十二年十月一日）

標記ノ件ニ關シ、客月二十四日附ヲ以テ御照會ノ趣了承、今回發布相成タル支拂猶豫令ノ趣旨ハ、金錢債務ノ內容ヲ變更セシテ唯其支拂ヲ延期シタルニ止マルヲ以テ、利息附ノ債務ハ猶豫期間內モ同樣ノ利息ヲ生シ、無利息債務ハ猶豫期間內利息ヲ生スルコトナシ、而シテ手形上ノ債務ニハ商法上利息ヲ附スルコトヲ得サルヲ以テ、支拂猶豫令ノ適用ヲ受ケタル手形ニ付テハ猶豫期間內利息ヲ生スルコトナシ、又支拂ノ猶豫アリタルヲ以テ、猶豫期間內ハ債務者ハ遲滯ニ陷ルコトナク、從テ遲延利息ヲ支拂フノ義務ナキハ勿論ナリ、唯手形取引ニ於テハ、御申越場合第三ニ示スカ如ク、當事者カ一方ニ於テ消費貸借ノ契約ヲ爲シ、其支拂ノ方法又ハ擔保トシテ手形ノ發行又ハ裏書讓渡ヲ爲スハ通常行ハルヽ所ニシテ、此場合ニ於テ民事債務ノ關係ト手形關係トカ相牽聯シテ併立スルコトハ、大審院判例ノ認ムル所ニ有之候、斯カル場合ニ於テモ、手形債權トシテ猶豫期間內ノ利息ヲ生セサルハ前段說示ノ通リナルモ、之ト牽聯スル民事貸借ノ關係ニ於テハ、其貸借カ本來利息附ナル以上ハ猶豫期間內同樣ノ利息ヲ生スルコトモ、前段ノ說明ニ依リ明ナルヘシ、但手形ノ發行又ハ裏書讓渡ニ因リ同時ニ一面貸借ノ關係ヲ生シタル場合ニ於テハ、猶豫期間內ノ利率ハ、手形ノ發行又ハ裏書當時ノ割引日歩ニ依ルヘシト解セラレサルニ非サルモ、手形切換ノ場合ニ於ケル割引日歩ニ依ルモノトスルヲ當事者ノ意思ニ合スルモノト認ムヘキヲ以テ、其ノ切換ノ時期タル手形本來ノ滿期日ニ於ケル割引日歩ニ依リテ猶豫期間內ノ利率ヲ定ムルヲ妥當ナリト思考致候、此段及回答候也。

追テ御問合ノ問題ハ頗ル疑問ノ存スル所ニシテ、最終ノ決定ハ判決例ニ俟ツノ外ナキ次第ニ有之候條、此儀御含置相成度、爲念申添候。

大藏次官問合（大正十二年十月三日 秘第九八〇號）

大正十二年勅令第四百四號ノ適用ニ關シテハ、客月二十四日附ヲ以テ當省銀行局長ヨリ貴省民事局長宛御照會ニ對シ、民事局長ヨリ本月一日附ヲ以テ御回答ノ次第モ有之候處、前記勅令ニ於テ私法上ノ金錢債務ニツキ延期スト規定シタルハ、一應債務ノ期限ヲ變更シタルモノト解セラレサルニ非サルモ、該勅令ノ制度ハ當時金融界ノ實況ニ鑑ミ、急激ナル取立ニ因ル混亂ヲ防止セントスル趣旨ニ出テタルモノニシテ、利息其他ノ關係ニ於テ、債權者又ハ債務者ニ特別ノ利益ヲ與ヘントスルモノニ非サルカ故ニ、右ノ規定ハ債務ノ辨濟ヲ變更シタルモノニ非シテ、債務者ニ對シ一般的ニ抗辯權ヲ與ヘタルモノニ過キス、從テ債務者ハ前記勅令ノ猶豫期間內ニ於テモ辨濟ヲ爲スコトヲ妨ケス、又手形債務ニツキテハ、其支拂ノ請求ナキトキハ、債務者ハ供託ニ因リテ其債務ヲ免ルルコトヲ得ヘク、手形債權者ハ該猶豫期間內ニ於テモ、手形ノ支拂ヲ要求スルコトヲ妨ケス、其支拂ナキトキハ拒絕證書ヲ作成シ、以テ商法第四百七十一條及第四百九十一條等ノ規定ニ依リ、手形ニ記載シタル滿期日以後ノ法定利息ヲ請求スルヲ得ルモノト解スルヲ妥當トスヘク、之ニ反シテ前記勅令ヲ以テ債務ノ辨濟期ヲ變更シタルモノナリト解スルトキハ、其結果債務者ニ種々ノ不利益ヲ生スヘキト同時ニ、手形ニ付テハ、債權者ハ當然延期々間中ノ利息ヲ請求シ得サルコトヽナルヘク、此ノ如ク解スルハ前記勅令發布ノ趣旨ニ副フ所以ニ非ル樣思料致候處、貴省御意見承知致度、此段及照會候也。

司法次官回答（大正十二年十月九日 秘第五五號）

本月三日秘第九八號ヲ以テ標記ノ件ニ付御照會ノ趣了承、支拂猶豫令ノ手形ノ滿期日ヲ變更スルノ効力ヲ生セス、從テ手形債權者ハ、債務者ニ對シ、滿期日以後保存行爲猶豫期間內ニ手形ノ支拂ヲ請求シ、債務者其支拂ヲ拒ミタルトキハ、拒絕證書ヲ作成シ、商法第四百七十一條及第四百九十一條ノ規定ニ依リ手形ニ記載シタル滿期日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得ヘク、支拂猶豫期間滿了ノ時ニ於テ支拂ノ拒絕アリタル爲、償還請求ヲ爲ス場合ニ於テモ、前段ノ趣旨ニ依リ、滿期日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得ヘシト思考致候、此段及回答候也。

（二）株主名簿喪失救濟及法人破產防止　大正十二年十月四日有價證券共他取引上の事に關し、左の建議あり。

今回ノ震災ニ因リ、公債、社債ノ證券及株券ヲ燒失シタルモノ頗ル多ク、株主名簿ヲ燒失シタル會社モ亦尠カラス、而シテ現行商法ノ規定ヲ以テ是等ノ場合ニ善處スルコト殆ント不可能ナルヲ以テ、政府ハ此際左記事項ニ關シ、緊急勅令ノ發布其他ノ方法ニ依リ適當ノ方策ヲ講セラレンコトヲ望ム。

一、會社カ株主名簿ヲ燒失又ハ紛失シタル場合ニ於テ、株主名簿ノ再製ヲ容易ナラシメ、且ツ株主總會ヲ開催ノ方法ニ關シ、規定ヲ設クルコト。

二、株式讓渡ニ關スル白紙委任狀又ハ株券ヲ燒失又ハ紛失シタル者ニ對スル規定ヲ設クルコト。

三、無記名公債券ヲ燒失又ハ紛失シタル場合ニ於テ、之ヲ所持シタルコトノ明瞭ナル分ニ對シテハ新證券交付ノ途ヲ講スルコト。

四、商取引上ノ爭議ヲ解決スル爲メ簡單ナル調停機關ヲ設クルコト。

右ハ日本經濟聯盟會竝ニ日本工業俱樂部聯合理事會ノ決議ヲ以テ、玆ニ及建議候也。

大正十二年十月四日

日本經濟聯盟會常務理事　土方久徵

社團法人日本工業俱樂部理事長　團琢磨

司法大臣　平沼騏一郎殿

大正十二年十月六日財產の評價に關する左の建議あり。

今回ノ震災ニ因リ、法人所有ノ財產殊ニ有價證券ノ評價ハ著シク變動ヲ蒙レリ、是ニ對シ現行商法ノ條規ヲ適用セハ、其ノ價額ハ財產目錄調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得サルヲ以テ、多數法人中ニハ其財產ノ大半ヲ減損スルニ至ルモノ尠カラス、斯ノ如キハ經濟界ノ安定ヲ危殆ナラシムルモノナルヲ以テ、政府ハ此ノ際速ニ機宜ノ措置ヲ講セラレンコトヲ望ム。

右ハ日本經濟聯盟會竝ニ社團法人日本工業俱樂部聯合理事會ノ決議ヲ以テ、玆ニ及建議候也。

大正十二年十月六日

日本經濟聯盟會常務理事　串田万藏
社團法人日本工業俱樂部理事長　團　琢磨

司法大臣　平沼騏一郎殿

右に關し、關係各廳の協議會を司法省に開催す、大正十二年十月十二日第一回協議會を開き、法制局松本長官、村瀨參事官、樋貝參事官、大藏省藤井參事官、太田書記官、青木書記官外一名、農商務省立石參事官外一名、司法省山內次官、池田民事局長、霜山、長島、三宅、鶴峰、鬼頭各參事官出席して協議し、同年十月十五日第二回協議會を開き、爾後同年十一月十四日に至る迄會議を重ぬる十五回にして協議を遂げたり。

大正十二年十月三十一日に至り、株主名簿を喪失したる會社の株主總會開催に關する左の緊急勅令を發布せらる。

勅令第四百七十一號

大正十二年九月ノ震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル會社ニ、名義人ヲ確知スルコト能ハサル記名株式アルトキハ、會社ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ、此ノ場合ニ於テハ、其株式ノ商法中株主總會及優先株主ノ總會ニ關スル規定ノ適用ニ付、之ヲ無記名式ノモノト看做ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵　山本權兵衞

內務大臣子爵　後藤　新平
文部大臣　岡野敬次郎
海軍大臣　財部　彪
陸軍大臣男爵　田中　義一
農商務大臣男爵　田　健治郎
遞信大臣　犬養　毅
司法大臣　平沼騏一郎
鐵道大臣　山之內一次
大藏大臣　井上準之助
外務大臣男爵　伊集院彥吉

勅令第四百七十五號

大正十二年九月一日以後ニ於テ、法人ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタル法人ニ對シテハ、大正十四年八月三十一日ニ至ル迄ノ間破產ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ス、但シ其ノ法人カ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

前項ノ法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者ハ、前項ノ期間其ノ法人ニ對シ破產ノ申立ヲ爲スコトヲ要セス。

前二項ノ規定ハ、清算中ノ法人及大正十二年九月ノ震災ノ影響ニ因ラスシテ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルコト明ナル法人ニ付テハ、之ヲ適用セス。

附　則

本令ハ、公務ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

七、喪失國債證券救濟

震災に依り滅失又は紛失したる無記名國債證券の救濟は、大正十三年七月二十二日法律第十四號を以て、新證券を交付し、又は元利金の支拂を爲す事となり、九月十二日勅令第二百七號を以て之が交付規則を公布し、勅令第二〇八號を以て法律第十四號の施行期日を十三年九月十五日と定め、同日勅令第二百九號二百十號に依り、喪失國債證券審査會官制、及喪失國債證券審査會審査規則定まる、即ち震災當時無記名國債證券を所有し、若くは質に取り、又は保管し居りて、震災のため失ひたるものは、十六年六月十五日までに審査會に査定請求書を差出して證券の滅失又紛失の査定を受け得る事となり、滅失の査定を受けたるものは新證券を交付され、紛失の査定を受けたるものは現金又は國債の擔保若くは證人を立つることに依り、新證券の交付を受くる事となりたるなり、又供託等に依りて政府の保管中なりしものは、審査會を經ずして官廳より直に新證券を交付せらる。

所謂法律第十四號、勅令第二百七號二百八號は、既に之を記す。

喪喪失國債證券審査會官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

摂政名

大正十三年九月十二日

內閣總理大臣子爵　加藤　高明
司法大臣　横田千之助

勅令第二百九號

喪失國債證券審査會官制

第一條　喪失國債證券審査會ハ、司法大臣ノ監督ニ屬シ、大正十三年法律第十四號ニ規定スル査定ニ關スル事務ヲ掌ル。

第二條　審査會ニ左ノ職員ヲ置ク。

會　長　一　人　審査員　九　人
幹　事　三　人　書　記　五　人

第三條　會長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ。

審査員及幹事ハ、司法大臣ノ奏請ニ依リ、關係各廳高等官及判事ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス。

書記ハ司法大臣之ヲ命ス。

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス。

會長事故アルトキハ司法大臣ノ指定スル審査員其ノ職務ヲ代理ス。

第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動（司法省）

第五條　審査會ノ査定ハ、審査員三人出席シテ之ヲ爲ス、但シ、再査定ハ、前査定ニ關與セサル審査員五人出席シテ之ヲ爲ス。

第六條　審査官ハ査定ニ出席シタル審査員ノ過半數ノ意見ニ依ル。

第七條　幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス。

書記ハ會長、審査員及幹事ノ指揮ヲ承ケ、記錄ノ調製其他庶務ニ從事ス。

附　則

本令ハ、大正十三年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス。

喪喪失國債證券審査規則ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

摂政名

大正十三年九月十二日

內閣總理大臣子爵　加藤　高明
司法大臣　横田千之助

勅令第二百十號

喪失國債證券審査會審査規則

第一條　喪失國債證券審査會ハ、司法省ニ於テ開ク。

第二條　無記名國債證券ノ滅失又ハ紛失ノ査定ヲ請求セムトスル者ハ、左ノ事項ヲ記載シタル査定請求書ヲ喪失國債證券審査會ニ差出スヘシ。

一、國債ノ名稱及總金額。

二、證券ノ記號及番號竝額面金額ノ種類及枚數、但シ不明ナルモノニ付テハ其ノ旨。

三、請求者カ證券ニ付其ノ滅失又ハ紛失ノ際有シタル權利。

四、證券ノ滅失又ハ紛失ニ關スル詳細ノ事情。

第三條　證據調ニ關シテハ、民事訴訟法中證據調ニ關スル規定、竝民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス、但シ裁判所外ニ於テ爲ス證據調ニ關シテハ、罰金ノ言渡ヲ爲シ、又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス。

第四條　民事訴訟法第三百七條第一項及第三百八條ノ規定ハ、當事者ノ宣誓ニ付之ヲ準用ス。

第五條　審査會ハ審査員ヲ指名シ、之ヲシテ證據調其ノ他必要ナル調査ヲ爲サ

シムルコトヲ得。

第六條　當事者ノ訊問ニ付テハ、訊問ヲ準用ス。

第七條　非訟事件手續法第十一條、第十二條及第十四條ノ規定ハ、證拠ノ保全ノ申立ニ之ヲ準用ス。

第八條　前條ノ申立ヲ爲スニハ、立証ヲ要スル事實及證拠方法ヲ表示スルコトヲ要ス。

第九條　證拠保全ノ申立ハ、相手方ヲ指定スルコトヲ要セス。

第十條　證拠保全ノ申立ハ、其ノ事件ノ係属スル裁判所又ハ證拠ヲ保全スヘキ地ノ區裁判所ノ管轄ニ屬ス。

第十一條　證拠保全ノ申立ハ、立証ヲ要スル事實ノ存否ノ判斷ニ必要ナル法律關係ヲ明ニスルニ非サレハ、之ヲ爲スコトヲ得ス。

第十二條　證拠保全ノ申立ハ、其ノ事件ノ係属スル裁判所又ハ證拠ヲ保全スヘキ地ノ區裁判所ノ管轄ニ屬ス。

第十三條　證拠保全ノ申立ハ、口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

第十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、相手方ヲ審尋スルコトヲ要セス。

第十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第三十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第四十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第五十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第六十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第七十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第八十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第九十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百二十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百三十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百四十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百五十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百六十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百七十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百八十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第百九十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十一條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十二條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十三條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十四條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十五條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十六條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十七條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十八條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第二百十九條　證拠保全ノ申立ニ付テハ、訊問ヲ爲シ、其他ノ證拠ハ必要ト認ムル場合ニ限リ之ヲ作ラシム。

第

又ハ
一、金何圓也
右受領候也

住所
年　月　日　受取人　氏名　印

〔參照〕
大正十三年一月四日司法省令第六號
第三條　日本銀行ニ供託有價證券ノ代リ證券ニ供託有價證券ノ還付又ハ其ノ賣却ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ニ關スル件ノ規定ニ依リ供託有價證券ノ還付又ハ賣却ヲ請求スルノ外、供託局ニ對シ供託有價證券ノ還付ヲ受ケタルトキハ、之ヲ供託者ニ交付スヘシ。但シ官廳ニ對スル供託ニ付テハ、供託局ヨリ直接之ヲ當該官廳ニ送付シ、供託者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ。

八、供託物還付取戻

震災に依り供託物の還付取戻に關する規程の書類を具する能はざる場合の救濟方として左の勅令出でゝ之を施行す。

供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件ノ件ヲ處理シ、且之ヲ公布セシムヘシ。

御名御璽
勅令第四百五十九號
震災ニ依リ供託物還付取戻ニ關スル件
第一條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件ノ件ヲ處理シ、且之ヲ公布セシムヘシ。
第二條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、其ノ請求ニ付、司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第五條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第六條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第七條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第八條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第九條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十一條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十二條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十三條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十四條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十五條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十六條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十七條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十八條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第十九條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十一條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十二條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十三條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十四條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十五條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十六條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十七條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十八條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第二十九條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十一條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十二條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十三條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十四條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十五條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十六條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十七條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十八條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第三十九條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十一條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十二條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十三條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十四條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十五條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十六條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十七條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十八條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第四十九條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。
第五十條　震災ニ依リ供託物還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テハ、供託ノ事實ヲ證スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス。

署名
大正十二年十月二十六日　内閣總理大臣伯爵　山本權兵衛
司法大臣　平沼騏一郎

出スルコトヲ能ハサルトキハ、供託官吏ハ請求者ヲシテ大正十一年勅令第七十五號第一項ニ規定スル擔保物ノ提供ニ代ヘ、保證人ヲ立テシムルコトヲ得。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

〔參照〕
大正十一年三月三十日勅令第七十五號
供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件抄錄
第一項
供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル者カ、其ノ還付又ハ取戻ノ請求ニ付、司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコトヲ能ハサル場合ニ於テ、供託官吏必要ト認ムルトキハ、請求者ヲシテ其ノ還付又ハ取戻ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ、現金又ハ國債ヲ提供セシムルコトヲ得。

九、公證人執達吏役場善後措置

東京地方裁判所所屬公證人中東京市內に役場を有するもの三十三名中二十七名罹災し、役場及帳簿書類を燒失したるも、內十八名は程なく假役場を設けて執務を開始し、東京區裁判所管內執達吏は、同日役場大炎を免れ、機密亦安全なるを得たり、橫濱地方裁判所管內に於ては、五公證人役場悉く燒失し、九月中假役場を設けて事務を開始したるもの二名あり、區裁判所管內の執達吏合同役場は、是亦燒失して移轉せざるを以て、假事務所も設け、緊急事務の處理に着手す。

公正證書保護等に關し、裁判所の採りたる方針施設は、別項今村東京地方裁判所長歷明「震災後ノ私權保護ニ關スル善後策」に述ぶる所の如し。

其三、行刑事務救濟

い、行刑局

行刑局は、建造物堅牢にして何等の震害なく、又火災をも免れたれども、所屬刑務所の罹災したるものあるを以て、之が救護施設に全力を盡したり。

(イ)收容者への告諭　震災地各刑務所の收容者中、動もすれば人心不安、非常變調の機に乘じ、非望を懷き、又は所內に於て騷擾を恣にさんとするの傾なからざるより、一同を慰撫し、且一般の訓戒すべき注意を示し、之を誘導するに努めたり。

(ロ)收容　小菅、市ヶ谷、巢鴨、豐多摩各刑務所、及小田原少年刑務所は、建造物の倒壞龜裂傾斜等被害甚大にして、殊に外圍の牆を失ふところ多く、拘禁上至大の脅威を受け、兼情動ともすれば不穩に陷らんとするに際し、少數なる刑務官のみにては其の力及ばざるものあり、速に兵力の出動に依りて警備を充實すべく陸軍省側と協議を遂げ、小菅、巢鴨及市ヶ谷は各百名以上、豐多摩は約五十名內外の兵を駐屯せしめ、以て警備を完ふせり。一面刑務官に對しても警備の實を擧ぐべき樣、拘禁の基礎的實力を有する銃器の增加を陸軍に交涉し、騎銃百二十挺及騎刀若干の交付を受け、之を使用携帶する看守の數に應じ左の如く配分せり。

刑務所名	騎銃	實包	空包
小菅	三五挺	二二〇〇包	八〇〇包
市ヶ谷	三五	二二〇〇	七〇〇
豐多摩	三〇	一、〇〇〇	八〇〇
巢鴨	三〇	八〇〇	五〇〇
和田倉	二〇	七〇〇	三〇〇
千葉	二〇	一、〇〇〇	五〇〇
小田原	一〇	三〇〇	二〇〇
計	二百〇五	八、〇〇〇	三、四〇〇

第二章　警察措置　第二節　各地、或府の活動（司法省）

前事統も陸軍より護衛方希望したるも、陸軍に於て剩餘なき趣なりしを以て、直に急電を十勝刑務所に發し、在廳中の拳銃六十八挺を取寄せ、騎銃增加の割合に依り右刑務所へ配分せり、尙外埠の關係したる小菅、巢鴨、市ヶ谷、豐多摩、橫濱及小田原の各刑務所に應急の施設として板塀又は鐵條網を繞らしむ。

又市ヶ谷刑務所より責任又は拘留の必要なき程度のもの百六七十名を釋放し、豐多摩刑務所に收容する初犯者にして、情狀酌量すべく改俊の悟顯著にして再犯の虞なき者百餘名を假出獄せしめ、小菅、巢鴨及橫濱刑務所より宮城其他の刑務所へ移送分禁して戒護力の消極的增加を圖れり。

(ハ)移送收容及拘禁處分變更　戒護力の消極的增大を圖る一方法として、震災地刑務所收容者を他に移送したるが、其の狀況一例を擧ぐれば左の如し。

九月六日陸軍に交涉し、橫濱刑務所に於て參考其の他現に必要なる人員、並罹災の災厄に罹り移送を免除すべき事情ある者、及歸返期の近き者、並に傷病者を除き、同月八日午前七時橫濱刑務所より軍艦夕張にて名古屋刑務所へ受刑者二百九十五名を移送せしむ、此の際橫濱にては、戒嚴司令部より派遣したる軍隊三十二名を以て移送すべき受刑者を包圍し、極めて平穩に磯子海岸に送り、午前九時より約二十分の間に軍艦へ移乘せしめ、午前九時三十分無事移送處置を了り、同日午後九時熱田に入港、同夜十一時高木看守長竝葵艦長と上陸に關する協議を遂げ、九日午前六時母艦より驅逐艦に乘換へしめ、午前七時三十分無事上陸、午前八時三十分貨切電車七輛を以て千種倉留所まで輸送し、同所より八丁の間徒歩護送して、午後二時巢鴨なく名古屋刑務所へ收容手續を了せり、其の警備狀況は護送官吏看守長二名、看守部長三名、看守六名の外、名古屋刑務所戒護主任外看守四十名を上陸地に派遣し、同地憲兵隊よりは下士以下五名、歩兵第六聯隊

より將校以下二十三名、縣刑事課より巡査十名、市內各警察署より聯合隊として巡査六十名の警戒應援を受けたり、是れ受刑者の心情險惡となれる折柄なると、一般人心不安の折柄萬一の失態を生ぜんか、社會に對し恐怖の念を高め、且つ秩序を紊る虞あるを顧慮したるに依るものにして、小菅、巣鴨兩刑務所受刑者移送に付ても、大約前記の警備を爲したり、即ち九月十四日豫め小菅、巣鴨、千葉、前橋、秋田及宮城の六刑務所へ通電口頭又は書面に依り、軍隊、警察署へ警備方の交渉を爲し、同十六日小菅刑務所受刑者三百名を千葉刑務所へ、翌十七日二百名を宮城刑務所へ、同日巣鴨刑務所受刑者二百名を前橋刑務所へ、同二百名を秋田刑務所へ、各々移送收容方を訓令す。

　九月二十一日付を以て二十三日午前橫濱刑務所受刑者中、性向不良にして現在設備の拘禁に適せざるもの、及營繕其の他善後の施設に直接不必要の者の內、傷病者以外の者百三十五名を、軍艦夕張にて熱田港へ送り、同二十四日午後二時名古屋刑務所へ收容せしむ、其の警備の程度前回の例に倣ふ。

　此くの如くして、收容人員の調節を圖り、戒護力を適當に支持し得る手段を採りたるも、以上は實に一時的の措置に止まるを以て、更に設備の完成する迄、當分其の收容狀態を變更せざることを必要とするに依り、左記の通收容區分を定むる旨訓令したり。

　a、浦和、前橋、水戶、宇都宮、橫濱、市ヶ谷刑務所及小田原少年刑務所は千葉刑務所へ、新潟及長野刑務所は甲府刑務所へ、靜岡、岐阜、名古屋及滋賀刑務所は三重刑務所へ、金澤、富山及福井刑務所は岡山刑務所へ、其の所に於て爾今刑確定する刑期十五年以上の男受刑者を移送せしめ、同十五年未滿の男受刑者は各其の所に於て刑を執行すること。

　b、市ヶ谷、浦和、千葉、水戶、宇都宮及前橋刑務所は、從來小田原少年刑務所へ移送したる青年受刑者を川越少年刑務所へ移送すること。

(ニ)職員增加　震災地刑務所の二三は、收容者を他に移送して戒護力の消極的增大を圖りたりと雖、長く軍隊の援助を期待し得ざると、移送調節のみに安ずべきにあらざるとより、戒護力を積極的に增すの必要を認め、先づ經常費に屬する看守十名を名古屋へ、同二十名を千葉刑務所へ增員したり。

　一面震災地に在る刑務所、各其の復舊工事竝警備の不十分を補ふ爲、大正十二年第四百五十三號勅令、

朕東京府、神奈川縣及埼玉縣所在ノ監獄ニ職員增置ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

攝政名

大正十二年十月二十四日　內閣總理大臣伯爵　山本權兵衛

司法大臣　平沼騏一郎

勅令第四百五十三號

震災後ノ監獄警備ノ爲必要アルトキハ、震災應急費ノ範圍內ニ於テ、東京府、神奈川縣及埼玉縣所在ノ監獄ニ通シテ、看守長十一人以內及看守百二十人以內ヲ增置スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

に依り、震災應急費臨時警備費を以て看守長十一名看守百二十名を增加し、乃ち左の如く之を配置す。

刑務所名	看守長	看守	計
小菅	二	一七	一九
市ヶ谷	二	一七	一九
巣鴨	二	一八	二〇
豐多摩	二	一六	一八
橫濱	二	一六	一八
浦和	―	八	八
小田原	一	八	九
千葉	―	二〇	二〇
計	一一	一二〇	一三一

(ホ)共助戒護　橫濱刑務所の收容者解放を始とし、其他の刑務所に於ても物的戒護に缺如する所あり、從て衆情の動搖甚しく、戒護上少なからず不足を感じつゝある折柄、急に之を充足するの途は、災害地外の刑務所戒護力をして、其幾分を割きて災害地刑務所を應援せしめ、全國刑務所一體となり、以て共助互援するの外なきより、當時各刑務所より申出續出したりしも、經費の關係其他に考慮する所あり、悉く之を採用する事能はざりしも、左記刑務所よりは若干の應援を受けたり、即ち

刑務所名	看守長	看守部長	看守	計
青森	―	一	二	三
福島	一	一	九	一一
宮城	―	一	九	一〇
盛岡及盛岡少年	―	―	四	四
山形	一	―	四	五
計	二	三	二八	三三

內青森の三名は九月七日巣鴨刑務所へ、福島の看守部長一名看守二名は九月八日、看守長一名看守四名は九月九日、何れも橫濱刑務所へ派遣し、殘看守三名は傳令として本省に留置したり、又宮城の十名は小菅刑務所へ、盛岡及盛岡少年の四名は九月七日橫濱刑務所へ、山形の看守四名は巣鴨へ、看守長一名は市ヶ谷刑務所へ何れも派遣す、尋で橫濱刑務所受刑者の移送と共に、戒護力に餘裕を生じたるを以て、福島刑務所應援の看守長一名看守九名は、應援を解きて九月十二日小田原少年刑務所へ應援せしめ、更に九月二十七日の橫濱刑務所受刑者再移送に伴ひ、再び戒護力に幾分の餘裕を生じたる爲、又看守七名を小田原少年刑務所へ派し、福島刑務所の應援者全部は、之を引揚げて歸所せしめ、殆んど同時に應援戒護全部三十三名をもそれぞれ所屬刑務所へ歸還せしめたり。

　又震災當時刑務官練習所開設の砌なりし爲、此等練習生の非常事變に處する實務練習を兼ね、此際非常應援を爲さしむる事とし、電報を以て招致し、浦和、千葉、水戶、宇都宮、前橋、靜岡、長野、京都、大阪、神戶、奈良、滋賀、和歌山、三池、佐賀、福岡、小倉、大分、熊本、宮崎、宮城、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、網走、高松、高知、名古屋、福井、富山、德島、岡山、松江、松山及長崎各刑務所より合計五十三名の練習生を上京せしめ、之を各被害刑務所に部署して、非常時に於ける戒護撿束の實務を練習且援助せしめたり。

(ヘ)解放者善後措置　橫濱刑務所に於て解放したる一千名許(總數一千五十名中傷病死者等を除く)は、二十四時間の法定期間內に歸れるもの尠からず、期間經過後の歸還者亦多數に上り、拘禁竝に給養上困難の事情發生し、前後二回名古屋刑務所へ移送したるが、此の間神奈川縣下鶴見町より西市內磯子町に至る各要所に、翌八日午前六時迄の間に歸所すべき旨を貼紙し、一方戒嚴司令部に通じて同趣旨の公告を爲さしめ、多大の成果を收めり、又職員の變裝せる部隊を各所に派遣し、執行を免れつゝある受刑者を發見次第連行歸所せしめたる數も頗る多く、逃走受刑者の鄕里其の他へ立寄るべき見込の警察署へ、夫々逮捕方を依賴したるもあり、一面神奈川縣警察部へ逃走者の逮捕方を依賴し、其の成績亦顯著なるものありたり。

(ト)配給救護　罹災刑務所應急用の諸物資は、交通機關杜絶し商店營業を休止せる爲め、刑務所の手より之れが供給を受くる能はざるの狀態に陷れるより、臨機左に列記したる措置を講じたり。

a、宇都宮刑務所をして麥百石千瓢四百貫匁を購入、糧食用として巢鴨刑務所へ送付せしむ。

b、神戸刑務所をして外國米二百石麥三百石を購入せしめ、在京刑務所の糧食用に供するの見込を以て保有せしむ。

c、救護事務局に交渉し、營繕用及糧食用として左の物品の分讓を受けたり。

米約千石、釘百樽、梅干二十樽。

d、千葉刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしめたり。

大工道具、糧食、藥品等四十七品目（其の數の大なるものは味噌の百貫、外國米の十石、大工道具の十七函等の如し）。

e、秋田刑務所をして秋田縣に交渉せしめ、木炭一車を買入れ、市ヶ谷刑務所へ送付せしむ。

f、巢鴨刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしむ。

被服、食品、土工器、事務用具、戒具、諸用紙、藥品、看守貸與品等七十七品目（其の主なるものは茶碗、小皿、飯器、茶器等の各三百個、草履五百足、梅干千八十貫の如し）。

g、神戸刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしむ。

建築材料、糧食、被服、大工道具、拳銃、戒具、食器、醫療器具、藥品等百二十五品目（其の主なるもの杉板千六百六十六坪、杉丸太三千五百坪、大貫七百五十本、釘三十樽、莞蓙千枚、鹽鮭百貫、鯡百貫、味噌五百貫、亞鉛板八千五百枚の如し）。

h、大阪府知事及大阪刑務所長をして鐵條網鐵線一萬四千間を購入せしめ、外圍用として小菅刑務所へ發送せり。

i、救護事務局に交渉し、假建築用亞鉛板一萬九千三百十四枚の交付を受け、左の如く配給せり。

小菅刑務所	一萬八百三十四枚
市谷刑務所	二千枚
豐多摩刑務所	千五百枚
巢鴨刑務所	五千枚

j、救護事務局に交渉し、發送の左記假建設用木材の交付を受け、小菅刑務所へ引取らしめ、在京刑務所へ配給せしめたり。

板七車、貫二車、角一車、杉丸太二萬二千本。

k、救護事務局同横濱支局に交渉し、横濱刑務所の假建物用六百坪に對する材料の交付を受けたり。

l、神戸刑務所をして硝子板百三十四函を購入の上、小菅刑務所に送付せしむ。

m、十勝刑務所木炭成品千五百貫を横濱刑務所に送付せしむ。

n、小菅刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしむ。

下駄二百足、外十六品目（車力一輛分）。

o、海軍省より天幕を借受け、横濱刑務所應急用として送付せり。

p、市ヶ谷刑務所より横濱刑務所へ左記物品を送付せしむ。

手錠百組、捕繩三十筋。

q、本省より横濱刑務所へ事務用として電信略符四冊を送付す。

r、横濱刑務所收容者、看讀書籍用として小菅、巢鴨及豐多摩刑務所より合計千餘冊の書籍を送付せしめ、尙刑務協會より同一目的を以て、雜誌「人」數十部を送付せしむ。

s、豐多摩刑務所より横濱刑務所へ應急用として藥品其他衞生材料數十種を送付せしむ。

t、陸軍省に交渉し、東京兵器支廠より警備用として騎銃二百四十挺、實包八千發、空包五千二百發の交付を受け、各刑務所へ配付したり。

u、京都刑務所をして假建物用亞鉛板千九百枚、岡山刑務所をして四百六十枚を購入せしめ、市ヶ谷刑務所へ送付せしむ。

(チ)救　恤

a、リズム學院長粟田仙堂の請に應じ、罹災者救護用として、小菅刑務所より草履千五百足を一足代金五錢の割合にて分讓せしむ。

b、震災後物資の供給杜絕し、賄屋に於て職員一般の辨當を仕賄ふこと能はざるに至りたるを以て、市ヶ谷刑務所より白米六斗五升入叺十一袋、巢鴨刑務所より同上三袋（總石數九石一斗）を本省へ送付せしめ、九月五日より同月二十七日迄一人一合の割を以て賄屋に命じて焚出を爲さしめ、登廳の職員全般に「握り」として給與したり。

(リ)死體發掘竝傷病者救護　震災に因り司法省管下の慘害中最大なるものは横濱地方裁判所にして、煉瓦の崩潰並火災に依り壓燒死を遂げたる者多く、横濱刑務所に於ては、受刑者を使役して壓死者職員二名、受刑者三十八名、燒死受刑者五名を發掘し、各遺族に受付の處置を採り、交付の途なきものは之を荼毘に付したり。

横濱地方裁判所の死體發掘に付ては、之に要する人夫を得るに容易ならざるを以て、受刑者を使用するを適當と認め、九月十三日より同月二十九日迄使用受刑者の延人員五百十七人、戒護者延人員看守長十人、看守部長四十人、看守九十八人、合計百四十八人を以て死屍百九體を發掘し、其の業を了へたり、發掘死體に付ては、高等官以下職員並辯護士を鑑別し、其の處置は遺族に任せ、職員以外の分は市役所に死體を交付したり。

尙負傷者は横濱刑務所の重傷者五十名を出したるも、幸ひ保健技師一人の健在なるあり、傷病者一同の治療に任じ、且醫療器具藥劑の不足に因り困難を極めたるも、衞生醫療藥劑等を急遽配給せしめ、救護に盡さしめたり、然れども右負傷者中十名の死亡者を出したるは遺憾とする所なり。

(ヌ)文書教誨　大震災に因りて建造物は損壞し、尙餘震屢ゝ至りて不安と恐怖とは容易に身邊を去らず、身心共に安定するところなく、衆情動ゝもすれば險惡ならんとする折柄、教誨の必要なるは勿論なるも、到底平常の方法又は訓示の方法を以てするは不可能なるにより、個人教誨の外に文書教誨の方法を採り、一日數回文書を頒布して教誨若くは揭示に代へ、併て罹災地の慘澹たる狀況等を紹介し、善導の機關とせり、小菅刑務所外震災地刑務所皆此の方法に倣ひ、以て相當の成果を收めたり。

ろ、市ヶ谷刑務所

1、災時活動　震災當日職員一同事務室及戒護區域に在りしが、事務室に在りたるものは、初震と同時に室外に避難し、其の靜まるを待ちて自己の室に歸り、室内の整理をなし、續て建造物其他の異狀なきやを調査し、次で力を戒護區域の應援に盡せり。戒護區域に在りたる者は、工場及監房の收容者合計千二十名の避難、警備竝防火に全力を擧げ、構内一定の安全地帶に集合避難せしめ、一面倒潰せる外圍に看守を配置し、以て逃走に備ふるを得たり、蓋し當日非番看守が、非常召集の命を俟たず震災と共に直に駈付け、全員登廳して、能く獻身的に其職務に從事したるより、此等の手當をなし得たり、尙萬一を慮り、消火機消防喞筒を適當の場所に備付け、最上の努力を爲す。

2、應急措置　被害の箇所中、屋根瓦の破損は、建造物の保存上、影響する所大なるを以て、取敢へず假葺をなし、不足分は亞鉛板を以て之を補ひ、倒潰したる被服庫及半潰の領置庫は、當分修理の見込立たざるより、倉庫内被服を女監工場に、領置品を事務室階上に移し、半潰の米麥倉庫は多少の修理にて足るを以て應急修理をなし、以て一時の急を凌ぎたり、其の後材料を購入し、外圍は板を以て假塀を設け、運動場、領置庫、工場等、何れも一時的修理を加へ、以て使用に不便なからしめ、炊事場及煙筒は半永久的修理を爲し、炊爨に不都合なからしめたり、而して其の他の建造物に付ては、之を復舊工事に讓り處置す。

は、豐多摩刑務所

1、災時活動　九月一日正午頃物凄き鳴動と共に、突如大激震起り、忽ち監房、工場、倉庫、煉瓦塀等を破壞し、激烈なる震動相次で來り、獨居房者の救助を求むる叫び悽愴を極む、直に在房者及工場就業者を屋外の安全地帶に避難せしめたり。

此の際工場及居房收容者は、何れも擔當看守の身邊を圍繞し、一般に洶々たる狀態なりしのみならず、監房、工場共二階建なる爲、救援避難に稍ゝ時間を費し、其の間煉瓦の崩壞、瓦の落下する等、危險寸前に迫れる間に、約六百名の獨居在房者を救出し、負傷者一名をも出さずして其の目的を達したり、避難地域は工場前面の運動場及廳舍玄關前面廣場にして、建物崩壞の危險なく戒護亦利便なるを以て、此の區に野宿せしめたり、而して職員は全員を擧げて警戒を嚴にし、專ら戒護力の充實を期したり。

2、應急措置　大災當日職員一同決死の覺悟を以て徹宵受刑者の戒護に從事し、二日餘震猶ほ甚だ危險の虞あるを以て、屋外避難を繼續し、玄關前廣場に在りたる受刑者を工場前廣場に移し、三箇所の避難地を二箇所に縮少して、前日同樣露宿せしめ、四日に至り、病者を病監に收用し、他の受刑者は、之を第一工場階下に收容し、七區に分割して戒護に最善の努力を致したり、是より先當所附近の民衆に於ても、不安愈ゝ加はり、在鄉軍人青年團員等刀劍又は銃器を携へ徹宵警戒に努め、久我山附近に集團せる約三百の不逞鮮人、目下西荻窪方面より中野に向て前進中なりと云ふが如き、種々なる流言盛に傳はり、附近の中野電信聯隊亦九月二日以來非常呼集を行ひ、兵營附近其の他要所に斥候、歩哨、巡察を出し、警戒に任ぜしめ、又一般民家も時々警鐘を亂打し、喧囂を極むる等、混亂狀態に陷れる樣なりしを以て、萬一を慮り、九月五日中野電信聯隊及近衛師團司令部に交涉して警備隊派

遣を要求し、一面一層警戒に努めたるに、午後七時垣工場西側受刑者中雜談を爲したるものに對し、屢ゝ注意を促し、最後に嚴重叱責を加へたるに、周圍の受刑者總立となり、一人の受刑者が演說を爲さんとせるを制止したるに、同受刑者は看守の劍柄に手を掛け暴行を逞ふしたるより、之を投倒し取押へたり、幾許もなく東側受刑者兩名口論を爲し、全員總立となりて復又喊聲を揚げ、西側と相呼應して喧噪を極めたる最中、一名の受刑者「自分が一切の責任を負ふから云々」と大聲怒號し始めたるより、數人の看守は之を場外檢身場廊下に引出したるに、手を上げ腕を振し、容易に近付くべからず、如何に制止するも肯んぜず、暴行を加へんとする氣勢を示したるのみならず、當時一般業情險惡不穩にして該受刑者の教唆に因り、一大騷擾を釀さんとする形勢著しくなりたるより、玆に拔劍を使用するの已むなきに至れり、而して同場內に於ては、專ら其の鎭撫に努め、看守長は就寢を命じ、受刑者一同を就床せしめたり、猶ほ受刑者喊聲を揚ぐるや、字新井に於て警鐘を亂打したるを以て、此の違警狀態を排除し、秩序を回復するには、軍隊の警備に依るの外なしと認め、即時電信隊に兵員の急派を要求せるに、先發隊は自動車を驅つて來り、次で約三百名の兵員を以て內外を警備す、後軍隊は一箇分隊を殘留して他は引揚げたり、九月十一日に至り餘震微弱となりたるを以て、第一工場に避難の受刑者を第一獨居監及雜居監に夫々收容せり、軍隊は九月六日以降十二名乃至二十五名を派遣し、十一月十五日迄警備す。

火氣の注意に付ては、九月一日震動時中受刑者の避難を了すると同時に、看守長及看守部長をして火氣を扱ふ洋裁縫工場、木工場、鍛冶工場、洗濯工場、印刷工場、事務室內看守休憩所、小使室等を巡回し、消火の上異狀なからしめたり。

次に物質上の救護施設は、九月一日職員を急派して外塀用板木材米

副菜品の購入に奔走せしめ、辛ふじて貫の一部米十石を買求め、即時屋員小使をして炊出しを爲さしむ、尙電灯は點火せざるを以て、蠟燭の購入に努めたるも、一夜の消費量に過ぎざるの狀況にして、其後此等建築材料食料等の購入に付き、吏員を各地に派し、百方奔走したる末、辛ふじて其需要を充すことを得たるが、其間職員の心勞多大なるものあり。

破壞せる建造物應急設備に付ては、

九月三日より同四日迄間に假板塀を建設し、同九日より同二十三日迄第一第二雜居監の屋根を修繕す。

同四日より同十三日迄各官舍屋根及傾斜部分修繕。

同二十四日より二十六日迄中央看守所屋根修繕。

同二十一日より十月十五日迄第二檢身所壓落箇所修繕。

同二十六日より十月十六日迄第二獨居監屋根修繕。

同十一日より同十五日迄病監屋根修繕。

十月十六日より同十九日迄炊事場及石炭置場屋根修繕。

九月二十一日より十月二十日迄炊事場附屬倉庫取片付。

十月二十日より同二十三日迄炊事場附屬倉庫屋根修繕。

十月二十四日第三工場屋根修繕。

十月十三日より同十八日迄第二雜居監屋根瓦壓落及廊下屋根修繕。

十月二十五日より同二十六日迄第四工場屋根修繕。

十月二十七日より同二十八日迄調所及接見所屋根修繕。

十月十九日より同二十九日迄炊事場附屬倉庫甍壓落箇所修繕。

同二十四日より二十六日迄中央看守所屋根修繕。

十月十六日より同二十三日迄第二獨居監及雜居監甍壓落箇所修繕。

十月五日より着手第一號官舍屋根其他を修繕す。

十月二十四日より着手第二號官舍屋根其他修繕す。

九月二十一日より十月二十三日迄周圍及內部板塀二百二十五間建設。

作業は、震災第二日より受刑者二十二名を選び、其間のみ倒壞物其他の取片付及應急修繕工事に就かしめ、漸次其數を增し、又印刷工、洗濯夫、裁縫工等就業に差支なきものは、九月四日より順次就業せしめ、九月十八日より一般工場作業を開始し、同二十日より夜間作業を始めたるに、受刑者一同熱心之に從事し、能率著しく增加せるものあり。

に、巢鴨刑務所

1、災時活動　激震起るや、監房工場の收容者二千二百八十五名の救出避難に全力を擧げ、之を安全地帶に避難せしむると共に、倒壞外圍より脫出する虞あるを以て、嚴重警戒に努め、一面建造物中火氣使用の各事務所工場へは、直に看守又は雇員を派して消火に當らしめ、藥瓶の如き棚にあるものは、震動の間隙を見計ひ其出入口を開放して全部床上に下し、又は屋外へ搬出して墜落破損を防止し、同時に發火の虞あるものは之を屋外安全の地に取出し、且つ萬一を慮りて消火器及防火用桶筒を備付け、特に吏員を配置して急に應ぜしめ、且つ事務室內に於ける重要器具及書類を屋外に搬出し、火災及損壞防止に人力の最善を盡したり。

2、應急措置　災後餘震甚しく、到底全受刑者を直に監房に收容する能はざるを以て、日中は莫蓙を空地に敷きて避難せしめ、夜間は亞鉛板屋根葺の構造にて至て堅牢ならざる南北兩方の檢身所及其廊下に收容す、但し九月二日夜構外鮮人進擊等の流言洶々たる際、兩檢身所に收容したる二千數百名の囚徒は、突然喊聲を發して壁屋根を破壞し、反獄を企て爲めに職員負傷し、生命の危險迫り、全部脫監の危機に瀕したるを以て、止むなく拔劍發砲を命じ、辛ふじて鎭壓することを得たり、此際受刑者中兩三名足部其他に輕傷を負ひたり。

當所は大震の爲、外圍の煉瓦塀九ヶ所、延長約四百間に亘り倒壞したるに依り、戒護上頗る危險を生じ、殊に收容者の全部は累犯にして屋外に避難せしめあるに付、到底二百餘名の當所職員のみにては確實

に之を戒護すること能はざるを覺り、軍隊の出動を要求することゝし、交通杜絶のため徒歩又は自轉車にて職員を近衞、第一兩師團、近衞第三聯隊其他へ派し、警備派遣方を要求せしめ、九月一日夜以來約三四十名の派遣を得しも、二日全部引上げ、再び不安に陷り危險極まりなかりしも、省の交渉に因り、再び軍隊の應援を得るに至れり。

當所近接の西南方字水久保には、鮮人數百名居住し居り、災害に乘じ、主義者鮮人等刑務所に爆彈を投ぜんと企て居る如く流言され、附近住民は戰々兢々として他に立退かんと荷造りせるもあり、一面自警團は當所周圍に於て竹槍、鳶口、日本刀其他の兇器を携へ、警笛を鳴らして警戒し、外部騷亂は直に收容者の心裡に惡影響を及ぼし、動ゝもすれば二千數百名の受刑者一時に脫監を企つるの虞ありしが、軍隊の派遣と、二十日以上に亘る全職員の不眠不休なる奮闘努力により、幸に一人の逃走者を出さず、市民を恐怖より脫せしむることを得たり。

所は外圍の煉瓦塀大倒壞を來たし、屋根瓦亦破損せるより、數回の豪雨に監房工場倉庫等大雨漏する箇所多く、戒護上は勿論、衞生保健上其他より、全收容者を其儘收容する能はず、一部四百名を他に移送したり。

所の外圍煉瓦塀は殆んど全部に龜裂を生じ、內九ヶ所延長四百間は倒壞し、十箇工場の內六工場、並南北兩教誨堂は全部改築を要する程度に破壞し、各監房倉庫及事務室等の屋根瓦は墜落するもの多く、墜落せざるものも全部葺替を要したり、就中外塀の破損は、寸時も之を忽にすること能はざるを以て、應急工事として煉瓦塀と稍ゝ同一なる高さの假板塀を設くることゝし、之に要する材料として、作業材料板割及工場床板を取外して之を利用し、直に工事に着手すると同時に、一面市內に係員を派して杉丸太角材板等を購求せしめ、九月一日午後着手、同三日正午過出來す、而も同工事は眞に一時の急策に出で、復舊工事竣成迄、更に完全なる板塀を設くるの必要あり、依て外塀各破損箇所の假板塀を漸次半永久的板塀に改むべく計畫し、市內及附近に於て之が材料購求の途なく、係員を川越市に派して板割千五十枚、四寸敷居二百五十購入し、九月二十八日工成り、十月一日全部工場の作業を開始す、屋根瓦破損に對する應急工事材料、木材、亞鉛板、釘、小羽板、杉皮等は、本省に依賴し、臨時震災救護事務局より主要材料の配給を受くることゝなり、其結果、木材は隅田驛に於て九月十五日、十七日、十九日の三回に之を受取り、釘五十一樽は芝浦にて九月十四日、亞鉛板は濱町海岸に於て九月二十六日、二十七日、二十九日の三回に五千枚を受取りたり、又小羽板、杉皮等は係員を八王子に出張せしめて購求し、以て應急工事に從ひたり。

又本所收容者の食糧は、九月十日頃迄支へ得べき見込なりしも、九月一日迄に納入の豫約ありし外米二百石、麥百石、交通杜絶のため期日內の納入不可能なるを以て、省より交渉し、救護事務局より配給を受くることゝなし、九月十二、十三の兩日、芝浦に至り內地玄米百石、外國白米百石を受取り、辛ふじて收容者二千數百名を餓死より免れしめたり、一面米麥購求契約者靜岡市狩野藤作に對し、靜岡刑務所に依賴して交渉督促する所あり、九月十八日麥百石軍艦に積込み芝浦に着す、同時に省の交渉に基き、九月十九日宇都宮刑務所より精麥百石を輸送し來る、此くの如くにして收容者の食糧は、九月二十一日以降常態に復するを得たり。

ほ、小菅刑務所

1、災時活動　激震突發と同時に、工場並に內外の煉瓦塀一齊に全潰し、監房亦傾斜大龜裂を生じ、拘禁設備は過半滅失し、長期受刑者千二百九十五名に對する應急避難を始めとし、死傷者救助の必要あり、加ふるに全く物的戒護力を失ひたる結果、內外警備急迫危機なる狀態

を現出せり、即ち此の如き無防備の間隙に於て、如何に受刑者を收集戒護すべきか、殆んど其の術なきに苦まざるを得ざりしなり。

而も職員一同克く上官の指揮に從ひ、同心協力身を挺して危險を意とせず、負傷者を救護すると同時に、夫れ〴〵身を要害の位置に置き、視線を八方に配り、彼等の動作をして自然其の視力に拘束せられざるを得さらしめ、辛ふじて此の大體を繕め、散逸を防ぎ、各部隊を作り、之を引率して構內樞機の竝立せる堤防上に避難せしめ、彼等の動搖せる不安狀態を滿く落付かしむるを得たり、然るに監房は悉く龜裂破損して直に收容し得ず、去迚之に代用すべき家屋もなく、今は唯だ露營して他に方法を案出するの外なきに至り、乃ち全受刑者を四個に分類し、俄に物置又は小屋掛製材場等に收容し、以て雨露を凌がしめ、殆んど野營同樣の狀態を以て一夜を明かせり、而して保安の方策として、先づ特別注意人物たる兇惡不良者を特別の施設なる第七監（損壞の程度少し）に分禁し、一般より離隔することゝし、全體の取締上大に効果ありしを認めたり。

受刑者何れも激震に驚愕し、恐怖狼狽せる間に、各職員敢然として其の任務に當り、看守長は受刑者避難の手配警備防護に最も心身を勞し、部下を指揮して克く機宜に適したる行動を執り、全受刑者の秩序保持に力めたり。

保健技師は第一震に死傷者の生ずると共に、其の機を逸せず之れが救急手當に從事し、極力手落なきを期し、爲に壓死者三名の外、重輕傷者は何れも慰安を與へられ、其の經過亦良好なるを見たり。

教誨師は激震に脅され、不安の中にある受刑者に對し、晝夜の別なく之れが慰安に努め、適宜の教誨を爲し、精神上の安定を失はざる樣努力したり、此の非常時に際し、一名の非望を企つる受刑者を出さゞりしもの、與て力あり。

看守は、激震の起るや家屋全體恰も搖籃の如くなりしも、毫も位置を離れず、受刑者の避難に熱中し、大聲疾呼して危險を告げつゝ、最後迄工場內に踏み止まり、忽ち轟然たる音響と共に倒潰せる棟の下に壓せられ、辛ふじて救助せられたる者あり、又は獨居監勤務の看守は、監房、廊下、隔壁等大龜裂を生じ、窓硝子飛び棚落つる間を各監房を巡り、大聲疾呼して必ず安全に避難せしむる可き旨慰撫しつゝ、先づ開錠に着手し、特別注意人物としての獨居受刑者なるが故輕擧開扉することを避け、命令の來るを待ちて、震動の爲狂ひたる房扉を悉く引開き、全員を無難に屋外廣庭に避難せしめ、之を纏めて共の警護に努めたり。

2、應急措置　崩壞したる周圍外塀の警備には、非常召集せる看守を配置し、見張並巡警に當らしめ、監督視察を嚴重に行ひ、夜間は受刑者中の成績優良者一隊を選拔して周圍樞要の箇所に配備し、篝火を焚かしめ、暗に警戒の補助として使役するの窮策を講じたり、是より先激震突發と同時に、諸建物倒潰し、唯一の防禦壁たる煉瓦塀悉く倒れて何等防備の賴るべきものなきに到り、四邊の住民に危惧の念を懷かしむるは忍ぶべからざることなるを以て、取扱へず省の指揮を仰ぐため、健脚氣丈の看守部長一名を選拔して之に當らしむ、部長は混亂せる市內、火焰濛々たる中を潛り、危險を冒して任務を達し、二日午前二時松戶工兵學校より工兵三十五名の來援を得、玆に警戒力を強ふし、大に地方民心に安堵を得たり、爾來守備兵交代して、十一月十五日撤兵に至る、同日より看守中の在兵籍者にして、小銃操用の經驗ある少壯者を選拔して之に武裝せしめ、晝夜周圍の警備を爲さしむ、一面當局の訓令に依り、受刑者三百名を千葉刑務所へ、二百名を宮城刑務所へ移送し、共間にバラックを急設して一時の用を辨ず、而して應急工事材料は、臨時震災救護事務局より配給を受け、尙若干を靜岡、

大阪、神戸、岡山各刑務所に移囚し、監獄費送付せしめたり。

作業の復活は、受刑者移送減員に因り、受刑作業を廢し、官司作業に全力を注ぎ、市役所の橋梁水道栓其の他諸官廳の需用品製作竝に從事し、主として震災應急工事に服せしむ。

拘禁場は、破損せる監房中、比較的安全なる部分を選びて之に使用せり。

外圍の復舊工事は、容易ならざるを以て、應急施設として周圍に簡單なる鐵條網を架設することに決し、近衞師團より工兵一箇中隊の派遣を受け、工兵の手に依りて其の工事竣に完成せり。

又受刑者の精神的救護の爲め、第一震當時より、所長自ら彼等の居所を巡視し、此の際に於ける態度を戒め、平素參賽するところの自重心を失はず、我身の安全に注意せしめ、併せて悲慘なる罹災家族竝親戚にして死別生別竝傷の極にある窮狀を思遣り、之に對する救濟の義務を感ずべきを以て慰撫奬勵に努め、且つ玆に新規の試として受書救誡を開始し、主として震災大難の狀況を叙し、救濟復興等の概況を知らしめ、專ら自暴誡愚の思念を高潮せしむるに努め、頗る効果ありしを認めたり。

へ、千葉刑務所

1、災時活動　强震當時、看守長以上は刑務官會議中、事務員の多數は食事時にして、事態容易ならざるを知るや、各看守長は、休憩中の看守と共に各監房に馳せ付け、悲鳴せる在監者の慰撫に努め居たるに、更に連續の大震動ありたるを以て、取早く騰降すべからずとなし、直に全部の開放を命じ、構內安全なる空地に避難せしむ。

工場に於ても同樣の狀況にして、柱の折損、窓硝子破損の騒音物凄じく、特に倒潰並大龜裂を來せし煉瓦塀に直面するごとゝて、驚愕の度一層甚しかりしも、職員の指揮其の宜敷を得、指定の地に集合せしめたる後、點呼の結果、收容者の避難と紀律維持とを全ふし、收容者に逃出の機會を與へず、又收容者の避難と紀律維持とを全ふし、收容者に逃出の機會を與へず、又一名の負傷者をも生ぜしめざりき。

2、應急措置　震災に因り各所に龜裂を生じ、煉瓦塀の倒潰せるもの多數あるを以て、直に構內安全なる空地に收容者を避難せしむ。

ト、甲府刑務所

震災當時、看守長以下は刑務官會議中、事務員の多數は食事時にして、事態容易ならざるを知るや、各看守長は、休憩中の看守と共に各監房に馳せ付け、悲鳴せる在監者の慰撫に努め居たるに、更に連續の大震動ありたるを以て、取早く騰降すべからずとなし、直に全部の開放を命じ、構內安全なる空地に避難せしむ。

工場に於ても同樣の狀況にして、柱の折損、窓硝子破損の騒音物凄じく、特に倒潰並大龜裂を來せし煉瓦塀に直面するごとゝて、驚愕の度一層甚しかりしも、職員の指揮其の宜敷を得、指定の地に集合せしめたる後、點呼の結果、收容者の避難と紀律維持とを全ふし、收容者に逃出の機會を與へず、又收容者の避難と紀律維持とを全ふし、收容者に逃出の機會を與へず、又一名の負傷者をも生ぜしめざりき。

2、應急措置　震災に因り各所に龜裂を生じ、煉瓦塀の倒潰せるもの多數あるを以て、直に構內安全なる空地に收容者を避難せしむ。

ち、浦和刑務所

1、災時活動　所長保護技師數名看守長の九名は、刑務官會議中にて、所長室に在り、事務室に在りた職員は屋外に避難したるも、激動して炊事場竈突の上半破損し、事務所の一部崩壊するや、一同工場方面に駈付けたる際、工場の大部分亦崩壊したるより、被告看守等、早くも收容者を避難せしめ、職員全部退避せしめて防火救走防止の爲め盡したり。

2、應急措置　震災に因り各所に龜裂を生じ、煉瓦塀の倒潰せるもの多數あるを以て、直に構內安全なる空地に收容者を避難せしむ。

リ、横濱刑務所

1、災時活動　震災當時橫濱刑務所に於ては、職員方に

出張	某所總工監	某監區長	執作會支會所	某看守長以下	二名
當直		某事務室	事務員	某看守長以下	十六名
所內	工場	某工場	作業指導	某職長以下	十八名
	倉庫	某倉庫	倉庫係	某看守長以下	四名
	炊場	某炊場	炊場雇	某看守長以下	五名
	小使	某小使	小使及人夫	某看守長以下	五名

看守	看守及看守長	八名
	作業指導手、看守及作業助手	十六名
	看守及小使	四十二名
守衛	看守及小使	四名
	看守及小使	一名

避難の場所も他と變更し、記錄の保守を命じ、幸に何等事なきを得たり。

外圍煉瓦塀の倒潰は、看護上頗る危險を感ぜしむるのみならず、延ては市民の不安を喚起するの虞もあるより、四日諸村社を急遽取拂へて假設塀を急造し、一時の急に備へたり。

受刑者の作業は、一日初震以來休止し、引續く震動に工場倒潰の危險を感じ、四日迄其儘なりしも、彼等を閉居せしむることの却て不安を增さしむべきをも考慮し、學說上並に從來の經驗上、今後更に大なる地震の襲來なかるべき旨を告達し、同日午後食後、一齊に工場に出役し、平素の如く就業せしめたり。

八日市場支所は被害的地震の圍外に屬し、何等損害なし、只二棟夜間、寢具を運び收容者一同を構內空地に避難せしめたる外、平日と異らず、不良者出張所は、震動の程度烈しく、監房の棟木折損し、事務所傾斜し、外壁にも破損ありしが、幸に圍潰を免れ、其後應急修理を施せり。

と、甲府刑務所

震震の倉庫建物崩壞の危險ありと見るや、全職員身を挺して收容者の避難指置を講じ、隣居第一房第二房を開扉せる折柄、東方第十五房の間に煉瓦造炊事場煙筒崩壞の音響を聞き、危險を冒して在房者を危險二棟の間に救出し、他房全員十二名を無事避難せしめたり。

ち、浦和刑務所

1、災時活動　所長保護技師數名看守長の九名は、刑務官會議中にて、所長室に在り、事務室に在りた職員は屋外に避難したるも、激動して炊事場竈突の上半破損し、事務所の一部崩壞するや、一同工場方面に駈付けたる際、工場の大部分亦崩壞したるより、被告看守等、早くも收容者を避難せしめ、職員全部退避せしめて防火救走防止の爲め盡したり。

の配置を以て執務中なりしが、外塀及建造物は第一震に於て既に殆んど全部倒壊し、職員並に收容者は九死一生の境に在り、所長は辛ふじて庭前に駈出で、職員並に收容者中少からず死傷者を出したるべきを思ひ、續て駈出で來れる職員及收容者を指揮督勵して救助と防火に全力を盡し、典獄補は室外に駈出さんとする際腦天に負傷し、ハンカチ古手拭を以て出血を防ぎ、醫師の手當を受くる遑なく、流血に染みたる顏を拭ひ、所長と重要書類及物件の取出方に付打合を爲し、主として會計領置及用度作業の行動を監視する所ありたり、文書掛に於ては、收容者の死傷を救出中、間もなく隣接家屋より飛火し、猛火四方に上り、全所忽ち灰燼に歸せんとするより、負傷せる屬員共の他を叱咤激勵し、保管書類の搬出に努めたるも、書類は悉く瓦石等の下深く埋沒し、加ふるに壁土等に遮斷せられ、發掘頗る困難なるのみならず、火焔次第に迫るの刹那、死を賭して左記重要書類の搬出を完ふせり。

一、收容者身分帳　九百九十冊　燒失百五十冊ノ大部ハ各掛ニ散在中
一、放免曆簿　十五冊　大正十二年ヨリ大正二十六年ニ至ル全部
一、收容者人名簿　二十七冊　全部
一、死亡帳　一冊
一、會葬簿　一冊
一、裏籍整理簿　一冊
一、官吏身分帳　百七十七冊　内七冊燒失
一、職員名簿　一冊
一、親展往復書類　六冊
一、訓諭通牒綴　八冊
一、本省往復綴　四冊
一、印鑑　二冊
一、懲戒簿　一冊
一、看守精勤證書原簿　一冊
一、刑務官會議日誌　一冊
一、吏員進退書類　七冊
一、大喪恩赦關係書類綴　三冊
外ニ往復綴辭令簿其ノ他六十五冊及総用書籍四百三十一冊

用度掛は時恰も晝食前なりし爲、職員收容者共空腹を忘れて死傷者の救護搬出に盡力し、所長の命を以て事務所北側空地に假炊事場を急設し、晝食炊出に着手せる刹那、市電氣局舍宅より出火の報あり、主任は掛員一部を假炊事場に殘留し、急遽防火に趣く、此日南風烈しく火勢頗る急劇にして、忽ち風下の同局宿舍を延燒したり、同宿舍は當所南側塀外に位し、雜居收容舍と十數間にして、倒潰せる第十號官舍とは僅に六七間の近距離に在り、加ふるに二階建の大建物なれば、飛火は構內及官舍敷地に雨下したり、而して建物の大部分は、倒潰若くは瓦の振落により、燃燒に便なる「クレ」板葺を露出し、危險刻々に迫れる時なれば、職員並に收容者は死力を盡して防火し、幸に雜居收容舍及官舍は危機を免るゝを得たりと思惟する間もなく、烈風に煽られたる飛火は、構內最北端に位する被告收容舍第三翼に落下して、俄然發火し、附近警戒の職員等直に防火に勵めたるも共の効なく、遂に燃燒を免るゝ能はざるに至れり、乃ち雜居收容舍附近に在りし職員及收容者の一部を殘し、急遽之に赴き、協力して消防に努力せる結果、辛ふじて該建物と棟を同ふして相接續せる第一翼第二翼の延燒を防止するを得たり、然るに倒潰せる雜居收容舍第五翼廊下に落下せる飛火は、附近警戒者の心付かざる間に共の下層に於て著しく擴大し、噴煙を發見したる頃には、前記第五翼及倒潰せる中央看守所の下部は一面の火と化せり、一同又之に駈付け、中央看守所を撤去して他に延燒を防止せんとして共の屋根板を剝離したるに、隨所火煙を噴出するの狀態に

て、既に施すべき術なきに至れり、然るに該建物は構內最南端に位せる千五百餘坪の大建物にして、南の烈風は依然暴威を逞ふし、相近接して共の風下に羅列せる所內各建物は、遂に大部分之れが爲に燒夷せらるゝに至るべきこと何人も想像に難からざりし所なりしも、一同尙死力を盡して消防に努め、收容者の多くも亦全く非望を懷き非違の共謀を爲す者なく、衷心消火に死力を傾盡して奮鬪したるが、遂に火勢に壓せられ倒潰又は傾斜せる女收容者男病舍醫務掛事務室被服倉庫古材倉庫元女教場官舍と薪炭庫不用品置場等を殘し、他は全部灰燼に歸したるの止むなきに至れり。

此くの如く雜居收容舍の類燒に依り、所內建物は遂に延燒を免れざるべしと看取せる用度掛員は一部を以て米麥等の搬出に當り、一部を以て倒潰せる事務室內に闖入し、用度書類の搬出に着手したるが、不幸にも用度掛の執務せる位置は、落下せる梁木共の他錯綜交叉し搬出容易ならず、他の職員並收容者　助力を得て、辛ふじて左記書類を搬出したるに、火は既に事務所に及び、一面の火海と化して近接すべからざるに至れり。

一、物品出納簿　十四冊　大正十二年度全部
一、物品使用命令票　二十一冊　〃
一、日常必要品交付簿　一冊　廳用品ノ分
一、不用品書留簿　一冊　二冊ノ內
一、物品新調修繕決議簿　一冊　廳用品
一、〃　一冊　收容用品
一、用紙生產整理簿　一冊　廳用品
一、物品出納簿　二冊　大正十二年度

以上書類の搬出に當れる以外の掛員は、主任以下他の職員及收容者の助力の下に、急遽倒潰せる米麥倉庫の一角を發掘し、米麥の搬出をなし、外米約五十俵麥約二十俵を搬出せしに、火災の舌は早くも此の米麥倉庫をも嘗むるに至り、玆に米麥搬出を打切り、轉じて倒潰せる自動車置場より、自動車及揮發油等を搬出したり、然るに構內一帶火の海と化して被告收容舍前空地に搬出したる米麥は再び危險に陷り、之を移動せざるを得ざるに至り、之を正門前掘割川畔に運搬したり、以上の外燒失家屋內に在りし物件としては、事務所より備品及郵便切手葉書の少許り搬出したるのみにして、他は總て燒失するの已むなきに至れり。

會計及領置掛に於ては、應急の措置として職員の救護並に官舍家族の救護に從事中、飛火の爲所內に火災起り、倒潰せる領置品庫及事務所も燒失を免れざる狀態に瀕したるを以て、全力を傾注して左記物品を搬出したるが、火勢猛烈にして一部燒失の已むなきに至り。

一、現金六百二十四円二十六錢九厘　領置金、前渡資金
一、領置品約三百人分
混亂中包裝破綻シテ此ノ所有者ヲ確認シ難キモノ多少ヲ生シタリ。
一、豫算簿　九冊　內三冊現年度分
一、徵收簿　四冊　內一冊同上
一、資金前渡整理簿　一冊
一、前渡資金出納簿　二冊　內一冊現年度分
一、領置金臺帳　十二冊　全　部
一、領置品臺帳　四十七冊　四十九冊ノ內
一、作業賞與金計算高臺帳　十二冊　全　部
一、特別領置品書留簿　二冊　〃
一、遺留金書留簿　一冊　〃
一、〃　一冊　〃
一、有價證券受拂簿　一冊　〃
一、現金出納簿　四冊　內一冊現年度分

一、調定原簿　二冊　内一冊現年度分
一、歳入徴收報告書綴　四冊　大正九年以降
一、支出計算書綴　三冊　大正十年度以降
一、支出報告書綴　二冊　大正十一年度以降
一、領置金收受簿　二冊　内一冊現年度分
一、俸給々與臺帳　二冊
一、歳出過誤拂整理簿　一冊
一、假留金品受拂簿　二冊
一、支出證憑書類　九冊
一、給助年金臺帳　一冊
一、歳入歳出現金出納證憑綴　五冊
一、歳出關係書類綴　五冊
一、前渡資金計算書　二冊
一、雜書類綴　五冊
一、諸用紙　全部
一、小切手金額表示打拔器　一個
一、科目印　全部

作業掛員は、應急措置として、鋭意工場出業者の救護に奔走しつゝある折柄、所内に飛火したる延燒の火焔全所を蔽はんとするや、掛員は更に工場附近建物の消火に盡力すると共に、諸物件の搬出を爲さんとせしも、教誨堂は早や火焔に裹まれ、作業倉庫並廳舍も危急に迫れるを以て、一同事務室附近に引揚げ、協力一致して關係書類の搬出に力め、倒壞したる梁間の隙に這入り、空拳を以て障碍を破壞し、危險の内に辛ふじて左記書類を搬出したり。

一、作業素品出納簿　三冊
一、素品消耗品受拂簿　一冊
一、不用品書留簿　二冊
一、檢收簿　一冊
一、物件交付命令票ノ一部
一、物品購入受入票ノ一部
一、物品賣却決議票　一冊
一、物品組替決議票　一冊
一、保管轉換受入決議票　一冊
一、製品出納簿　二冊
一、器具器械出納簿　二冊
一、物品使用命令票　一冊
一、製品賣却決議票　五綴
一、農作品賣却決議票　三綴
一、官司業勞役原簿　二冊
一、委託業勞役原簿　一冊
一、受負業作業原簿　十冊
一、受負業器具器械受拂簿　八冊
一、受負業素品受拂簿　七冊
一、委託作業原簿　五冊
一、委託作業原簿　一冊
一、素品受拂簿　二冊
一、委託作業素品受拂簿　一冊
一、經費豫算差引簿　一冊
一、委託作業契約書綴　一冊
一、作業月表　一部
一、作業人員日表　一部
一、作業名簿　二冊
一、官司業作業原簿　一冊

戒護掛は、時恰も

名稱	收容人員	職員配置人員	備考
第一工場	一〇二人	一人	
第二工場	三六	一	
第三〃	八三	一	
第四〃	六七	一	
第五〃	九八	一	
第六〃	八四	一	
第七〃	八九	一	
第八〃	一一	一	
第九〃	二一	一	
第十〃	一九	一	
第十一〃	一二	一	
第十二〃	四	一	
第十三〃	一六	一	
第十四〃	三九	一	
青年工場	三九	一	
炊事所	一八	一	
掃除夫	一〇	一	
便捨夫	七	一	
運搬夫	四	一	
男拘置監	一〇九	△一八	[illegible]男四七、[illegible]男七 [illegible]男四八、[illegible]男六 [illegible]男一
女〃	二	○一	
獨居監	八三	△一三	
病監	三五	二	
各所修繕	四二	一〇	
裁判留置場	五	△一一	
部長派出所	—	△四一	
喰食、接見運動入浴其他	—	一一	
看守休憩所	—	一三	
戒護事務室	—	△三三	
非番者	—	△二〇 ○一三	
事故缺勤者	—	六	
合計	一、一四〇人	△一九九 ○一三	△印ハ看守部長 ○印ハ女監取締

の狀態を以て執務中、突如震災に遭遇し、無難者は當時戸外に在りたる看守部長二名看守八名に過ぎず、同職員は直に結束して指示せられたる部署に就き、率先して防火及收容者の逃脱防止に對する非常警戒に當りたり。

2、應急措置　重傷者其の他十五名は、檢事局と商議し、執行停止の上歸住せしめ、又引取人なき者脫臼者等の應急處置に當り、同時に附近に傳染性疾患の發生したるに對し、極力之を豫防するに努む。

是より先激震突發と共に、外圍は勿論建造物の殆ど全部倒壞し、消火防火に盡力したる甲斐なく、二萬六千餘坪の敷地、一目荒寥たる焦土と化し、百貨盡き果てゝ、薄暮午後六時に至り、收容者を空地に集め、法規に依り一時解放するを以て、二十四時間内に歸所又は警察官署に出頭すべき旨を諭し、之を解放す、然るに翌二日拂曉より、何所ともなく不逞鮮人襲來し、掠奪凌辱殺人暴行を逞ふする流言次第に流布せられ、自警團青年團の活動警備となり、果は群衆騷擾し、眞相を巡邏警察官に問ふも更に要領を得ず、自衞せざるべからざるの緊急を感じ、籌策怠らざる折柄、民衆喧噪して鮮人を拉致し、刑務所長の處分を求むる者相次ぐなど騷擾を極む、二日午後七時頃解放受刑者歸還する者七百を數へたる頃、場内一隅に鮮人の襲來を罵り動揺せしも、事體判明するに及び、多くは舊地位に集合し、燒跡に野營して不安なる第二夜を過せり。

流言蜚語騷然たる間に在りて、歸還の受刑者は各工場雜役に此際協

力一致し、職員と共に難に當るべきを誓明し、自ら進んで燒跡殘りの材料と亜鉛板の破片燒釘及工場燒跡に散在する作業用器具器械を蒐集し、火急に臨時收容場を設け、各工場別に標識を明にし、以て不完全ながら拘禁制を實施することゝなり、玆に始めて戒護檢束の第一歩に入ることを得たり、時に九月三日にして、如上の急設バラック成るや、騒擾氣分を沈靜し、漸く衆情の緊張に至大なる効果を齎らしたり。

一般の狀態は、天變の際とて、相互扶助憐憫の情著しく湧出し、平時に於ける姑息の言動苦情等更になく、大部分は一樣に殘存の幸運に感謝し、一命全きを得たれば、勞苦何かあらんとの感念を以て、率先救護消防物品搬出等に盡力し、極めて賞讃すべき行動ありたり。

職員は負傷服務に堪へざるもの〻外、非番看守も直に出頭したれば、看守全員百四名を部署して、外塀周圍より本所を中心とせる各樞要通路に二名又三名宛を配置し、以て一般を警備し、直接戒護としては、殘留者の保護檢束、收容バラックの急設作業、炊事場及應急的食糧品の配給運搬、並に官舍附近の警備に當り、次で法定期間內に歸所せざる者に對する捜査連行の爲、變裝吏員二組(一組六名)を配置し、横濱市內外より東京方面迄臨機出動せしめ、主として、警察官憲と連絡協調して活動し、以て當面に處する一般警備其の他の充實實行を期したり。

軍隊の應援は、戒嚴令施行後四五日を經て、交渉數回の末、少數軍隊の駐屯を得、九月八日名古屋に第二回の受刑者移送を爲す時、衆情の動搖を考慮して來援を求め、第二回亦同じ、前後二回の押送時に、何等の動搖なかりしは、軍隊の應援に負ふ所少なからざりき。是より先九月七日盛岡刑務所より看守部長三名、十四日福島刑務所より看守長一看守六名の來援あり。

第一回名古屋移送後は、受刑者減少し、四圍の狀況稍〻安定を見るに至りしを以て、省の指示により、福島よりの應援吏員は、十二、十三日を以て全部小田原刑務所へ派遣することゝせり。

收容者の調節に付ては九月二日二百九十五名、同二十三日百三十五名を名古屋刑務所に移送し、二回とも海軍省に交渉し、看守長以下押送吏員を人選し、軍艦夕張にて無事押送を終了せり。

壓燒死者の處理は、其の家族の引取なきものは、九月五日假埋葬に附し、六日供養供養を營みたり。

時局對策の按立上、諸般の情報蒐集に努め、臨時吏員を派して關係箇所に就き聽取又は見聞せしむる外、定期に午前午後各一回縣並市役所救護事務所戒嚴司令部に吏員を箇派し、一般情勢の知得報告に當らしめ、旁〻交渉に任ぜしむ。

負傷者は、診療所前耕地に集合せしめて診療を行ひ、一方事務室竝廣場に工場其他より發掘集合せしめ、應急的處置として開放創あるものは止血繃帶を施すの方法を執りしも、繃帶材料缺乏し、布團木綿を代用して漸く用を辨ずるに至れり、其の他打撲脫臼傷者の疼痛悲叫する者多數あり、手當材料に窮し、直に藥種の發掘を看護夫に命じ、漸く防腐劑として「レゾール」「アルコール」の罐を發見し、打撲傷には「アルコール」を塗布し、脫臼整復等に從事す、此間飲料水全く缺乏し、夕刻に至り近在製氷會社より製氷の供給を得、始めて止喝蓼法の用に供するを得たり。

夜に入り腰椎部打撲の尿閉苦悶を發する者續發せるを以て、醫務室の器械發掘を試み、幸に「カテーテル」を探し出し使用することを得たり、當所傷病死者の集合地點は前記の如くなりしも、類燒後延燒に次ぐに延燒を以てし、危險切迫の都度、再三場所を轉じ、當夜は醫務室庭前に假手術臺を備へ、檢診手術に着手し、精查の上脫臼骨折等の整復固定繃帶等を施し、バラック病床に收容せり、各手當を施すに當り、材料としては「ガーゼ」油紙脫脂綿花の缺乏に窮し、多くは夜具

木綿を使用するの止むを得ざるに至れり、此の際繃帶材料消毒法として、飯ふかし及煮沸を行ひ、縫合としては麻及縫針を使用す、激震當時保健技手は執務不能程度の重傷を負ひ、一名の技師にて到底多數患者の應急診療に從事し難きを以て、最寄開業醫に人を派し應援を求めしに、幸に岡山醫學士平原氏の急援を得、手術に注射に敏速なる手當を施すを得たり、又脫臼患者に對しては特に接骨醫を聘し、災後三日にして千葉刑務所神奈川縣衛生部豐多摩刑務所より材料供給を受け、稍〻遺憾なき手當を爲すを得たり、此の他一般保健上に懸念し、飲料水缺乏の爲めに川水掘井の濾過煮沸水を供し、炊事場は遠く山間の流水ある商家工場に移し、炊出を爲さしめ、一般生水飲用を禁止せしも、六日に至り赤痢患者一名を發生せるより、嚴に隔離したるが、經過不良の狀にあるを以て"市傳染病院に委託し、其後同症類似者を見ざるに至れり。

當時廛埃溜便所設備不完全なる爲蠅の發生多數となれるを以て、石灰乳を撒布し、又は消火器に依り、「レゾール」水を噴霧的に撒布するも、其効を見ざるの狀なりしが、漸次其の數を減ずるに至りたり。

横濱地方裁判所燒跡の死體發掘作業は、作業用器具器械及就役者の被服糧食需要品の運搬費用等、凡て刑務所に於て負擔したり。

糧食品に付ては、米麥倉庫類燒の爲め、一部搬出したる外米少量を除すのみにて職員收容者並に官舍家屋一同、外米の粥に辛ふじて飢を凌ぎつ〻糧食配給の速かならんことを期待せしも、當時之が對策に付て何等成算なく、一同不安の裡に苦慮する折柄、司法省より此後一週間持久せよ然らば其の間に救護の方法を講ずべしとの通知に接し、萬斤の力を得たり、而も在米は已に急を告げ、爲に殘留收容者の逋走漸く多からんとするより、三日吏員を横須賀鎭守府に派し、糧食並衛生材料分與方を交涉し、海軍當局の多大なる同情に依り、急に横濱市より外米四百五十七俵の配給を受くるに至り、陸續として糧米山積の快哉を覺へたり、尙横須賀海軍々需部より刑務所員家族一同の爲、軍用パン十二函鑵詰六個の送呈を受く、尋で千葉刑務所より糧食品並嗜好品の送品あり、又横濱市配給部より白米及野菜類其の他鑵詰等數回配給を受けたり。

建築材料の取集めに付ては、幸に横濱亜鉛鐵金株式會社倒潰燒失し、一時放置せられたる亜鉛板を需用品として納入方會社員より交涉あり、直に快諾して、看守三名收容者十數名を急派し、會社門前に刑務所用品と大書貼付し警戒せしめ、一面極力所內へ亜鉛板の運搬を急ぎ、約一萬枚を得、爾來バラック急造に、糧米の格納に、好適の材料として珍重措かず、尙引續き同工場燒跡ロールン所要數量の全部を成工せしむ。

木材は、縣救護事務局に刑務所收容バラック材料配給方を交涉せしも、諸材料不足の爲交涉意の如くならず、力說數回、縣吏同伴東神奈川三菱合資會社に交涉し、材料の配給を受け、尙稅關倉庫に於て米松角八百本の配給を得たる外、縣諸材料部より洋釘二十三樽、並自動車ガソリン十圓の配給を受け、海に陸に晝夜の別なく猛烈なる活動をなして所內搬入を了せり。

尙辻書記官神戸刑務所に出張し、驅逐艦長良鬼怒二隻に託して、救護品並建築材料を積載送付し、回航搬入を了す。

曳船用ランチは當時悉く官憲の徵發するところとなりしも、當所への物資輸送は舟の便によるを最適とするより、横濱港警備海軍司令官より徵發による一隻の貸與を受け、爾後九月末日に至る迄物資の運搬に收容者の移送に使用して至大の便宜を得たり。

職員に對する救護は、九月一日より十月十日迄出勤職員に對し毎日三食辨當給與を爲し、家族三人以下のものは外來一日一升の割合、四人以上のものは一日一升五合の割合にて、十五日分を配給したり、尙横

濱市配給品日本米を、職員一人に付五升、並副菜物を職員全般に一回配給せり、又神奈川縣より衣類慰問袋其の他取交ぜ百六十個の配給を受け、職員全部に分配せり。

收容場建築は、極力材料を取集め、直營工事に依り目的を達成せんとする折柄、當局の配慮に依り、大阪橋本組の受負工事に託する事を得、同時に收容者をして外塀並工事の諸用務に就かしめ、鋭意督勵し、起工後十日即ち九月三十日に收容を開始し、即日午後新入被告八十二名をも收容したり、尙假建設物として、事務所及倉庫一棟百三十二坪、收容者三棟五十一坪、官舍二十六戸但し六棟二百五十五坪、外に炊事所食堂工場の假設建物約百坪を竣成す。

作業の復舊は、工場全部倒潰燒失したる爲、官司業委託業全部を休止し、受負業亦契約解除の已むなきに至り、就業者全部は、一般救護的施設作業に奔走したりしが、收容バラック成り、營繕工官廨夫を始め、洋傘縫靴工等の一部復舊を成さしめ、引續き受負業作業として疊緣綛並委託指物工の復舊を急ぎつゝあり。

ぬ、小田原少年刑務所

1、災時活動　突如の大震動に因り外圍の全部及二三建造物の外、盡く倒壊せり、所長も墜落せる天井下に壓せられたるが、幸に負傷なく急霰の如く散落する壁壓のために濛々咫尺を辨ぜざる裡を脱出し、監房工場に於ける收容者の警備に遺憾なく機宜の處置を執り、一面行刑局長に事情を具申して當面の措置を仰ぐべく、又一面横濱刑務所長に對して相當の應援を求むべく、即日午後二時十分各一名の看守を急派したり。

2、應急措置　震後直に負傷者を發掘して手當を加へたるが、内一名は餘病併發して不幸鬼籍に入れり。

警備に付ては、最も之を苦慮し、拘禁設備を全滅したる結果、總て人的戒護に俟たざるを得ず、非番に相當する者も皆自家の震害を顧みず、一致共力して收容者を包圍し、徹宵連日に亘り、一面教誨師及教師をして受刑者各班間を巡視せしめ、又受刑者に好感ある看守を直接せしめ置くの工面を回らし、一方に福島刑務所より看守長以下八名、横濱刑務所より看守二名の應援を得、九月十二日十三日の兩日に到着せり、尙軍隊の援助を得べく、數次交渉を重ねたるも、駐屯軍の兵力微弱にして、到底當所に派遣し得る餘地なからざりしが、不圖逃走者を出したるため、夜間のみ特に警備兵四名を分遣せらるゝこととなり、七日間にして他に出動の必要を生じ、遂に撤兵し去らる、作業は工場全滅と素品滅失により、當分施行不能に陥りたるを以て、災害後の跡仕末に全力を擧げたり。

拘禁設備の復舊は、特に急施の必要を認め、九月一日午後六時急造バラック式監房を造り上げ、收容者一同を無事收容することを得たり、又外塀に付ても、同日收容區域の外圍丈は不完全ながらも急設を了れり。

る、川越少年刑務所

1、災時活動　突如の大震に事務員は一時外に避難せしも直に復席し各分擔の書類及管物件等の整理確保に注意し、戒護員は工場監房に於ける收容者の臨機措置に努め、戒護撿束は勿論、火氣等内外警戒一般取締に非常の注意を拂ひ、遺憾なからしめたり。

2、應急措置　各被害箇所に就き直に夫々調査を爲すと同時に、散落せる屋根瓦及剝落せる壁、並倒破せる硝子障子等の整理を爲し、取締上必要なる防禦の應急措置を取り、尙傾斜工場等に控へ柱をなして一時の危險を防ぎ、一面被害に對する復舊費用の豫算要求を爲したり。

申、遞信省の活動

上　被害

大震災に於ける遞信省の被害は、通信交通機關の破壊杜絶を見たる外、省廳舍及貯金局、丸ノ内工務課、京橋海事部、芝浦遞信講習所普通科並に經理課、月島商船學校、二長町九段芝局内神田局地下室各倉庫皆燒失し、東京遞信局本館は災を免れしも、中央郵便局に在りては、外國郵便課錢瓶町分室廳舍二長町分室の各廳舍を燒亡し、郵便局の全燒したるもの百九十、全潰したるもの三十七、半潰したるもの八十を算す、部内の死者三百五十六人、重傷者五十三人、生死不明百二十三人なり。

死傷

所屬／地方	東京市	東京府下	横濱市	神奈川縣下	千葉縣	計
本省 死亡	一〇	—	—	—	—	一〇
本省 重傷	二	—	—	—	—	二
臨時電信電話建設局 死亡	八	—	—	—	—	八
臨時電信電話建設局 重傷	二	—	—	—	—	二
貯金局 死亡	二〇	—	—	—	—	二〇
貯金局 重傷	六	—	—	—	—	六
簡易保險局 死亡	八	—	—	—	—	八
簡易保險局 重傷	—	—	—	—	—	—
電氣試驗所 死亡	二	—	—	—	—	二
電氣試驗所 重傷	—	—	—	—	—	—
航路標識管理所 死亡	—	—	一一	—	—	一一
航路標識管理所 重傷	—	—	三	—	—	三
遞信省 死亡	三九	—	—	—	—	三九
遞信省 重傷	五	—	—	—	—	五
一等局 死亡	一四	—	一三	—	—	二七
一等局 重傷	二八	—	一〇	—	—	三八
二等局 死亡	八四	二	一六	一	—	一〇三
二等局 重傷	九	三	四	三	—	一九
特定局以下 死亡	四	—	七	一	三	一五
特定局以下 重傷	一五	—	—	一	二	一八

郵便局建物損害

局／地方	一等局 全燒	一等局 全潰	一等局 半潰	一等局 小破及無事	二等局 全燒	二等局 全潰	二等局 半潰	二等局 小破及無事	特定三等局 全燒	特定三等局 全潰	特定三等局 半潰	特定三等局 小破及無事	普通三等局 全燒	普通三等局 全潰	普通三等局 半潰	普通三等局 小破及無事
東京市	三	—	—	一	一五	—	二	九	—	—	—	—	一四〇	二	—	九一
東京府下	—	—	—	—	—	—	—	一二	—	—	—	—	一	一	六	一二三
横濱市	二	—	—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	二七	二	五	三
神奈川縣下	一	—	—	—	二	—	—	二	—	—	一	—	四	二一	三六	三六
千葉縣	—	—	—	一	—	—	—	一	—	一	—	三	—	九	一四	一四八
埼玉縣	—	—	—	一	—	—	—	一	—	—	—	一	—	一	三	八〇
靜岡縣	—	—	—	一	—	—	—	三	—	—	—	—	—	一	七	二二一

山梨縣	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	三	八三
計	六	ー	一	四	二一	ー	二	二八	ー	一	一	四	一七二	三七	七四	七八五

之に對して省は直に救濟に着手し、通信事務恢復の外、廳舍の應急措置、職員の救助を初めとし、各方面に亘り之が救濟を努めり、左に共一班を錄す。

下　活　動

(一)郵　便　救　濟

い、普　通　郵　便

(1)集配　鐵道不通に依り、郵便物の遞送方法なく、震災と共に市內の郵便引受は、一時中止の狀態なりしも、九月六日より一般に殘存局に於て、罹災關係の郵便物に限り引受を開始し、同時に燒失局の假設備を急ぎ、十月二十一日より燒失地域內各局の取集を一日三回、其他を四回施行することとし、配達は六日市內の傳送便一日一回を開始し、十七日より二回、十月二十一日より燒失局二回、其他三回とし、市內傳送は、五日まで殘存局相互間に臨時遞送便を設くるのみなりしが、六日より全市に統一ある遞送便一便を設け、十七日より三便、十月二十一日より四便としたり。

橫濱方面に在りては、神奈川局假廳舍を急設し、二日已に集配各二回を爲し、橫濱局假廳舍は、九月二十五日竣成して、配達一回、取集二回を施行し、十月二十四日より取集三回、蠶絲復興會所在地の區域に限り四回を施行す、又市內傳送は、九月二十二日より橫濱神奈川間に二便を設く、而して長者町局は當分橫濱局に合併したり。

(2)料金後納　九月九日省令を以て左の如く定む。

遞信省令第五十八號

當分ノ內、大正十二年九月ノ震災ニ依ル罹災者發私製葉書、及ヒ特殊取扱ト爲サザル四匁以內ノ第一種有封書狀ニシテ、「罹災通信」ト表記シタルモノハ、料金ヲ後納トシ、受取人ヨリ其ノ不納額ヲ徵收ス、但シ內地以外ノ地ニ宛ツル郵便物ハ此ノ限ニ在ラス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ施行ス。

大正十二年九月九日　　遞信大臣　犬　養　毅

二十一日省令第六十三號を以て內地を「內地及朝鮮」に改め、十一月一日省令第九十六號を以て之を廢す。

ろ、小包郵便及速達郵便

小包郵便は、東京は十月五日集配を開始し、橫濱は九月二十日頃より集配を開始す、速達郵便は、東京橫濱ともに十月二十七日より施行せり。

は、取扱事務制限

罹災地局は、初め官公署發着のもの及罹災關係の第一種第二種共區郵便物に依りしも、九月十六日より地域の制限を狹め、共後次第に常態に復せり。

遞信省告示第千四百二十七號

大正十二年九月一日震災ノ爲メ、東京府埼玉縣神奈川縣靜岡縣千葉縣下ニ在ル郵便官署中、執務不能ノモノハ、九月一日以降局務恢復ニ至ル迄、臨時郵便事務ノ取扱ヲ停止シ、又ハ其ノ取扱事務ノ制限ヲ爲シタルニ付、左記ノ通リ心得ヘシ。

一、罹災地局ニシテ、郵便事務ニ制限ヲ付シ取扱ヲ爲シ得ヘキモノハ、機宜ノ方法ニ依リ、其取扱局名ヲ公告ス。

二、郵便事務取扱ニ制限ヲ付シタル局ハ、左記範圍ノ郵便物ニ限リ取扱ヲ爲ス。

1、災害關係ニ付、官公署ニ發着スル第一種及第二種普通通常郵便物。

2、罹災者ヨリ地方ニ發スル第一種ヲ除ク無封書狀及第二種普通通常郵便物。

3、罹災地官公署ヨリ他地方ニ發スル第一種ヲ除ク無封書狀及第二種普通通常郵便物ニシテ、急ヲ要シ、且重量十匁ヲ超ヘサルモノ。

4、官報。

5、東京市內ニ在テハ、郵便事務制限取扱ヲ爲ス局、區內相互間ニ發着スル第一種ヲ除ク無封書狀及第二種普通通常郵便物。

6、前各號ノ郵便物ハ、郵便局窓口ニ着シタルモノニ限ル。

三、郵便事務制限取扱局ノ郵便受付時間ハ、午前八時ヨリ午後五時迄トス。

四、罹災地局ハ、當分ノ內郵便物ノ取集及配達ヲ爲サザルコトアルヘシ。

五、罹災地局ニ於テハ、郵便私書函使用、及閉囊配達請求ニ對シ、當分ノ內其ノ使用ヲ停止シ、又ハ普通配達ノ方法ニ依ルコトアルヘシ。

六、震災前ニ差出シタル郵便物ハ、其ノ配達局ノ事務恢復ニ從テ之ヲ配達セシム。

七、郵便事務ノ停止又ハ制限取扱ノ爲、取扱ヲ爲サザリシ期間ハ、留置郵便物、代金引換郵便物、集金郵便留置、又ハ取扱期間ニ算入セス。

八、震災及之ニ基ク火災等ニ依リ、罹災地局取扱中ノ郵便物ニシテ、亡失又ハ燒失シタルモノアルヘシ、此等郵便物ニ對シテハ、郵便法第三十五條第二號ニ因リ、損害賠償ノ責ニ任セス。

大正十二年九月十五日　　遞信大臣　犬　養　毅

二十五日に至り、千四百三十七號告示を以て、左の如く改正す。

第二項ニ左ノ但書ヲ加フ。

但シ、其ノ範圍ヲ變更シタルトキハ、當該局前ニ之ヲ掲示ス。

第二項第五號中「東京市內ニ在リテハ」ヲ削除シ、第六號ニ左ノ但書ヲ加フ。

但シ、郵便物取集ヲ開始シタル地區ニ在テハ、郵便函ニ投入スルコトヲ得。

共後は、

遞信省告示第千五百二十三號

大正十二年九月遞信省告示第千四百二十七號左記第三項中、「午前八時ヨリ午後五時迄トス」ヲ、「當該局前ニ掲示ス」ニ改メ、本日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月十九日　　遞信大臣　犬　養　毅

遞信省告示第千四百三十號

本日ヨリ震災地ニ於ケル制限取扱郵便局ニ於テ、左記郵便物ノ引受ヲ爲ス。

一、東京遞信局長ノ承認ヲ受ケタル東京市內所在ノ日刊新聞社又ハ新聞通信發行者カ、東京市以外ノ內地ニ在ル新聞社又ハ新聞通信業者宛ニ差出ス日刊新聞紙又ハ新聞通信ヲ內容トスル第三種郵便物ニシテ、重量二十匁ヲ超ヘサルモノ。

二、前項郵便物ノ引受ハ、一日一社一回百通以內トシ、東京中央郵便局ニ差出シタルモノニ限ル。

大正十二年九月十八日　　遞信大臣　犬　養　毅

遞信省告示第千四百四十一號

大正十二年九月遞信省告示第千四百三十號ハ、大正十年九月二十三日限リ廢止セリ。

大正十二年九月二十六日　　遞信大臣　犬　養　毅

に、三　等　局

罹災無集配局の引受郵便物は、一時受持集配局に保管せしめ、集配三等局の遞送集配は、災前同樣のものあり、或は他に避難したるもあり、物數減少し、僅に一日一回集配したるもあり、之に對して臨時陸送便を開くなど、通信疏通の途を講ず。

ほ、臨　機　措　置

橫濱局扱外國郵便は、一時神戶局より發送せしも、十月二十日復舊す。

災地宛郵便物取扱を一時隣接局に命じたるを以て、郵便物の大輻輳を來せるより、三等局員を派して應援せしむると共に、差立局に命じて、適宜に逡附先局を指定處理せしむ。

罹災者宛郵便物の配達を敏速ならしむるため、局前に掲示して罹災者の舊住所及避難先を屆出でしめ、該屆出は、關係受持局へ相互通報を爲し、又行政廳に交渉して、集團バラック内の居住者を標記せしむ。

其他第三種郵便物の發行期を延期する等、種々の應急措置を爲したり。

八、切手業書措置

郵便切手收入印紙の燒失に依り、應急策として、九月二十日郵便切手を以て納付すべき料金は、遞信局一二等郵便局電話局及特定三等局納付のものに限り、通貨を以てするを得せしむ。

遞信省令第八十二號

當分ノ内郵便切手ヲ以テ納付スヘキ左ノ料金ノ遞信局、一、二等郵便局、鐵道郵便局、鐵道船舶郵便局、電信局、無線電信局ヲ除ク、及船舶内設置ノ郵便局ヲ除ク、並電話局及特定三等郵便局ニ納付セムトスルモノハ、通貨ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得。

一、書留及價格表記小包郵便料並之ニ附加スル特殊取扱料、但シ外國郵便物ニ關スルモノヲ除ク。
二、切手別納郵便料。
三、廣告郵便料。
四、集金委託料。
五、集金留置通知料。
六、郵便物附箋配達料。
七、未納又ハ不足ノ郵便料。
八、郵便規則第四條第二項ノ郵便料。
九、市内特別取扱郵便料。
十、郵便私書函使用料。
十一、第三種郵便物認可手數料。
十二、約束郵便取扱承認手數料。
十三、郵便切手記載承認手數料。
十四、電報料。

十五、略號登記料。
十六、配達先登記料。
十七、局渡料。
十八、電話加入登記料。
十九、電話加入名義書換料。
二十、電話機械移轉料。
二十一、電話通話料。
二十二、郵便爲替振出料、但シ郵便取立金ニ對スルモノヲ除ク。
二十三、郵便振替貯金ノ拂込料。

大正十二年十月二十日　　遞信大臣　犬　養　毅

附　則

本令ハ、大正十二年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月九日遞信省令第六十號ハ之ヲ廢止ス。

郵便規則第六十三條ノ七中但書ヲ削ル。

而して一方には、大阪に於て民間印刷業者に一錢五厘切手八億二千萬枚、二錢切手三億三千萬枚其他各種切手を製造せしめ、業書も暫定業書として同く一錢五厘のもの八億五千萬枚其他を製造せしむ、收入印紙亦相當數額を製造せしめ、以て通信に支障なからしむるを期したり。

遞信省令第七十九號

當分ノ内左ノ郵便切手ヲ發行ス。

大正十二年十月十九日　　遞信大臣　犬　養　毅

印刷面　形式及大さ　雲十二粍五　横十九粍

種類	刷色	紙質等
五厘	淡黒色	抄紙ハ着色繊維及分ノ内切取目ト打ス當ヲ附セス
一錢五厘	青色	
二錢	鱗黒色	
三錢	紅色	
四錢	綠色	
五錢	紫色	
八錢	赤色	

印刷面　雲十二粍五　横十九粍

十錢	褐色	八錢以下ノ切手ト同シ
二十錢	濃青色	

遞信省令第九十四號

左之通常業書及往復業書ヲ發行シ、從前發行ノモノ賣切次第之ヲ賣捌ク。

大正十二年十一月十四日　　遞信大臣　犬　養　毅

附　則

本令ハ、大正十二年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス。

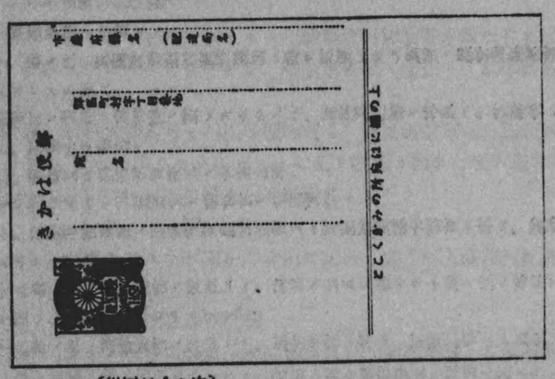

（往復はかき略）

同時に郵便規則を左の如く改む。

遞信省令第九十五號

郵便規則中、左ノ通改正ス。

大正十二年十一月十四日　　遞信大臣　犬　養　毅

第十五條　郵便業書ノ表面ニ設ケタル宛所欄内ニハ、受取人ノ宿所氏名郵便取扱上ノ指定書留、留置、通知等ノ類及陸海軍人召集通報ヲ示スヘキ徽號ヲ限リ記載シ、欄外ニハ差出人ノ宿所氏名通信文其ノ他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得。

宛所欄ノ設ケナキ郵便業書ノ表面ニハ、前項宛所欄内ニ記載シ得ヘキ事項ノ外、差出人ノ宿所氏名ヲ限リ記載スルコトヲ得。

往復業書ハ、發信ノ際其ノ返信部ニ前二項ノ規定ニ抵觸セサル限リ返信ニ必要ナル事項ヲ豫メ記載スルコトヲ得。

郵便業書ハ、原形ノ儘使用シ、契約書委任狀受領證等ト爲サムカ爲、收入印紙ヲ裏面ニ貼スル場合、及十八條ノ二第二項ニ規定スルノ場合ヲ除クノ外、何等ノ物品ト雖添付スルコトヲ得ス。

本條ノ規定ニ違反シタル郵便業書ハ、第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス。

第十八條　郵便業書ハ之ヲ私製スルコトヲ得、但シ往復業書及封緘業書ハ此ノ限ニ在ラス。

私製業書ハ、通常業書ト看做シ、之ト同額ノ料金ヲ徵收ス。

第十八條ノ二　私製業書ハ、左ノ各號ニ依リ之ヲ調製スヘシ。

一、紙質ハ通常業書ノ紙質ト同等以上トス。
二、厚サハ通常業書ヲ以テ標準トス。
三、寸法ハ縱四寸五分以上四寸七分以内横二寸八分以上三寸以内トス。
四、重量ハ一枚八分ヲ以テ標準トス。
五、表面ノ色合ハ白色又ハ淡色トス。

錢飾又ハ愛玩ノ爲、寫眞薄キ紙片繪物若ハ木刻ヲ私製業書ノ裏面ニ貼付セムトスルモノハ、前項ノ制限ニ抵觸セス且容易ニ剝脱脱損セサル樣、其ノ全面ヲ紙ニ密着セシムヘシ。

私製業書ニハ、其ノ表面宛所ノ記入及郵便切手ノ消印ニ妨ケナキ程度ニ於テ、透シ又ハ浮出ノ文字書紋ヲ施スコトヲ得。

第十八條ノ三　私製業書ノ表面ニハ、其ノ上部又ハ左側部ノ中央ニ「郵便業書」

又ハ之ニ相当スル文字ヲ明記ニ印刷又ハ筆書スベシ。

「高圧郵便物令」ノ文字又ハ之ニ相当スル仮文ハ、前項文字ニ之ヲ併記スルコトヲ得。

第一項ノ規定ニ依ル表示ナキモノハ、実物ニ於キ種別相当ノ取扱ヲ為ス。

第十八條ノ四　第十八條ノ玉書留郵便物ノ表面ニハ、通常郵便物ニ準シ、下部二分ノ一以内ニ線ヲ書シ、宛所ヲ記載スルコトヲ得。

第十八條ノ玉書留郵便物ノ表面ニハ、宛所ノ記入ヲ妨ケサル限リ左ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得。

一、郵便業務表面ノ記載方法並普通郵便物又ハ高圧郵便物令書ニ準シ、郵便切手ヲ貼付スベキ位置及其ノ貼付方ノ注意文。

二、印刷又ハ発行所ノ商店ノ所在名称。

三、書式ナル番号。

第十八條ノ玉書留郵便物ノ表面ニ宛所ノ記入ヲ為ス為メ必要ナル注意ヲ示ス語ハ、其ノ外ニ印刷スルコトヲ得。

前二項ノ郵便業務表面ノ記載方法並普通郵便物又ハ高圧郵便物令書ニ準シ、郵便切手ヲ貼付スベキ位置及其ノ貼付方ノ注意文。

二、印刷又ハ発行所ノ商店ノ所在名称。

三、書式ナル番号。

第十八條ノ六　高圧郵便物ハ施行規則ニ依リ調製シタル高圧郵便物ノ表シタルコトヲ要ス。

之ヲ高圧郵便物ト称ス。

附　則

本令ハ、大正十二年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス。

高圧郵便物ハ大正十二年九月一規則ハ之ヲ廃止ス。

大正十二年月十一規則ハ之ヲ廃止ス。

逓信令第九十四號施行前ニ発行シタル郵便物ニ関シテハ仍

従前ノ例ニ依ル。

（参照）

明治三十三年九月一日逓信令第四十二號郵便規則抄録

第十五條　郵便業務ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得。

一、差出人及受取人ノ姓名所氏名又ハ名称及住所若ハ他ノ識別等。

二、日附及受用証書若ハ開函ノ証用語。

三、送達上郵便局ニ必要ナル注意ヲ示ス語若ハ符号。

四、郵便業務表面ノ記載方法並普通郵便物ノ表面ニ左式ノ如ク下部二分ノ一以内ニ線ヲ書スルトキハ其ノ線内ニ通信文等。

（左式略ス）

郵便業務ハ書式ノ様式ニ依リ調製シ、契約者ハ若ハ受領等ト称スルカ、収入印紙ヲ表面ニ貼付スル場合ノ外、何等ノ物品ト雖モ附スルヲ得ス。

前二項ノ規定ニ違反シタル郵便業務ハ、第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ為ス。

第十八條　前二項ニ定ムル規定ニ依リ調製シタル高圧郵便業務ハ、通常郵便業務ト看做シ、之ト同額ノ料金ヲ徴収ス。

と、切手類代金延納

震災のため汚損毀損したる未使用郵便切手類及収入印紙の引換を為し、又切手類買受代金の延納を許す、蓋切手類買換者に対する救済なり。

逓信省令第六十八號

大正十二年九月関東地方震災ノ為汚損毀損シ、又ハ効用ヲ滅クヘキ未使用ノ郵便切手、郵便業務又ハ収入印紙ニ付テ、原形ヲ認メ得ヘキモノヲ所持スル者ハ、別段ノ定アル場合ヲ除クノ外、大正十二年十月三十一日迄ニ東京逓信局又ハ同逓信局管内ニ在ル等郵便局ニ、郵便切手郵便業務又ハ収入印紙ト引換請求スルコトヲ得、但シ前項引換ノ場合、同価格ノ郵便切手、郵便業務又ハ収入印紙ノ相互引換ヲ請求スルコトヲ得ス。

前項ノ郵便切手、同価格ノ収入印紙在ラサルトキハ他ノ郵便切手、同価格ノ収入印紙在ラサルトキハ他ノ収入印紙ヲ以テ、其ノ価格ニ応シ、引換ヲ為スコトアルヘシ。

大正十二年九月二十五日　逓信大臣　犬養　毅

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

逓信省令第七十二號

郵便切手類及収入印紙買受代金延納規則、左ノ通定ム。

第一條　郵便業務ニ関スル郵便規則第九條及外国郵便規則第九條ノ規定ニ依ル郵便ニ関スル料金ヲ、大正十二年九月一日ヨリ同年十一月三十日迄ニ納ムルモノハ、大正十二年十一月三十日迄ニ納ムルモノト看做ス。

第二條　郵便規則第十四條ノ三ノ規定ニ依リ大臣ニ届ケタル約束郵便ニシテ、大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ二月ニ一回ノ差出ヲ為スコト能ハサルモノハ、同年十二月三十一日迄ニ差出ス場合ニ限リ、約束郵便物取扱ニ関スル規則ノ適用ヲ為ス。

第三條　郵便規則第二十四條ノ二ノ規定ニ依リ約束郵便トシテ承認セラレタル郵便物ニシテ、大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ同年九月中ニ発行スル筈ナリシモノハ、同年十一月三十一日迄ニ発行スル場合ニ限リ、毎月一回以上ニ発行シ得ルモノト看做ス。

第四條　大正十二年九月一日震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ、内務省所管ノ郵便局ニ於テ保管スル郵便物ニシテ、郵便規則第四十三條ノ六及同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキモノハ、大正十三年九月一日迄ニ処分スルモノトス。

第五條　大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ罹災セル郵便官署ニ認置ノ郵便業務専用物ニシテ、郵便官署ノ焼失ニ因リ之ヲ使用スルコト能ハサルモノニ付テハ、大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ罹災セル郵便官署ニ於テ使用スル為メ、他ノ郵便官署ヨリ送付シタル郵便物ニシテ、其ノ使用困難ノ日ヨリ三十日内ニ送付スルトキハ、郵便官署ニ於テ正規ニ備フル之ヲ使用スルモノト看做ス。

第六條　第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル者ニシテ大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ、前後発行ノ大ノ定日ヨリ超過シ三十日ヲ超エサルモノニ付テハ、第三種郵便物認可規則第四十四條ノ一第二項ノ期間ヲ九月十日ニ延ス。

第七條　郵便切手類記載規則第七條ノ期間ニシテ大正十二年九月一日ヨリ同年十二月三十一日迄ニ満了スルモノハ、大正十三年一月三十一日ニ満了スルモノト看做ス。

郵便規則、外国郵便規則、郵便業務専用規則、約束郵便取扱規則、第三種郵便物認可規則及郵便切手類記載規則中、震災等ニ基ク火災ニ適用スル特例ニ関スル件、

大正十二年十月九日　逓信大臣　犬養　毅

郵便切手類及収入印紙買受代金延納規則

第一條　関東地方震災地内ニ在ル三等郵便局ハ、東京逓信局長ノ承認ヲ受ケ、郵便切手類又ハ収入印紙買受代金ノ延納ヲ為スコトヲ得。

前項ニ依ル延納ニ関シテハ保証ヲ要セス。

第二條　郵便切手類又ハ収入印紙買受代金ノ延納ヲ為シ得ヘキ金額ハ、郵便切手類及収入印紙ノ代金ヲ通シテ千圓以内トシ、当該郵便局ノ状況ニ鑑ミ東京逓信局長之ヲ定ム。

第三條　代金延納ノ取扱ヲ受ケムトスル三等郵便局ハ、其ノ一回ノ買受金額、一月内買受回数及延納ヲ必要トスル事由ヲ具シ、東京逓信局長ニ申請スベシ。

第四條　第一條ノ承認ヲ受ケタル三等郵便局ハ郵便切手類又ハ収入印紙ノ買受ヲ為ムトスルトキハ、買受請求書ノ余白ニ「代金延納」ト朱書スベシ。

第五條　代金ヲ延納スル三等郵便局ハ、東京逓信局長ノ指定スル所ニ従ヒ、買受ヲ為シタル日ヨリ一月内ニ延納ニ係ル代金ヲ納付シ、大正十三年三月三十一日迄ニ之ヲ完納スベシ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ大正十三年三月三十一日ニ至ル期間之ヲ施行ス。

ち、郵便規則特例

大正十二年十月十九日省令七十八號ヲ以テ、郵便規則、外国郵便規則、郵便業務専用規則、約束郵便取扱規則、第三種郵便物認可規則及郵便切手類記載規則ニ特例ヲ設ケ、之ヲ災地ニ適用ス。

逓信省令第七十八號

第一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第十九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第二十九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第三十九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第四十九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十四條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十五條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十六條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十七條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十八條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第五十九條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第六十條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第六十一條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第六十二條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三條ノ六ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノハ、同規則第四十三條ノ二ノ規定ニ依リ処分スヘキ郵便物ニシテ、其ノ処分ヲ為スヘキ郵便官署ニ於テ保管スルモノト看做ス。

第六十三條　震災ノ為郵便官署ノ焼失シタル場合ニ於テハ、郵便規則第四十三

ノト看做ス。

第八條 大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ罹災セル郵便官署ニ於テ、災害ニ依リ外國郵便規則第六十四條ノ締切豫告請求者ニ對シ其ノ豫告ヲ送付スルコト能ハサリシ期間ニ對スル豫告請求料金ハ、豫告ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ三十日内ニ當該請求者ヨリ請求アルトキハ、豫告不能期間ニ對スル日割額ヲ以テ之ヲ還付ス。

前項ノ還付料金ニ端數ヲ生シタル場合ニハ、郵便規則第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ、東京府神奈川縣靜岡縣埼玉縣及千葉縣内ニ之ヲ施行ス。

(二)電氣事業救濟

春、電　信

A、無　線　電　信

(1)無線電信活動　有線電信全滅のため、首として無線電信を利用する事とし、二日目黒無線電信協會に於て試驗する所ありしも、電力不足にして送信する能はず、單に受信に堪へたるのみ、因りて横濱の情報を得たり。

是より先變災當日、磐城無線電信は、銚子無電と連絡を取らんとして喚出を試み、同局長より大阪中央電信局長宛の横濱震火災に關する至急報を傍受し、横濱港碇泊コレア丸パリー丸南洋丸ロンドン丸等よりの震災電報をも受信し、之を仙臺遞信局其他各地の無線電信局に通報すると共に、布哇局を經て之を桑港局に送信し、同局の希望に基き、前後六日間各種の情報を通報したり、之が爲め米國を初め、列國をして迅速に變災の狀況を知らしめ、深甚なる同情を喚起し、罹災者救護に多大の盡力を得、紐育各新聞の如き、社說を掲げて同局長の功績を賞揚し、佛國無線電信技術協會は、我が外務大臣を經て其功を讃美したり。

(2)無電使用停止　警備の必要上、東京灣内及灣外百海里以内の船舶をして私設無線電信の使用を止めしむ、即ち

遞信省令第五十九號

無線電信法第八條ニ依リ、東京灣内及其ノ灣外百海里以内ニ在ル船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ使用ヲ停止ス、但シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ、其ノ使用ヲ妨ケス。

一、海岸無線電信局又ハ軍用無線電信ノ指示ニ從ヒ、緊急通信ノ仲介ヲ爲ストキ。

二、船舶運航又ハ航行ノ安全ニ關シ、他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ。

三、其ノ他遞信大臣ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ大正十二年九月一日ノ地震ニ伴ヒ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スル期間、之ヲ適用ス。

大正十二年九月九日　遞信大臣　犬養毅

(3)無電取扱所閉鎖　變災に依り、假に電信事務取扱所に充てたる國際汽船會社所有船しどにい丸の無線電信所を、九月二十日を限りて閉鎖し、事務を神戸郵便局に引繼がしむ。

遞信省告示第千四百五十一號

大正十二年九月二十日限リ、左記電信取扱所ヲ閉鎖ス、但シ當該所ニ取扱ヒタル事務ハ、下記郵便局之ヲ承繼ス。

大正十二年九月二十八日　遞信大臣　犬養毅

名稱	位置	承繼局
しどにい丸無線電信取扱所	國際汽船株式會社所屬汽船しどにい丸	神戸郵便局

B、有　線　電　信

(1)回線恢復　東京に於ける有線電信は、先づ北千住局より小山高崎を經て、名古屋大阪に至る電信線を利用する事とし、二日より開通し、

三日更に電信回線を丸ノ内電話局附近に集中するの工を起し、次第に收容して、十四日中央電話局を永樂ビル内に移し、更に千住局を中心としたる線其他をも此に收容し、次を以て主要回線を恢復したり。

横濱は九月七日東京三田分室との間に二回線を開通し、漸次主要線を開き、地方回線は高崎水戸宇都宮千葉甲府靜岡八王子沼津濱松等に臨時回線を設け、極力恢復に努むる所あり、十月末京濱接續以外を殆ど全部開通す。

(2)電信取扱　二日午後十一時千住より關西及東北への回線連絡すると同時に、官報取扱を開始し、六日よりは罹災關係の一般私報を、字數を限り無料取扱ひ、十二日之を有料とし、且く罹災地たる千葉縣下宛の取扱をも開始し、十六日埼玉神奈川兩縣下への取扱をも始む。

九月二十五日左の省令あり。

遞信省令第六十九號

大正十二年九月一日以降同年九月三十日迄ノ間ニ於テ、東京府神奈川縣埼玉縣靜岡縣及千葉縣下各局所ニ於テ取扱ヒタル電報ニハ、電報規則第四十七條第一號及無線電報規則第十三條ノ規定ヲ適用セス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月二十五日　遞信大臣　犬養毅

(3)電氣技術者試驗　に關し、左の如く告示す。

遞信省告示第千四百八十號

大正十二年八月施行セル大正十二年度電氣事業主任技術者資格檢定第二次試驗受驗者ハ、大正十二年十一月十五日迄ニ遞信省電氣局技術課宛左記書類ヲ提出スヘシ。

本年度試驗答案ハ九月一日ノ震火災ニ因リ一部燒失セルニ依リ、右ニ對シテハ大正十三年二月頃燒失シタル課目ノミニ付再試驗施行ノ見込、詳細ハ追而之ヲ告示ス。

大正十二年十月八日　遞信大臣　犬養毅

一、受驗者ノ現住所及姓名。

二、受驗セル資格ノ種別。

三、受驗地及受驗番號。

四、一次試驗ニ合格セル年次。

五、履歷書及戸籍謄本(又ハ抄本)但シ戸籍謄本(又ハ抄本)入手ニ日時ヲ要スルモノハ之カ提出ヲ遲延スルモ差支ナシ。

六、第一種及第二種受驗者ハ各次ノ寫眞。

夏、電　話

(1)回線恢復　東京市内外の電話回線燒却斷絶するや、先づ千住を選みて、地方連絡線の恢復工事に着手し、二日午後十一時日光御用邸に通ずる一回線を作成し、一方には丸ノ内に市外回線を集中すべく工事を開始し、十月末までに四十五回線を開通し、同時に市内線の復舊に全力を注ぎ、着々恢復したり。

横濱は、九月八日市外の二回線を開通して、官廳用に充て、引續き工事を急ぎ、十月末までに九回線を通ず。

(2)電話急設申請不受理　震災に先ち、東京中央電話局横濱中央電話局に於て受付けたる大正十二年の電話急設申請は、全部之を不受理とせり。

遞信省告示第千五百十一號

大正十二年六月遞信省告示第九百六十一號ニ依リ、東京中央電話局及横濱中央電話局ニ於テ受付タル本年度電話亟急開通ノ申請ハ、全部之ヲ受理セス。

大正十二年十月十六日　遞信大臣　犬養毅

(3)名義場所變換　災地の電話加入名義及電話機設置場所の變換に關する臨時規程を、左の如く定む。

遞信省令第八十號

當分ノ内震災地ニ於ケル電話加入名義及電話機設置場所變更ニ關スル件、左ノ

定ム。

大正十二年十月十九日　逓信大臣　犬養　毅

第一條　電話加入名義又ハ電話機設置場所ノ變更ニ關シテハ、電話室番開通規則第十六條及第十二條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス。

第二條　電話加入名義ノ變更ハ、所轄逓信局長ニ於テ公益上又ハ業務上支障アリト認ムルトキハ之ヲ承認セス。

第三條　電話機設置場所ノ變更ハ、所轄逓信局長ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スルモノト認メ、且工事上及業務上支障ナキ場合ニ限リ、請求ヲ受理ス。

一、前ニ定ムル區域内ニ於ケルモノ。

二、公益上必要ナルモノ。

三、前號ニ準シ特ニ必要ナルモノ。

前項第三號ニ依ル電話機設置場所ノ變更ニ要スル物件及勞力ハ、所轄逓信局長ノ指定スル所ニ依リ、之ヲ供給セシムルコトアルヘシ。

第四條　本令ヲ適用スル電話加入者及第三條第一項第一號ノ區域ハ、前ニ告示ス。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

逓信省告示第千百二十四號

大正十二年十月逓信省令第八十號ヲ適用スル電話加入者等、左ノ通リ定ム。

大正十二年十月十九日　逓信大臣　犬養　毅

一、省令第八十號ヲ適用スル電話ハ、左記各局ニ所屬スルモノニ限ル。

東京中央電話局	横濱中央電話局
横須賀郵便局	小田原郵便局
鎌倉郵便局	

二、省令第八十號第三條第一項第一號ノ區域ハ、左ノ通トス。

東京中央電話局管轄、青山、小石川、及牛込各分局區域及其ノ相互間。

逓信省告示第三百三十二號

大正十二年十月逓信省令第八十號ヲ適用スル電話加入者ハ、左ノ各局ニ所屬スル

(4)電話加入者屆出　災地の電話加入者にして、震災に際し、電話機を損壊し、又は持退き保管し居る者をして屆出る所あらしむ。

逓信省告示第千五百三十七號

東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ニ於ケル電話加入者ニシテ、震災ノ際、其ノ電話機燒失狼藉シ、又ハ之ヲ持退キ保管シ居ルモノハ、其ノ旨逓ニ所屬電話官署ニ屆出ツヘシ。

東京中央電話局、横濱中央電話局、横須賀郵便局、鎌倉郵便局及小田原郵便局所屬電話加入者又ハ電話加入申込者ハ、前項ノ屆出ヲ爲スノ外、尚ホ左記區別ニ從ヒ、逓ニ所屬電話官署ニ屆出ヲ爲スヘシ。

大正十二年十月二十二日　逓信大臣　犬養　毅

一、電話加入者ハ、住所ノ新舊、電話加入種類、電話機設置場所、電話加入者ノ住所ノ變更及電話番號等ヲ屆出ツルコト、但シ東京中央電話局及鎌倉郵便局所屬電話加入者ハ、住所ノ變更ニ關シ新舊住所及電話番號ノミ屆出ツルコト。

二、電話加入申込者ハ、登記簿謄本ヲ添附シ、申込書ニ所要ノ事項ヲ記入シ、且登記簿謄本ニ記載アル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ、其ノ旨屆出ツルコト。

一、前號ノ登記簿謄本ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。

一、前號ノ登記簿謄本提出不能ノ場合ハ、其ノ旨屆出ツルコト。

一、現ニ電話不通ノ加入者ニシテ、住所ノ變更又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ電話機保管上支障アルトキハ、其ノ旨屆出ツルコト。

(5)特設電話　東京横濱中央電話局所屬電話加入にして震災の爲め不通となりたるものゝ救濟策として臨時に電話を特設することとし、左の臨時市内特設電話規則を設く。

逓信省令第九十號

臨時市内特設電話規則左ノ通定ム。

大正十二年十一月八日　逓信大臣　犬養　毅

臨時市内特設電話規則

第一條　東京中央電話局及横濱中央電話局所屬電話加入者ニシテ、震災ノ爲メ電話不通ノ者ハ、本令ニ依リ臨時市内特設電話使用ノ申請ヲ爲スコトヲ得。

第二條　臨時市内特設電話ニ要スル設備ハ、其ノ交換機ヨリ電話取扱局ニ至ル線路ヲ除クノ外申請者又ハ使用者ヲシテ之ヲ施行セシメ、其ノ維持及交換取扱ハ逓信官署ニ於テ之ヲ取扱フ。

第三條　臨時市内特設電話ノ施設ハ、左記各號ノ制限ニ依ルヘシ。

一、交換臺ヨリ電話取扱局ニ至ル距離ハ、直徑三町以内トス。

二、電話總數ハ、一交換設備ニ付二十個以上二百個以下トス。

第四條　臨時市内特設電話ヲ使用セムトスル者ハ、逓信官署ニ於テ之ヲ定ム。

逓信局長ニ差出シ、其ノ認可ヲ受ケヘシ。

第五條　臨時市内特設電話ニ關スル料金ハ、左ノ如シ。

一、特別接續料

電話機一個毎ニ金貳圓。

二、通話度數料

市内最近一度毎ニ二錢。

同一臨時市内特設電話相互間ノ通話ニ對シテハ度數料ヲ課セス。

第六條　臨時市内特設電話ハ、總テ加入電話ノ全部又ハ一部ニ代用スルトキハ、其ノ使用期間ヲ延長セラルヘキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、其ノ使用期間ヲ延長又ハ短縮スルコトアルヘシ。

第七條　電話規則第五條、第三十一條第二項、第三十六條、第三十九條、第四十五條第二項、第四十六條、第五十一條第二項、第五十七條第二項、第五十八條第二項、第五十九條乃至第六十一條、第六十五條、第六十七條、第六十九條第二項、第七十條、第七十一條、第七十二條ノ二、第七十三條、第七十六條、第七十八條乃至第八十條、第八十二條、及電話設備規則第十二條第一項ノ規定ヘ、本令ニ之ヲ準用ス。

附則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

附錄書式

臨時市内特設電話使用申請書

臨時市内特設電話使用ニ關スル規則ニ從ヒ、左記ノ通リ臨時市内特設電話使用致度、此段申請候。

年　月　日

逓信局長　殿

申請者　住所　氏名　印

有何名總代人　住所　氏名　印

一、申請者氏名住所職業及電話機設置場所。

二、臨時市内特設電話交換機設置場所及註設置場所ト令電話機設置場所相互間ノ距離。

(6)臨時通話所設置　左の如し。

名稱	位置	設置年月	告示番號
東京市内神田區淡路町一丁目	東京市神田區淡路町一丁目	大正十二年十月十六日	一、六四一號
東京市内芝區三田四國町	東京市芝區三田四國町	大正十二年十月十六日	一、七〇一號
東京市内麻布區飯倉片町	東京市麻布區飯倉片町	大正十二年十月十六日	一、七一一號
東京市内本所區橫網町	東京市本所區橫網町	大正十二年十月十六日	一、七一二號
東京市内神田區淡路町一丁目	東京市神田區淡路町一丁目	大正十二年十月十六日	一、七一三號

東京中央電信局日本橋分室	東京市日本橋區本材木町	大正十三年十一月廿一日	七〇號
東京中央電話局臨時猿江裏町通話所	東京市深川區猿江裏町	大正十三年三月十二日	三二七號
東京中央電話局臨時松淸町通話所	東京市淺草區松淸町	大正十三年三月廿八日	四六三號
東京中央電話局臨時淺草橋公園内通話所	東京市日本橋區馬喰町四丁目	大正十三年三月卅一日	四六四號
東京市中央電話局臨時箔屋町通話所	東京市日本橋區箔屋町	〃	〃
東京市中央電話局臨時小傳馬上町通話所	東京市日本橋區小傳馬上町	〃	〃
東京中央電話局臨時西久保巴町通話所	東京市芝區西久保巴町	〃	〃
東京中央電話局臨時四谷見附通話所	東京市四谷區傳馬町一丁目	〃	〃
東京中央電話局臨時帝國ホテル内通話所	東京市麴町區内山下町一丁目	大正十三年三月三十日	四三五號

(7) 臨時電話交換所設置 左の如し。

名稱	位置	設置年月	告示番號
東京中央電話局臨時麻布永坂電話交換所	東京市麻布區飯倉片町	大正十二年十二月三十日	大正十三年四〇號
東京中央電話局臨時三共電話交換所	東京市日本橋區室町三丁目	大正十二年十二月卅一日	四一號
東京中央電話局臨時丸ノ内ビルディング電話交換所	東京市麴町區永樂町一丁目	〃	五二號
東京中央電話局臨時蠣殼町電話交換所	東京市日本橋區蠣殼町	大正十二年一月七日	五七號
東京中央電話局臨時横川電話交換所	東京市本所區淸水町	大正十二年一月十九日	一二一號
東京中央電話局臨時京橋電話交換所	東京市京橋區銀座三丁目	大正十三年一月三十日	一二六號
東京中央電話局臨時出雲町電話交換所	東京市京橋區出雲町	大正十三年二月十六日	二〇一號
東京中央電話局臨時神田松住町電話交換所	東京市神田區松住町	大正十三年二月十四日	二〇二號
東京中央電話局臨時濱町電話交換所	東京市日本橋區濱町三丁目	大正十三年二月十九日	二二七號
横濱中央電話局臨時千若町電話交換所	横濱市千若町一丁目	大正十三年二月二十日	二二八號
東京中央電話局臨時池ノ端電話交換所	東京市下谷區數寄屋町	〃	二二九號
東京中央電話局臨時神田村木町電話交換所	東京市神田區東福田町	〃	〃
東京中央電話局臨時上野電話交換所	東京市下谷區池ノ端仲町	大正十三年二月廿六日	二七三號
東京中央電話局臨時淺草公園電話交換所	東京市淺草區淺草公園地五區	大正十三年二月廿五日	二八四號
東京中央電話局臨時新吉原電話交換所	東京市淺草區千束町一丁目	大正十三年三月一日	二九二號
東京中央電話局臨時森下町電話交換所	東京市深川區東六間堀町	大正十三年三月六日	三三三號
東京中央電話局臨時南千住電話交換所	東京府北豐島郡千住町	大正十三年三月七日	三三四號
東京中央電話局臨時本町電話交換所	東京市日本橋區本町三丁目	〃	〃
東京中央電話局臨時新橋電話交換所	東京市京橋區出雲町	大正十二年三月八日	三五三號
東京中央電話局臨時兩國電話交換所	東京市本所區元町	大正十三年三月十四日	三七九號
東京中央電話局臨時松枝町電話交換所	東京市神田區松枝町	〃	〃
東京中央電話局臨時佐賀町電話交換所	東京市深川區小松町	大正十三年三月十七日	三九〇號
東京中央電話局臨時下谷竹町電話交換所	東京市下谷區竹町	大正十三年三月十五日	三九七號

東京中央電話局臨時蠣殼町三丁目電話交換所	東京市日本橋區蠣殼町三丁目	大正十三年三月十七日	三九八號
東京中央電話局臨時松代町電話交換所	東京市本所區松代町一丁目	大正十三年三月十九日	三九九號
東京中央電話局臨時神田東福田町電話交換所	東京市神田區東福田町	大正十三年三月十八日	四〇〇號
東京中央電話局臨時日本橋馬喰町電話交換所	東京市日本橋區馬喰町二丁目	大正十三年三月二十日	四一〇號
東京中央電話局臨時京橋本材木町電話交換所	東京市京橋區本材木町三丁目	大正十三年三月廿四日	四四七號
東京中央電話局臨時京橋南鍋町電話交換所	東京市京橋區南鍋町	〃	〃
東京中央電話局臨時深川冬木町電話交換所	東京市深川區冬木町	大正十三年三月廿八日	四五二號
東京中央電話局臨時日本橋小網町電話交換所	東京市日本橋區小網町三丁目	大正十三年三月廿五日	四五三號
東京中央電話局臨時日本橋呉服町電話交換所	東京市日本橋區呉服町	〃	〃
東京中央電話局臨時本所二ノ橋電話交換所	東京市本所區相川町五丁目	大正十三年三月廿七日	四五九號
東京中央電話局臨時銀座電話交換所	東京市京橋區銀座一丁目	大正十三年三月廿六日	四六〇號
東京中央電話局臨時神田鍋町電話交換所	東京市神田區鍋町	〃	四六一號
東京中央電話局臨時淺草諏訪町電話交換所	東京市淺草區諏訪町	大正十三年三月廿七日	四六二號
東京中央電話局臨時室町電話交換所	東京市日本橋區室町二丁目	〃	〃

秋、料金

料金に關する應急措置は、災地の一二等郵便局電信局に賴信又は請求する電報及電話通話料金の現金納付を許し、兼て後納することを得せしめ、又之が還付に關する特例を設く。

遞信省令第六十號

當分ノ内、東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、及千葉縣内ノ一、二等郵便局、及電信局ニ賴信又ハ請求スル電報及電話通話ノ料金ハ現金ヲ以テ納付スルコトヲ得。

本令ハ、大正十二年九月十二日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月十一日　遞信大臣　犬養　毅

遞信省令第七十四號

電報規則第二條第一項及第二項ニ依ル官報ニシテ、當分ノ内東京府、神奈川縣靜岡縣、埼玉縣及千葉縣内ノ一、二等郵便局及電信局ニ賴信スルモノハ、當該發信者ノ證印アルモノニ限リ其ノ電報ニ關スル料金ヲ後納ト爲スコトヲ得。

前項ノ料金ハ、電信官署ノ指示スル所ニ從ヒ、現金又ハ現金出納官吏ヲ經カサル小切手ヲ以テ發信局ニ納付スヘシ。局ニ納付スヘキ料金ハ郵便切手、

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年十月十一日　遞信大臣　犬養　毅

遞信省令第八十七號

電話料金ノ還付ニ關スル特例ノ件、左ノ通定ム。

大正十二年十一月二日　遞信大臣　犬養　毅

第一條　東京府神奈川縣靜岡縣千葉縣及埼玉縣内ニ於ケル電話官署ニ納付シタル電話ニ關スル料金ノ還付請求期間ニシテ、大正十二年九月一日ヨリ大正十三年四月三十日迄ニ滿了スルモノハ、大正十三年四月三十日ニ滿了スルモノト看做ス。

第二條　前條ノ料金ニシテ大正十二年度内ニ還付スヘキモノハ請求ニ依ラス之ヲ還付スルコトアルヘシ、但シ左ニ掲クルモノヲ除ク。

一、電話規則第六十六條及第六十八條ノ規定ニ依ルモノ。
二、特設電話規則第六十六條及第六十八條ノ規定ヲ準用スル規定ニ依ルモノ。
三、電話通話規則第三十條ノ規定ニ依ルモノ。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

冬、電氣供給事業

震災の結果、電氣事業は、損害總額約四千六百萬圓に上り、災前二十六萬キロワットの電力、震災直後は五萬九千キロワットまで減じ、東京橫濱兩市內外に於て、發電所變電所並に配電設備等の燒失又は大破したるもの多かりしも、幸に猪苗代系統笛吹川系統の發電所送電線共、殆ど損害を見ざりしため、比較的迅速に復舊することを得たり、左に恢復狀況の一斑を擧ぐ。

淀橋の上水路破壞し東京全市給水不能となるや、淨水池電氣揚水喞筒を運轉するため、電力供給の依賴あり、乃ち東京電燈會社に交涉して送電せしめ、三日夜より市內一部に通水し、次第に給水區域を擴大したり、又澁谷水道にも送電せしむ。

無線電信利用のため、中野電信隊の要求に應じ、急に東京電燈會社をして送電せしめ、三日夜より通信を開始す。

東京市電氣關係當局及東京電燈會社員を招集し、鐵道省及各電氣供給會社軌道會社の當局と會合し連日應急措置の打合を爲し、以て電燈電力の供給、電車の運轉方法等を決定したり、即ち東京市內外に在る變電所中使用不可能の十八箇所を除き、五十一箇所に對して急に臨機の修理を加へしめ、修理成ると共に、九月四日より先づ街燈門燈を點火し、以て治安に便せしめ、七八日頃よりは屋內にも點火せしめ、官公署病院及避難民收容所等に對しては、特に繰合せて至急の送電を爲さしめ、市內電車は六日より上野神明町間に於ける運轉を開始し、其他精米用電動機、自動車修繕工場、製氷工場、印刷工場等の電力供給をも出來得る限り速かならしめ、以て時局の急に應じたり、他方に、群馬電力會社を督勵して、玉川水道揚水喞筒への送電を急がしめ、七日より大森大井方面に通水せしむ、省線電車は、東京電燈會社の電力を融通して、十六日を以て運轉を開始せしめ、湘南方面へは、京濱電力會社小田原方面へは富士水電會社をして給電せしめり、而して、地中電線と瓦斯管との混錯に依り、危險を生ずるの慮あるや、瓦斯會社に議りて豫防法を講じ、燒跡街路の點火を圖り、一般家屋の點火をも急がしめ、十日前後は已に大體の點火を見るに至れり、又震災に基く、漏電其他の危險を慮り、電氣局技術課に總動員を行ひ、東京遞信局東京市電氣局東京電燈會社と協力して、市內市外の電氣工作物(主として引込線)を一々監査し、修繕撤去其他の應急措置を爲し、或は桂川系水力發電所其他神奈川千葉埼玉靜岡各縣下に於ける發電設備電氣工作物の被害を調査し、以て之が修繕を督勵したり。

復舊材料に關しては、各事業者の在庫品燒亡し、電氣用品の製造亦全滅したるを以て、差寄り復舊材料を關西に仰ぐの外なく、乃ち救護事務局と打合せて之が輸送の便法を講じ、省の燈臺用船羅州丸を派して多數材料を輸送せしめ、或は已むを得ずして燒失地內の配電線工事に限り、條件を付して裸線の使用を認許し、東京市は地中線を用ゆべき命令ある區域なれども、臨機の處置として罹災者收容假屋に限り架空線に據らしめ、及既設電車のポールライト回線の共用を許し、以て點燈の迅速を期せしめり。

東京電燈會社の駒橋發電所復舊は、市都のために最も急を要するをして一時の急を脫せしむ。

(2)利子記入等停止　は、

遞信省告示第千四百四十二號

證券保管通帳及東京神奈川靜岡山梨埼玉群馬栃木茨城千葉ノ各府縣及南洋群島ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ對シ、當分ノ內郵便局所ニ於テ利子記入檢閱及現在高證明等ノ爲ニスル通帳提出ノ受付ヲ停止ス。

大正十二年九月二十六日　　遞信大臣　犬養　毅

(3)切手貯金預入停止は、

遞信省令第七十號

郵便切手ヲ以テスル郵便貯金ノ預入ハ、當分ノ內之ヲ取扱ヲ停止ス。

大正十二年九月二十九日　　遞信大臣　犬養　毅

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(4)即時拂局制限　大正十二年十月三十日左の如く定む。

遞信省令第八十五號

大正十二年九月一日ノ震災ニ基ク火災ニ依リ燒失シタル郵便局ニ於テ、預入シタル郵便貯金ノ即時拂請求ニシテ郵便貯金規則第七十七條ノ二ニ該當スルモノニ付テハ、一等及二等郵便局ニ限リ、當分ノ內金額ニ制限ナク其ノ請求ニ應ス。

大正十二年十月三十日　　遞信大臣　犬養　毅

(四)爲替貯金救濟

大災のため民間の金融機關突如活動を停止したるがため、之が救濟策として、遞信省は九月三日新に貯金の非常確認拂を開始す、即ち極めて簡便なる方法を以て、初め通帳所持者に對して一日一圓三十圓、通帳燒亡者に對して同じく十圓を限度に拂戻をなし、後程なく通帳及印章所持者に一日一圓百圓まで拂戻す事と爲したり。

九月三日開始より同月末日までに非常確認拂を取扱ひたるもの十五萬餘圓、其金額五百萬圓にして、一口當り三十三圓餘なり、以て罹災者

【參照】

明治三十八年五月十八日遞信省令第六十六號郵便貯金規則抄錄

第七十七條第一項

貯金預ケ人ハ、貯金原簿所管廳ニ於テ、第三十條第一項ニ依リ現在高證明ノ旨ヲ表示シタル金額ニ付テハ、何レノ郵便局所ニ於テモ其ノ即時拂ヲ請求スルコトヲ得、通帳ニ預入金ヲ記入シタル郵便局所ニ對シ、其ノ請求ニ依リ拂戻金ノ假拂ヲ爲ス。

第七十七條ノ二　前條第一項ノ規定ニ該當セサル場合ト雖、貯金預ケ人ニ於テ正當本人タルヲ證明シタルトキハ、郵便局所ハ一日三十圓以內、同一月內

百圓迄ヲ限リ、即時拂ノ請求ニ應スルコトアルベシ。

(5)振替貯金局待拂取扱　左の如し。

逓信省令告示第千六百十七號

東京震災ニ罹リ口座所有簿ニ關スル郵便振替貯金加入者ニ對シテハ、大正十二年九月一日以後十二月二十六日以降當分ノ內、左ノ郵便局ニ限リ郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ、但シ定額ニ依ル局待拂ハ此ノ限ニ在ラズ。

大正十二年十一月二十六日　　逓信大臣　犬養　毅

一、東京中央郵便局
一、貯金局構內郵便局

逓信省告示第三百九十五號

大正十三年四月一日ヨリ日本橋郵便局及神田郵便局ニ於テ振替貯金局待拂ノ取扱ヲ開始スルコトトナリタルヲ以テ、大正十二年九月一日以前開始ノ振替貯金局待拂ノ取扱ヲ廢止シ、但シ其ノ振替加入者又ハ其ノ關係人ノ異動更改ニ依リ印鑑票ヲ提出スベキ場合ニ於テハ、更ニ所定ノ印鑑票ヲ提出セシムルモノトス。

大正十三年三月二十日　　逓信大臣男爵　藏　相　勝　田　主　計

是日第三百九十六號告示ヲ以テ、大正十二年十一月第千六百七十七號告示ヲ廢ス。

(6)通帳類焼亡者救済　非常確認拂打切ト共ニ、貯金通帳、證券通帳、書換請求等ヲ亡失シタルモノニ對スル救濟策トシテ、權利確認ノ手段ヲ採リタリ、即ち貯金局保管ノ原簿其他證據書類全ク焼失セラルヨリ、預金者ノ申告ニ基キテ之ガ調査ヲナシ、以テ權利ヲ認ムル事トシ、勅令第四百四十七號ノ公布アリテ、大正十二年十二月末日マデニ權利ノ申告ヲ爲サシム。

戰災郵便貯金郵便振替ノ權利ノ申告ニ關スル件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名　御璽

大正十二年十二月十八日　　內閣總理大臣伯爵　山　本　權　兵　衛
逓信大臣　犬　養　毅

勅令第四百四十七號

第一條　郵便振替貯金、郵便振替貯金、定額郵便貯金又ハ郵便爲替（小爲替ヲ除ク）ニ關スル大正十二年九月一日現在ノ權利ニシテ之ヲ證明スベキ郵便貯金通帳其ノ他ノ證據書類ノ亡失シタルモノニ付テハ、逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ、權利者若ハ其ノ相續人又ハ其ノ法定代理人ニ於テ、其ノ權利ヲ證明スルニ必要ナル事項ヲ記載シタル申告書ヲ大正十二年十二月三十一日迄ニ郵便官署ニ提出スベシ。

前項ノ郵便貯金、郵便振替貯金ニ付テハ、逓信大臣之ヲ定ム。

逓信大臣必要アリト認ムルトキハ、第一項ニ規定スル期日ヲ變更スルコトヲ得。

第二條　逓信大臣其ノ定ムル所ニ依リ前條ノ權利ヲ確認シタルトキハ、之ヲ申告者及權利者ニ通知ス。

附　則

本令ハ、大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

十月二十日逓信省令第八十一號

震害郵便貯金及郵便爲替證明規則、左ノ通定ム。

大正十二年十月二十日　　逓信大臣　犬　養　毅

震害郵便貯金及郵便爲替證明規則

第一章　總　則

第一條　大正十二年勅令第四百四十七號ニ依ル郵便貯金、郵便振替貯金、定額郵便貯金及郵便爲替（小爲替ヲ除ク）ニ關スル申告及確認ニ關シテハ、本規則ノ定ムル所ニ依ル。

第二條　本規則ニ規定スル罹災郵便局ノ局名ハ、別ニ之ヲ告示ス。

第三條　本規則ノ定ムル所ニ依リ申告ヲ爲ストスル者ハ、前二條ニ告示スル所ニ依リ、貯金局又ハ郵便局ニ出頭ノ上申告書ヲ提出シ、第四十一條ニ規定スル郵便官吏ノ申告ノ聽取ヲ受クルノ外、其ノ委任ヲ受ケタル者ノ申告ヲ聽取スルコトアルベシ。

前項ノ申告ニハ、公共團體ノ場合ヲ除クノ外、官吏ノ證書ヲ添附スベシ。

貯金局又ハ郵便局ハ、申告者ヲシテ其ノ申告書ノ記載事項ニ付相當證明ヲ爲サシムルコトアルベシ。

第四條　相續人、財產管理人又ハ法定代理人ヨリ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ、戸籍謄本又ハ其ノ寫竝之ガ證明ニ關スベキ相當官署ノ證明書ヲ添附スベシ。

第五條　本規則ニ依リ、貯金局ニ於テ郵便貯金、郵便振替貯金、定額郵便爲替又ハ郵便爲替ノ權利ヲ確認シ、現金ノ拂渡又ハ證書ノ發行ヲ行ハントスル場合ニ於テハ、其ノ者ヲシテ大正十二年九月一日以前開始ノ振替貯金局待拂ノ取扱ヲ廢止シ、但シ其ノ振替加入者又ハ其ノ關係人ノ異動更改ニ依リ印鑑票ヲ提出セシムル場合ニ於テハ、更ニ所定ノ印鑑票ヲ提出セシムルモノトス。

第六條　本規則ニ依リ申告ヲ爲ス者ハ、申告書ノ記載事項中、別ニ書記ノ面ヲ以テ通知ス。

第七條　郵便貯金通帳、郵便貯金拂戻證書、郵便振替貯金通帳、郵便爲替證書其ノ他ノ證據書類ニシテ毀損、汚染ノ爲不明トナリタルモノハ、本規則ノ適用ニ付之ヲ亡失ト看做ス。

第八條　郵便貯金通帳、郵便貯金拂戻證書、證券保管通帳、郵便振替貯金拂出證書、郵便爲替證書其ノ他ノ證據書類ニシテ毀損、汚染ノ爲不明トナリタルモノハ、本規則ノ適用ニ付之ヲ亡失ト看做ス。

第二章　郵便貯金

第九條　郵便貯金預ケ入大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ亡失シタルトキハ、郵便貯金通帳亡失申告書（第一號樣式附圖參照）ヲ提出スベシ。

一、ぬ、き、れ、み、お、い、ゆ、り、ゐ。
二、前記記號ニ「風」「雨」又ハ「新」ヲ記シタルモノ。
三、事業、外、野、戰、功、勳、式、盛（盛ノ下ニハ、ゐノ文字アルモノ）、盛榮。

郵便貯金預ケ入證券保管通帳ヲ所持スル場合ニ於テ、郵便貯金通帳ト共ニ之ヲ亡失シタルトキハ、同時ニ第二十五條ノ申告書ヲ提出シ、又貯金通帳ヲ亡失シタルモノニ於テハ、其ノ通帳ニ記載アル證券保管通知書又ハ證券買取濟通知書ヲ所持スルトキハ之ヲ添附スベシ。

第十條　前條ノ申告書又ハ內閣書ニ記載スベキ事項中、預ケ入ニ於テ何時モ申告ヲ爲シ得ルモノアルトキハ、通帳記載會館又ハ最初ノ預入局名、現在高、預ケ入ノ氏名、年齡、新舊住所、大正十二年九月一日ノ住所、職業、通帳亡失ノ場所、年月日及事由、竝大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認ニ依リ無通帳ニテ拂戻ヲ受ケタル金額ヲ除クノ外、之カ記載ヲ省略スルコトヲ得。

第十一條　第九條ニ揭ケル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ依リ共同貯金ノ總代人其ノ郵便貯金通帳ヲ亡失シタルトキハ、第九條ノ例ニ準ジ申告書ヲ提出スベシ。此ノ場合ニ於テ貯入票ヲ所持スルトキハ之ヲ申告書ニ添附スベシ。

前項ノ場合ニ於テハ、共同貯金ノ各預入者ハ其ノ預入金ニ付第九條ノ例ニ準ジ申告書ヲ提出スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ預入票又ハ預入金受領證ヲ所持スルトキハ之ヲ添附スベシ。

第十二條　滿外貯金ノ預ケ入ハ、第九條ノ例ニ準ジ申告書ヲ貯金局ニ送付スベシ。

第十三條　公共團體、社寺、學校又ハ各種ノ法人若ハ團體ノ代表者及各種若又ハ

規約貯金ノ組合代表者ハ、預ケ人ニ代リ第九條乃至第十二條ノ手續ヲ爲スコトヲ得。

第十四條　第九條ニ揭クル記號ヲ附シタル郵便貯金通帳ニ依ル郵便貯金ノ全部拂戻シヲ請求シタル預ケ人、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ之ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケタル後之ヲ亡失シタルトキハ、第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ。

第十五條　大正十二年九月一日以前ニ於テ第九條ニ揭クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ郵便官署ニ提出シタルモ未タ之カ返付ヲ受ケス、又ハ再度通帳ノ交付ヲ請求シタルモ未タ其ノ交付ヲ受ケサルトキハ、預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ、此ノ場合ニ於テ通帳受領證又ハ貯金假預リ證ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ。

第十六條　第九條ニ揭クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳提出中、又ハ其ノ再度通帳請求中罹災郵便局ニ於テ取扱ヲ受ケタル預入金ニシテ、未タ其ノ通帳ニ記入セラレサルモノアル場合ニ於テ、貯金假預リ證ヲ亡失シタルトキハ、預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ、此ノ場合ニ於テ通帳ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ。

第十七條　第九條乃至第十六條ニ依リ申告書ヲ提出シ、又ハ第十九條ニ依リ貯金通帳ヲ提出スル者ハ貯金預入申込書ヲ再調シ之ヲ添屬スヘシ。

郵便貯金規則第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第十八條　貯金預ケ人申告書ニ貯金現在高ヲ記載スル場合ニ於テハ、左ノ方法ニ依リ之ヲ算出スヘシ。

一、未タ通帳ニ記入セラレサル元加利子又ハ證券利子若ハ貯金假預リ證記載ノ預入金ハ、之ヲ現在高ニ算入セス。

二、大正十二年九月一日以前貯金局發行ニ依ル貯金一部拂戻ニ對スル郵便貯金拂戻證書ヲ亡失シタルトキハ、其ノ證書面金額ヲ現在高ニ算入ス。

三、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ證券ノ償還金及賣却代金ヲ貯金ニ組入レタル旨ノ通知ヲ受ケタルモ、未タ通帳ニ之カ拂戻及受入ノ記入ヲ受ケサルトキハ、當該金額ハ之ヲ證券現在高ヨリ控除シ貯金現在高ニ算入ス。

四、大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認拂ニ依リ無通帳ニテ拂戻ヲ受ケタル金額ハ、之ヲ現在高ヨリ控除シ、別ニ郵便貯金預拂高內譯書ノ拂戻高欄ニ記入ス。

第十九條　第九條ニ揭クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ對シテハ、原簿所管廳ノ通告又ハ別ニ告示スル所ニ依リ引上ヲ爲スモノノ外、當分ノ內郵便局ニ於テ利子記入、檢閱又ハ現在高證明書ノ爲ニスル通帳提出ノ交付ヲ爲サス。

第二十條　貯金局ニ於テ郵便貯金通帳亡失申告書ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタルトキハ、無料ニテ新ニ貯金通帳ヲ發行交付ス、但シ海外貯金ノ預ケ人ニ對シテハ其ノ現在高ヲ通知ス。

行賞貯金及据置貯金ノ預ケ人ニ對シテハ、當該貯金ノ記號ヲ付シタル通常貯金通帳ヲ交付ス。

前二項ノ通帳ヲ發行シタルトキハ、原通帳又ハ原郵便貯金拂戻證書ハ之ヲ無効トス。

第二十一條　郵便貯金通帳亡失申告書ヲ差出シタル後原通帳ヲ發見シタル者ハ速ニ之ヲ郵便局ニ提出シ、通帳受領證ヲ受取ルヘシ。

貯金預ケ人前條ニ依リ新通帳ノ交付ヲ受ケタル後原通帳ヲ發見シタル場合、亦前項ニ同シ、但シ此ノ場合ニ於テハ、新舊兩通帳ヲ提出スルコトヲ要ス。

第二十二條　貯金局ニ於テ第十九條ニ依リ貯金通帳ヲ引上ケ其ノ現在高ヲ確認シタル場合ニ於テハ、通帳ノ記號番號ヲ更新シタル通帳ヲ發行シ、現在高記入欄ニ「金額確認」ノ記號ヲ付シ之ヲ交付ス、第二十條ニ依リ新ニ通帳ヲ發行スル場合亦同シ。

預ケ人前項ノ通帳ヲ受領シタルトキハ、通帳受領證又ハ申告書受領證ニ新通帳ノ記號番號、現在高及其ノ受領ノ旨ヲ記載シ、記名調印ノ上引換ニ之ヲ差出スヘシ。

第一項ノ金額確認ハ郵便貯金規則第二十七條第一項ノ通帳檢閱ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス。

第二十三條　第九條ニ揭クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ依ル貯金預ケ人、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金ノ拂戻ヲ請求シタルモ未タ其ノ貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケサル場合ハ、始メヨリ其ノ請求ヲ爲サヽリシモノト看做ス。

第二十四條　第九條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ以テ、罹災郵便局ニ於テ大正十二年八月二十日ヨリ九月一日迄ニ郵便貯金ノ預拂ヲ爲シタル貯金預ケ人ニシテ、現ニ貯金通帳ヲ所持スルモノハ、此ノ際速ニ通帳ノ檢閱ヲ請求スヘシ、但シ其ノ貯金通帳ヲ亡失シタル者ハ、第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スルト共ニ、郵便貯金規則第三十一條ノ規定スル所ニ依リ、再度貯金通帳ノ交付ヲ請求スヘシ。

第三章　保管證券

第二十五條　郵便貯金預ケ人、大正十二年九月一日以前發行ノ證券保管通帳若ハ證券ノ受領證ヲ亡失シタルトキハ、證券保管通帳亡失申告書(第二號樣式)及保管證券現在高內譯書(第二號樣式附屬書)ヲ提出スヘシ。

前項ノ場合ニ於テ郵便貯金通帳ヲモ亡失シタルトキハ、同時ニ郵便貯金通帳亡失申告書ヲ提出シ、又保管通帳ヲ亡失シタルモ貯金通帳ヲ所持スルトキハ、之ヲ證券保管通帳亡失申告者ニ添屬スルコトヲ要ス、但シ第九條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ付シタル貯金通帳ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス。

第二十六條　保管證券ノ賣却ヲ請求シタル預ケ人、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ之ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケタル後、之ヲ亡失シタルトキハ、前條ノ例ニ準シ、申告ノ手續ヲ爲スヘシ。

前項ノ申告ニ對シ貯金局ニ於テ調査ノ上確認シタルトキハ、再度郵便貯金拂戻書ヲ發行交付ス。

第二十七條　保管證券ニ關スル申告書ノ記載事項中、證券ノ記號又ハ番號判明セサルモノアルトキハ、貯金局ニ於テ調査ノ上左ノ方法ニ依リ之ヲ決定スルコトアルヘシ。

一、證券記號不判明ノモノニ對シテハ同一種類ノ證券ヲ充當ス。

二、證券番號不判明ノモノニ對シテハ、同一記號ノ證券ヲ充當ス。

保管證券ノ保管年月日不明ナルモノニ付テハ、貯金局ニ於テ調査ノ上之ヲ認定スルコトアルヘシ。

第二十八條　貯金預ケ人大正十二年九月一日以前ニ於テ證券ノ交付ヲ請求シタルモ未タ其ノ交付ヲ受ケサルトキ、又ハ證券ノ賣却ヲ請求シタルモ未タ其ノ賣却代金ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケス、若ハ郵便貯金通帳ニ賣却代金ノ記入ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ受ケサルトキハ、更ニ原請求書ノ日付ヲ以テ交付又ハ賣却請求書ヲ郵便局ニ提出スヘシ。

第二十九條　貯金預ケ人第二十五條ノ申告書ニ記載スヘキ證券ノ現在高ヲ算出スル場合ニ於テハ、左ノ方法ニ依ルヘシ。

一、證券利子額ハ之ヲ證券現在高ニ算入セス。

二、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ證券償還金ヲ貯金ニ組入レタル旨ノ通知ヲ受ケタルモ、未タ通帳ニ之カ拂出及受入ノ記入ヲ受ケサルトキハ、當該金額ハ之ヲ證券現在高ヨリ控除ス。

三、第二十八條ニ規定スル交付若ハ賣却未濟ノ證券ハ之ヲ證券現在高ニ算入シ、保管證券現在高內譯出ノ當該證券記入欄欄外上部ニ交付請求中又ハ賣却請求中ト附記スヘシ。

四、償還證券ニシテ未タ償還金貯金組入ノ通知ヲ受ケサルモノハ之ヲ證券現在高ニ算入ス。

五、證券賣却代金ニ對スル郵便貯金拂戻證書ヲ亡失シタルトキハ、之ヲ證券現在高ヨリ控除ス。

第三十條　貯金局ニ於テ證券保管通帳亡失申告書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ、之ヲ確認シタル上、無料ニテ新ニ通帳ヲ發行シ、通帳表面及最終記載ノ次欄ニ證券枚數及金額ヲ記入シ、「證券確認」ノ記號ヲ付シ、之ヲ交付ス、第三十一條ノ規定ニ依リ證券保管通帳ノ引上檢閱ヲ爲シタル場合亦同シ。

第三十一條　證券保管通帳ニ對シテハ、別ニ告示スル所ニ依リ又ハ引上通告ニ依ルモノノ外、當分ノ內檢閱ノ請求ヲ受理セス。

第三十二條　第九條乃至第十三條第十六條第二十條第三項及第二十一條ノ規定ハ、保管證券ニ關シ之ヲ準用ス。

第四章　郵便振替貯金

第三十三條　東京口座所管廳所屬ノ郵便振替貯金加入者ハ、郵便振替貯金現在高申告書（第四號樣式）ニ大正十二年四月一日以降ノ振替貯金受拂通知票ヲ添屬シ之ヲ提出スヘシ、但シ受拂通知票ノ全部又ハ一部ヲ亡失シ之ヲ取調ヘ提出スルコト能ハサルトキハ、申告書ニ其ノ事由ヲ附記スルコトヲ要ス、郵便振替貯金現在高申告書ノ口座現在高ニハ、最近送付ヲ受ケタル受拂通知票ノ現在高ニ、其以後ニ於テ加入者カ請求ヲ爲シタル受拂金額ヲ加除シタルモノヲ記載スヘシ。

第一項ノ申告書ニハ、缺除セル受拂通知票ニ加入セラレタル受拂金及第二項ニ該當スル受拂金ノ各金額、其ノ日附、相手方ノ氏名、及口座番號、又ハ住所ヲ成ル可ク詳細ニ記載シタル郵便振替貯金現在高内譯書（第四號樣式附屬書）ヲ添屬スヘシ。

第三十四條　代理署名人又ハ參加署名人ハ、加入者ニ依リテ前條ノ申告ヲ爲スコトヲ得。

第三十五條　東京口座所管廳所屬ノ郵便振替貯金口座ニ對シ、大正十二年九月一日迄ニ罹災郵便局ニ拂込ヲ爲シタル金額ニシテ受拂通知票ニ計上セラレサルモノアルコトヲ覺知シタル加入者、拂込人又ハ支拂人ハ、郵便振替貯金拂込高申告書（第五號樣式）ヲ提出スヘシ、東京以外ノ口座所管廳所屬ノ郵便振替貯金口座ニ對シ、大正十二年九月一日ニ罹災郵便局ニ拂込ヲ爲シタル金額ニシテ拂込先口座ニ受入未濟ナルコトヲ覺知シタル加入者、拂込人又ハ支拂人亦同シ。

第三十六條　罹災郵便局ヲ拂渡局トスル郵便振替貯金拂出金又ハ東京口座所管廳所屬ノ振替貯金口座ヲ振替先口座ニ指定シタル拂出金ニシテ、證書未達又ハ口座受入登記未濟ノモノアルコトヲ知リタルトキハ、當該拂出口座加入者又ハ當該指定受取人ハ、郵便振替貯金拂出金未着申告書（第六號樣式）ヲ提出スヘシ。

第三十七條　罹災郵便局ヲ拂渡局トスル振替貯金拂出證書ヲ亡失シタル者ハ、郵便振替貯金拂出證書亡失申告書（第七號樣式）ヲ提出スヘシ。

第三十八條　貯金局ニ於テ本章ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ受ケタルトキハ、其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上、其ノ旨ヲ通知シ、又ハ無料ニテ新ニ振替貯金拂出證書ヲ發行交付ス。

第三十九條　第二十條第三項ノ規定ハ、振替貯金拂出證書ニ關シ之ヲ準用ス。

第五章　郵便爲替

第四十條　郵便爲替ノ差出人又ハ受取人、左ノ場合ニ於テ再度證書又ハ爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ、郵便爲替證書亡失申告書（第八號樣式）ヲ提出スヘシ、但シ爲替金受領證書ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スルコトヲ要ス。

一、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ振出シタル通常爲替證書及其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ。

二、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ振出シタル通常爲替證書又ハ電信爲替證書未着ナル場合ニ於テ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ。

三、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又ハ電信爲替證書及其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ。

四、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又ハ電信爲替證書未着ナル場合ニ於テ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ。

前項ノ場合ニ於テ爲替證書ノ記號番號不明ナルトキハ、申告書ニ之カ記載ヲ省略スルコトヲ得。

第四十一條　郵便爲替ノ振出、拂渡又ハ拂戻ニ關スル事實ヲ確認スル爲必要アリト認ムル場合ニ於テハ、郵便官署ハ郵便爲替ノ差出人若ハ受取人又ハ代金引換郵便物ノ受領者若ハ集金郵便ノ支拂人ノ郵便爲替金受拂申告書（第九號樣式）ヲ提出セシムルコトヲ得。

第四十二條　貯金局ニ於テ第四十條ニ依リ申告書ヲ受ケタルトキハ、其ノ記載事項ヲ調査シ、之ヲ確認シタル上、再度郵便爲替證書ヲ發行交付シ、又ハ郵便爲替金ノ拂戻ヲ爲ス。

前項ノ再度證書及爲替金拂戻ノ請求ニ關シテハ料金ヲ徵收セス。

第六章　外國郵便爲替

第四十三條　大正十二年八月二十七日以後同九月一日迄ニ罹災郵便局ニ振出ヲ請求シタル外國郵便爲替ノ差出人ニシテ、外國郵便爲替金受領證書ヲ亡失シタル者ハ、振出外國郵便爲替申告書（第十號樣式）ヲ提出スヘシ。

第四十四條　罹災郵便局ヲ拂渡郵便局トスル外國郵便爲替ノ受取人、爲替券ヲ亡失シタル爲拂渡認可書又ハ第二爲替券ヲ請求セムトスルトキハ、外國郵便爲替券亡失申告書（第十號樣式）ヲ提出スヘシ。

第四十五條　貯金局ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ申告書ヲ受ケタルトキハ、其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上、爲替券、第二爲替券又ハ拂渡認可書ヲ發行ス。

第四十六條　第四十一條ノ規定ハ外國郵便爲替ニ關シ之ヲ準用ス。

附　則

本規則ハ、大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス（各樣式略）。

遞信省告示第千五百二十七號

大正十二年十月遞信省令第八十一號臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ規定スル罹災郵便局ハ、左ノ如シ。

大正十二年十月二十日　　遞信大臣　犬　養　　毅

府縣名	局名	府縣名	局名
東京	東京中央	同	麹町
同	神田	同	九段
同	下谷	同	淺草
同	深川	同	本所
同	芝	同	日本橋
同	京橋	同	赤坂
同	遞信省構内	同	兩國
同	新橋	同	葵町
同	芝露月町	同	芝濱松町
同	芝西久保	同	芝西久保巴町
同	芝田村町	同	芝琴平町
同	芝愛宕町	同	芝櫻田
東京	芝神明町	同	麹町富士見町一
同	麹町平河町	同	麹町飯田橋通
同	麹町元園町	同	麹町有樂町
同	麹町飯田町三	同	赤坂溜池
同	京橋鍛冶橋	同	京橋南傳馬町
同	京橋富島町	同	京橋水谷町
同	京橋本八丁堀	同	京橋月島
同	京橋松屋町	同	京橋通
同	京橋加賀町	同	京橋銀座
同	京橋入舟町	同	京橋釆女町
同	京橋築地	同	京橋尾張町
同	京橋新富町	同	京橋弓町
同	京橋越前堀	同	京橋中橋和泉町
同	京橋南小田原町	同	京橋船松町
同	京橋月島九	同	京橋佃島
同	日本橋橘町	同	日本橋小傳馬町
同	日本橋人形町	同	日本橋本石町
同	日本橋濱町三	同	日本橋高砂町
同	日本橋駿河町	同	日本橋堀江町
同	日本橋蠣殼町	同	日本橋呉服橋外
同	日本橋葭町	同	日本橋十軒店
同	日本橋藥研堀	同	日本橋馬喰町
同	日本橋上槇町	同	日本橋久松町
同	日本橋濱町二	同	日本橋小網町
同	日本橋坂本町	同	日本橋箱崎町
同	神田小川町	同	神田橋
同	神田多町	同	神田紺屋町
同	神田今川橋	同	神田錦町

東京　神田大和町
同　神田三崎町
同　神田末廣町
同　神田仲猿樂町
同　神田美倉橋
同　神田南神保町
同　下谷北大門町
同　下谷仲御徒町
同　下谷北稻荷町
同　下谷入谷
同　下谷龍泉寺町
同　下谷金杉上町
同　下谷御徒町
同　本所二ノ橋通
同　本所林町
同　本所松代町
同　本所吉田町
同　本所荒井町
同　本所須崎町
同　本所柳島元町
同　本所小梅
同　深川高橋
同　深川西町
同　深川猿江裏町
同　深川入船町
同　深川富岡門前
同　深川大和橋
同　深川元加賀町

同　神田猿樂町
同　神田駿河臺
同　神田淡路町
同　神田元柳原町
同　神田北神保町
同　下谷池ノ端
同　下谷西黑門町
同　下谷竹町
同　下谷下車坂町
同　下谷新坂本町
同　下谷三ノ輪
同　地方橋場
同　本所小泉町
同　本所中ノ鄕元町
同　本所緑町
同　本所柳島
同　本所南二葉町
同　本所表町
同　本所太平町
同　本所押上町
同　本所江東橋通
同　深川富川町
同　深川西六間堀
同　深川萬年町
同　深川洲崎
同　深川福住町
同　深川千田町
同　淺草馬道

東京　淺草新吉原
同　淺草吉野町
同　淺草淺草町
同　淺草田島町
同　淺草新谷町
同　淺草須賀町
同　淺草榮久町
同　淺草元鳥越
同　淺草北松山町
同　本鄕弓町
同　小石川諏訪町
神奈川縣　横濱
同　横濱櫻木
同　神奈川
同　小田原
同　厚木
同　眞鶴
同　横濱北仲通
同　横濱眞砂町
同　横濱山下町
同　横濱本牧原
同　横濱西戸部
同　横濱野毛
同　横濱初音町
同　横濱戸部六
同　横濱伊勢佐木
同　横濱日之出町
同　横濱長島町

同　淺草橋場
同　淺草千東町
同　淺草山ノ宿
同　淺草田町
同　淺草黑船町
同　淺草七軒町
同　淺草藏前
同　淺草向柳原
同　本鄕一
同　本鄕湯島新花町
神奈川縣　横須賀
同　横濱長者町
同　横濱驛前
同　鎌倉
同　鎌倉長谷
同　秦野
同　横濱北方
同　横濱元町
同　横濱正金銀行內
同　横濱住吉町
同　横濱平沼
同　横濱扇橋
同　横濱戸部
同　横濱不老町
同　横濱吉岡町
同　横濱南太田
同　横濱龜橋
同　横濱南吉田町

神奈川縣　横濱石崎
同　横濱蒔田
靜岡縣　川奈

同　横濱大岡町
同　横濱藤棚

而して同申告は、之を全國集配郵便局及貯金本局に之を受付けたるに、其額實に貯金約十二萬四千口金額約千百八十九萬圓、振替貯金約四萬九千口金額千三百二十七萬圓、保管證書約一萬口金額約百七十六萬圓、郵便爲替約二千口金額約二萬圓に達す、乃ち之を一々嚴正綿密に調査し、大部分は確認したり。

(7)有通帳金額確認　燒失原簿再調製の必要を兼ね、通帳所持者の金額確認のため、通帳の引上を爲したるが、進行を急速にするため、十三年四月二十八日臨時取扱規則を改正し、郵便局に於て新通帳と引換ゆる事とし、五月二十一日全國各郵便局に於て一齊に引換事務を開始す。

遞信省令第二十一號

郵便貯金、證券保管及振替貯金臨時取扱規則、左ノ通改正ス。

本令ハ大正十三年五月二十一日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十三年四月二十八日　　遞信大臣男爵　藤村義朗

郵便貯金、證券保管及振替貯金臨時取扱規則

第一條　大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、其貯金ノ拂戻又ハ無餘白ニ因ル再度郵便貯金通帳ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ、郵便貯金規則ニ依ルノ外、更メテ貯金預入申込書ヲ作成シ、之ト共ニ其ノ通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ、此場合ニ於テ預ケ人證券保管通帳ヲ所持スルトキハ之ヲ貯金通帳ニ添附スヘシ。

一、ゐ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南。

二、前記記號ニ「恩」「臨」又ハ「据」ヲ冠シタルモノ。

三、軍本、外、野戰、功、勤京、艦(艦ノ下ニいろ等ノ文字アルモノ)、臨艦。

第二條　前條ノ郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、郵便貯金規則ニ依リ證券ノ購入保管、交付、又ハ賣却ヲ請求セムトスルトキハ、更メテ貯金預ケ入申込書ヲ作成シ、之ト共ニ其請求及當該郵便貯金通帳竝證券保管通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ。

第三條　大正十二年九月一日以前發行ニ係ル第一條ニ揭クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳、又ハ大正十二年九月一日以前發行ニ係リ且未タ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ依ル確認ノ手續ヲ經サル證券保管通帳ヲ所持スル貯金預ケ人其通帳ヲ亡失、毀損又ハ汚斑シタル爲、大正十三年十月三十一日以前ニ於テ再度通帳ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ、郵便貯金規則ニ依ルノ外、更メテ貯金預ケ入申込書ヲ作成シ、其ノ請求書ニ添附スヘシ、此場合ニ於テ預ケ人ハ郵便官署ノ必要ト認ムル證明ヲナスコトヲ要ス。

前項ノ場合ニ於テ、證券保管通帳又ハ大正十二年九月一日以前發行ニ係ル第一條ニ揭クル記號ヲ附シタル郵便貯金通帳ヲ添附スヘシ。

第四條　前條第一項ノ郵便貯金通帳又ハ證券保管通帳ノ亡失、毀損、又ハ汚斑ニ因ル再度通帳ノ請求ニ對シテハ、大正十三年十一月一日以降郵便貯金規則第三十一條ヲ適用セス、但シ貯金預ケ人第七號ニ依リ保管證券調書ヲ提出シタル場合、又ハ郵便官署若ハ預ケ人ニ之ニ關スル證據書ノ存スル場合ハ、此ノ限ニ在ラス。

第五條　大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人ハ、改メテ貯金預入申込書ヲ作成シ、之ヲ其ノ通帳ト共ニ大正十三年十月三十一日迄ノ間ニ於テ郵便局所ニ差出シ、之ト引換ニ新通帳ノ交付ヲ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ預ケ人通帳面現在高ヲ算出シ當該通帳表面餘白ニ之ヲ附記スヘシ。

一、ゐ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南。

二、前記記號ニ「据」ヲ冠シタルモノ。

三、軍本、外、野戰、艦(艦ノ下ニいろ等ノ文字アルモノ)。

前項ノ場合ニ於テ、證券保管通帳ヲ所持スルモノハ、之ヲ貯金通帳ニ添附スヘシ。

第六條　郵便局所ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ、郵便貯金通帳ニ對シテハ新記號番號ヲ附シタル新通帳ヲ發行シ、之ニ原通帳面貯金現在高ヲ記入シ、

主務者印及日附印ヲ押捺シ、且通帳表面上部欄外左傍ニ、第二通帳ノ文字ヲ附記シタル上、原通帳ト引換ニ之ヲ預ケ人ニ交付ス。

前條第二項ニ依リ差出シタル證券保管通帳ハ、貯金局ニ於テ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則第三十條ニ準シ、檢閲ノ上之ヲ預ケ人ニ返還ス。

第一項ニヨリ新通帳ヲ發行交付シタルトキハ、原通帳ハ之ヲ無効トス。

第一項ニ依リ新通帳ニ記入シタル金額ハ、拂戻ニ付當該新通帳ヲ發行シタル郵便局所ニ預入シタルモノト看做ス。

第七條　第一條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、當該貯金通帳ニ附屬スル該券保管通帳ニシテ大正十二年九月一日以前發行ニ係リ且未タ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ依ル確認ノ手續ヲ經サルモノヲ所持スルトキハ、大正十三年十月三十一日迄ノ間ニ於テ、附錄書式ニ依リ保管證券調査ヲ作成シ、之ヲ保管通帳ト共ニ郵便局所ニ差出スコトヲ得。

郵便局所ニ於テ前項ノ保管證券調査ヲ受ケタルトキハ、當該證券保管通帳ト對照シ、其ノ記載事項ニ相違ナキコトヲ確メ、之ニ奥印ヲ施シタル上、通帳ハ之ヲ預ケ人ニ返付ス。

第八條　大正十二年九月一日以前發行ニ係ル第一條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ附シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、郵便貯金規則ニ依リ證券ノ購入保管、交付又ハ賣却ヲ請求セムトスルトキハ、其ノ請求書ト共ニ證券保管通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ、但シ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ依リ確認ノ手續ヲ經タル保管通帳ハ、此ノ限ニ在ラス。

第九條　郵便局所ニ於テ本規則ニ依リ貯金預ケ人ヨリ通帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ、第五條第一項及第七條ノ場合ヲ除クノ外、通帳面貯金現在高又ハ證券書換則、枚數及金額ヲ記載シタル通帳受領證ヲ預ケ人ニ交付ス。

第十條　東京口座所管廳所屬ノ郵便振替貯金加入者ニシテ、未タ貯金局ヨリ臨時郵便爲替確認規則ノ定ムル所ニ依リ貯金現在高ノ確認通知ヲ受ケサルモノハ大正十二年九月一日ノ口座現在高ニ對シテノミ其ノ振替又ハ拂出ノ請求ヲ爲スコトヲ得。

第十一條　東京口座所管廳ニ於テ所屬郵便振替貯金加入者ノ請求ニ依リ裏渡ス

（ヘキ拂込書用紙又ハ拂込書用紙ニ對シテハ、當分ノ内其ノ相當欄ニ加入者ノ口座番號及住所氏名等ノ印刷ヲ省略スルコトアルヘシ（附錄書式略）。

即ち確認濟の外、災前通帳の全部を引換ゆるものにして、內ゐ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南の文字を頭にしたる記號あるもの、同記號の頭に「据」の字あるもの、軍本、野戰、船等の記號あるものは、郵便局窓口に於て、直に新通帳を交付し、恩、臨の字を頭に附したるもの、功、勳京、臨船等の記號あるものは、郵便局を經て貯金局に通帳を呈出せしむ、而して利子は、異日新通帳提出の時貯金局に於て之を記入する事とし、之を記入せず、又右通帳提出の際は、必ず預入申込書を再調添屬し、證券保管通帳の附屬するものも同じく之を添屬せしむ、尤も證券保管通帳の貯金支局受持貯金帳に附屬するものは、保管通帳の確認を受くるまでの保全方法として、保管證券調書（通帳の寫）を提出し得る事としたり。

（五）簡易保險救濟

罹災地域に於ける簡易保險契約數七十萬人、內罹災したるもの三十萬人に上り、立退先多く不明なるのみならず、集金票十九萬を燒失す、之に對して各種の應急善後策を講ぜり。

十月二日簡易生命保險非常取扱規則の制定あり、保險料の拂込を猶豫し、保險金及還付金の非常局待拂並に保險契約者に對する貸付金の非常局待拂を取扱ふ。

遞信省令第七十一號

簡易生命保險非常取扱規則左ノ通定ム。

大正十二年十月二日　　遞信大臣　犬　養　　毅

簡易生命保險非常取扱規則

第一條　大正十二年九月一日以前ノ保險契約ニ對シテハ、本規則ノ

定ムル所ニ依リ簡易生命保險ノ非常取扱ヲ爲ス。

第二條　大正十二年九月東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣ニ於ケル震災ニ罹リタル保險契約者ニ對シテハ、大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ於テ、保險料ノ拂込ニ關シ特別拂込猶豫期間三ケ月ヲ設ク。

前項ノ特別拂込猶豫期間中ハ、延滯料ヲ徵收セス。

第一項ノ特別拂込猶豫期間ハ、簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間ニ先チテ之ヲ適用ス、大正十二年九月一日ニ於テ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間中ニ在ルモノニ付テハ、其ノ猶豫期間ノ始ニ遡リテ特別拂込猶豫期間ヲ適用ス。

第三條　保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ保險金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ、被保險者ノ戸籍謄本又ハ抄本ノ提出ヲ省略スルコトヲ得。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、本條ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第四條　保險金受取人カ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依ル還付金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得、但シ契約ノ變更ニ因ル還付金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、前項ノ場合ニ之ヲ準用ス、但シ簡易生命保險法第二十四條ノ場合ニ於テ、同法第二十五條ノ規定ニ依リ還付スヘキ金額ノ支拂ニ付テハ、第三條ノ規定ヲ準用ス。

第五條　保險契約者ハ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ、簡易生命保險規則第五十二條ノ規定ニ依ル貸付金ノ非常局待貸付ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ貸付ヲ受クル場合ニ於テハ、其金額ハ一圓以上トス。

簡易生命保險規則第五十四條ノ三ノ規定ハ、本條ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六條　本規則ニ依ル非常取扱ニ關シテハ、前各條ニ規定シタルモノヲ除クノ外、簡易生命保險規則ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

遞信省告示第千四百五十六號

大正十二年十月二日以降東京市芝區日出町簡易保險局構內ニ東京中央郵便局臨時出張所ヲ設ケ、簡易生命保險非常取扱規則ニ依リ、保險金及還付金ノ非常局待拂竝保險契約者ニ對スル貸付金ノ非常局待貸付ヲ取扱フ、其ノ取扱日時ハ當該出張所ニ之ヲ揭示ス。

大正十一年七月遞信省告示第千三百三十五號ハ大正十二年十月一日限リ之ヲ廢止ス

大正十二年十月二日　　遞信大臣　犬　養　　毅

遞信省告示第千五百九十二號

大正十二年十一月六日以降、三田郵便局芝浦分室ニ於テ、簡易生命保險規則ニ依リ保險金及還付金ノ局待拂、竝保險契約者ニ對スル貸付金ノ局待貸付ヲ取扱フ、但シ明治六年太政官布告第二號ニ依ル休暇日大正元年勅令第十九號ニ依ル休日及日曜日ハ之カ取扱ヲ爲サス。

大正十二年十月遞信省告示第千四百五十六號ハ、大正十二年十一月五日限リ之ヲ廢止ス

大正十二年十一月六日　　遞信大臣　犬　養　　毅

遞信省令第七號

簡易生命保險非常取扱規則第二條第一項ノ規定ニ該當スル保險契約者ニ對シテ

主務者印及日附印ヲ押捺シ、且通帳表面上部欄外左傍ニ、第二通帳ノ文字ヲ附記シタル上、原通帳ト引換ニ之ヲ預ケ人ニ交付ス。

前條第二項ニ依リ差出シタル證券保管通帳ハ、貯金局ニ於テ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則第三十條ニ準シ、檢閲ノ上之ヲ預ケ人ニ返還ス。

第一項ニヨリ新通帳ヲ發行交付シタルトキハ、原通帳ハ之ヲ無効トス。

第一項ニ依リ新通帳ニ記入シタル金額ハ、拂戻ニ付當該新通帳ヲ發行シタル郵便局所ニ預入シタルモノト看做ス。

第七條　第一條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、當該貯金通帳ニ附屬スル該券保管通帳ニシテ大正十二年九月一日以前發行ニ係リ且未タ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ依ル確認ノ手續ヲ經サルモノヲ所持スルトキハ、大正十三年十月三十一日迄ノ間ニ於テ、附錄書式ニ依リ保管證券調査ヲ作成シ、之ヲ保管通帳ト共ニ郵便局所ニ差出スコトヲ得。

郵便局所ニ於テ前項ノ保管證券調査ヲ受ケタルトキハ、當該證券保管通帳ト對照シ、其ノ記載事項ニ相違ナキコトヲ確メ、之ニ奥印ヲ施シタル上、通帳ハ之ヲ預ケ人ニ返付ス。

第八條　大正十二年九月一日以前發行ニ係ル第一條ニ揭クル記號以外ノ記號ヲ附シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人、郵便貯金規則ニ依リ證券ノ購入保管、交付又ハ實却ヲ請求セムトスルトキハ、其ノ請求書ト共ニ證券保管通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ、但シ臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則ニ依リ確認ノ手續ヲ經タル保管通帳ハ、此ノ限ニ在ラス。

第九條　郵便局所ニ於テ本規則ニ依リ貯金預ケ人ヨリ通帳ノ揭出ヲ受ケタルトキハ、第五條第一項及第七條ノ場合ヲ除クノ外、通帳面貯金現在高又ハ證券書換則、枚數及金額ヲ記載シタル通帳受領證ヲ預ケ人ニ交付ス。

第十條　東京口座所管廳所屬ノ郵便振替貯金加入者ニシテ、未タ貯金局ヨリ臨時郵便爲替確認規則ノ定ムル所ニ依リ貯金現在高ノ確認通知ヲ受ケサルモノハ大正十二年九月一日ノ口座現在高ニ對シテノミ其ノ振替又ハ拂出ノ請求ヲ爲スコトヲ得。

第十一條　東京口座所管廳ニ於テ所屬郵便振替貯金加入者ノ請求ニ依リ實渡ス

ヘキ拂込書用紙又ハ拂込書用紙ニ對シテハ、當分ノ內其ノ相當欄ニ加入者ノ口座番號及住所氏名等ノ印刷ヲ省略スルコトアルヘシ（附錄書式略）。

即ち確認濟の外、災前通帳の全部を引換ゆるものにして、內ゐ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南の文字を頭にしたる記號あるもの、同記號の頭に「据」の字あるもの、軍本、野戰、船等の記號あるものは、郵便局窓口に於て、直に新通帳を交付し、恩、臨の字を頭に附したるもの、功、勳章、臨船等の記號あるものは、郵便局を經て貯金局に通帳を呈出せしむ、而して利子は、異日新通帳提出の時貯金局に於て之を記入する事とし、之を記入せず、又右通帳提出の際は、必ず預入申込書を再調添屬し、證券保管通帳の附屬するものも同じく之を添屬せしむ、尤も證券保管通帳の貯金支局受持貯金帳に附屬するものは、保管通帳の確認を受くるまでの保全方法として、保管證券調書（通帳の寫）を提出し得る事としたり。

（五）簡易保險救濟

罹災地域に於ける簡易保險契約數七十萬人、內罹災したるもの三十萬人に上り、立退先多く不明なるのみならず、集金票十九萬を燒失す、之に對して各種の應急善後策を講ぜり。

十月二日簡易生命保險非常取扱規則の制定あり、保險料の拂込を猶豫し、保險金及還付金の非常局待拂並に保險契約者に對する貸付金の非常局待拂を取扱ふ。

遞信省令第七十一號

簡易生命保險非常取扱規則左ノ通定ム。

大正十二年十月二日　遞信大臣　犬養　毅

簡易生命保險非常取扱規則

第一條　大正十二年九月一日以前ノ保險契約ニ對シテハ、本規則ノ

定ムル所ニ依リ簡易生命保險ノ非常取扱ヲ爲ス。

第二條　大正十二年九月東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣ニ於ケル震災ニ罹リタル保險契約者ニ對シテハ、大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ於テ、保險料ノ拂込ニ關シ特別拂込猶豫期間三ケ月ヲ設ク。

前項ノ特別拂込猶豫期間中ハ、延滯料ヲ徵收セス。

第一項ノ特別拂込猶豫期間ハ、簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間ニ先チテ之ヲ適用ス、大正十二年九月一日ニ於テ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間中ニ在ルモノニ付テハ、其ノ猶豫期間ノ始ニ遡リテ特別拂込猶豫期間ヲ適用ス。

第三條　保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ保險金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ、被保險者ノ戶籍謄本又ハ抄本ノ提出ヲ省略スルコトヲ得。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、本條ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第四條　保險金受取人カ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依ル還付金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得、但シ契約ノ變更ニ因ル還付金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、前項ノ場合ニ之ヲ準用ス、但シ簡易生命保險法第二十四條ノ場合ニ於テ、同法第二十五條ノ規定ニ依リ還付スヘキ金額ノ支拂ニ付テハ、第三條ノ規定ヲ準用ス。

第五條　保險契約者ハ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ、簡易生命保險規則第五十二條ノ規定ニ依ル貸付金ノ非常局待貸付ヲ請求スルコトヲ得。

定ムル所ニ依リ簡易生命保險ノ非常取扱ヲ爲ス。

第二條　大正十二年九月東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣ニ於ケル震災ニ罹リタル保險契約者ニ對シテハ、大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ於テ、保險料ノ拂込ニ關シ特別拂込猶豫期間三ケ月ヲ設ク。

前項ノ特別拂込猶豫期間中ハ、延滯料ヲ徵收セス。

第一項ノ特別拂込猶豫期間ハ、簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間ニ先チテ之ヲ適用ス、大正十二年九月一日ニ於テ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間中ニ在ルモノニ付テハ、其ノ猶豫期間ノ始ニ遡リテ特別拂込猶豫期間ヲ適用ス。

第三條　保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ保險金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ、被保險者ノ戶籍謄本又ハ抄本ノ提出ヲ省略スルコトヲ得。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、本條ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第四條　保險金受取人カ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依ル還付金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得、但シ契約ノ變更ニ因ル還付金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ、前項ノ場合ニ之ヲ準用ス、但シ簡易生命保險法第二十四條ノ場合ニ於テ、同法第二十五條ノ規定ニ依リ還付スヘキ金額ノ支拂ニ付テハ、第三條ノ規定ヲ準用ス。

第五條　保險契約者ハ、別ニ告示スル郵便局ニ於テ、簡易生命保險規則第五十二條ノ規定ニ依ル貸付金ノ非常局待貸付ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ貸付ヲ受クル場合ニ於テハ、其金額ハ一圓以上トス。

簡易生命保險規則第五十四條ノ三ノ規定ハ、本條ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六條　本規則ニ依ル非常取扱ニ關シテハ、前各條ニ規定シタルモノヲ除クノ外、簡易生命保險規則ノ定ムル所ニ依ル。

附　則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

遞信省告示第第千四百五十六號

大正十二年十月二日以降東京市芝區日出町簡易保險局構內ニ東京中央郵便局臨時出張所ヲ設ケ、簡易生命保險非常取扱規則ニ依リ、保險金及還付金ノ非常局待拂竝保險契約者ニ對スル貸付金ノ非常局待貸付ヲ取扱フ、其ノ取扱日時ハ當該出張所ニ之ヲ揭示ス。

大正十一年七月遞信省告示第千三百三十五號ハ大正十二年十月一日限リ之ヲ廢止ス

大正十二年十月二日　遞信大臣　犬養　毅

遞信省告示第千五百九十二號

大正十二年十一月六日以降、三田郵便局芝浦分室ニ於テ、簡易生命保險規則ニ依リ保險金及還付金ノ局待拂、竝保險契約者ニ對スル貸付金ノ局待貸付ヲ取扱フ、但シ明治六年太政官布告第二號ニ依ル休暇日大正元年勅令第十九號ニ依ル休日及日曜日ハ之カ取扱ヲ爲サス。

大正十二年十月遞信省告示第千四百五十六號ハ、大正十二年十一月五日限リ之ヲ廢止ス

大正十二年十一月六日　遞信大臣　犬養　毅

遞信省令第七號

簡易生命保險非常取扱規則第二條第一項ノ規定ニ該當スル保險契約者ニ對シテ

ハ、大正十三年一月一日ヨリ同四月末日迄ノ間ニ、保險料拂込期ノ初日カ到來スル保險料ノ拂込ニ關シ、同年四月一日以後ニ於テ等別拂込猶豫期間一箇月ヲ設ク。簡易生命保險非常取扱規則第二條第二項及第三項ノ規定ハ、前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ準用ス。

大正十三年三月十二日　　遞信大臣男爵　藤村義朗

遞信省令第四十六號

大正十二年十月遞信省令第七十一號簡易生命保險非常取扱規則及大正十三年三月遞信省令第七號ハ之ヲ廢止ス。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十三年十月二十三日　　遞信大臣　犬養毅

又簡易保險健康相談所事業として、九月十一日横濱市青木町に救護事務所を開始したり、東京に於ては、二箇所の健康相談所燒失したるも、十月一日本鄕麴町兩所を開始し、十三年一月四日に至り、麴町區麴町二丁目十四番地の東京第二簡易保險健康相談所を本鄕區駒込追分町九十番地に移す。

（十八）海事救濟

甲、臨機處置

九月二日關係各省と會議し、大阪遞信局に急電して、阪神所在政府米全部（約五十萬石）を直に廻送すべき船舶の手配方を命じ、他の各遞信局へも船繰方を電命し、爾來各汽船會社をして種々船繰を爲さしめ、又外國寄贈の救恤品を本邦へ輸送するため、各汽船會社をして無賃輸送を爲さしめ、內國各地よりの輸送品も同じく無賃又は大割引を爲さしめ、避難民輸送及避難若くは歸國の外國人朝鮮人等の輸送も、總て無賃とするの方法を講じたるが、各汽船會社は省の交涉を待たず、何れも無賃及大割引を實行したり。

震災當時、横濱港在泊東洋汽船會社所有コレア丸は、直に罹災者を收容したるのみならず、神奈川縣當局の依賴に應じ、逸早く無線電信を以て大災の報導を爲し、救援を求め、引續き横濱稅關、神奈川港務部、東京遞信局海事部横濱出張の各假事務所となり、後此等事務所は日本郵船會社所屬船三島丸に移し、以て陸上設備の成るに至る、又電信取扱制限のため、各汽船會社の救護係電信は、省に於て之を取扱ひ、海上入京濱者の阻止は、主要海運業者に通牒し、救護品搭載のものは、外國船と雖も不開港場芝浦に入津するを許し、又外國人避難者を載せたる外國船の不開港場に寄港するを認許する等、臨機の處置を取りたり。

乙、航路標織恢復

(1)被害　震災に由る航路標識の被害は、

遞信省告示第千四百二十八號

震災及標識燃料供給不能ノ爲、左記ノ航路標識ハ燈火消滅セリ。

但シ、舊復又ハ假燈點火ノ上ハ、更ニ告示スヘシ。

大正十二年九月十五日　　遞信大臣　犬養毅

燈臺

勝浦（千葉縣夷隅郡）
野島崎（同　安房郡）
洲ノ崎（同　同　）
大島（東京府伊豆大島）
劍崎（神奈川縣三浦郡）
觀音崎（同　同　）
第三海堡（東京海灣）
横濱北水堤 横濱東水堤（横濱北及東兩水堤端）
羽根田（東京府羽根田洲外端）

○城ケ島脫漏

掛燈浮標

本牧（横濱港口）
川崎（羽根田洲ノ南端）
荒洲水中音信號（横濱港外）

品川及第二海堡ノ兩燈臺ハ、震災ノ爲沈下傾斜シ、燈火一時消滅セシモ、從前ノ通點火復舊セリ。

にして、就中野島崎燈臺（一等）、城ケ島燈臺（六等）は全滅し、劍崎（二等）、觀音崎、大島、洲の崎（以上四等）、羽根田（五等）五燈臺は、改築を要するまでに大破す、野島崎燈臺は、明治の初外人の手に成り、宏壯堅牢を誇りたりしも、潰滅して原形を留めず、觀音崎燈臺は、大正十一年四月の地震に破壞し、十二年三月新築成りたるものなるも、亦再築を要するまでに大破し、横濱港口東水堤、北水堤、及第二第三海堡、勝浦、品川（第二砲臺）各燈臺皆損害を受け、本牧掛燈浮標、荒洲水中音信號掛燈浮標、川崎掛燈浮標は點火不能となれり、只隅田川澪筋先端の品川掛燈浮標、久里濱沖の海獺島掛燈は、異狀を認めず、航路標識管理所は、第一震に廳舍倉庫等重なる建物倒潰し、間もなく火焰に包まれて、吉國所長以下殉職したるが、燈臺には死傷なし。

(2)應急措置　海軍の援助を受け、燒殘の材料を集め、假燈を急造して、概ね九月中に點燈し、引續き應急施設を爲す。

遞信省告示第千四百三十二號

東京海灣觀音崎燈臺及横濱港北水堤燈臺ハ、燈火消滅中（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、大正十二年九月十二日ヨリ孰モ左記ノ假燈ヲ點ス。

但、復舊ノ上ハ更ニ告示スヘシ。

大正十二年九月十九日　　遞信大臣　犬養毅

觀音崎燈臺假燈

一、構造　車柱
一、燈質　不動白色
一、高サ　基礎上六尺、水面上百四十七尺
一、燭光數　四十
一、光達距離　晴天ノ夜六浬

位置其他從前ノ通

横濱北水堤燈臺假燈

一、燈質　不動紅光
一、高サ　水面上三十尺
一、燭光數　百
一、光達距離　晴天ノ夜十二浬

位置其他從前ノ通

遞信省告示第千四百三十六號

神奈川縣三浦郡城ケ島及劍崎兩燈臺ハ震災ノタメ燈火消滅中ノ處（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）左記ノ通孰モ假燈ヲ點火セリ。

大正十二年九月二十五日　　遞信大臣　犬養毅

城ケ島假設燈

一、構造及着色　木造竿柱塗裝セス
一、自基礎至燈火　高一丈四尺
一、自平均水面至燈火　高十五丈五尺
一、等級及燈質　無等アセチリン瓦斯不動白光燈
一、明弧　同　度
一、燭光數　百三十
一、光達距離　晴天ノ夜十一浬

位置從前ノ通

劍崎假燈

一、等級及燈質　無等不動綠光
一、明弧　磁針方位南四十五度西ヨリ西北ヲ經テ北六十五度東マテ二百度間
一、燭光數　約十燭光

一、光達距離　晴天ノ夜約三浬
位置其他從前ノ通

遞信省告示第千四百五十號
千葉縣夷隅郡勝浦燈臺及同縣安房郡洲ノ崎燈臺ハ、震災ノタメ燈火消滅中ノ處（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）、勝浦燈臺ハ從前ノ通復舊シ、又洲ノ崎燈臺ハ左記ノ假燈ヲ點火セリ。
大正十二年九月二十八日　遞信大臣　犬　養　毅
一、等級及燈質　無等不動白光
一、光達距離　晴天ノ夜十四浬
一、其ノ他從前ノ通

遞信省告示第千四百五十五號
東京府伊豆大島燈臺ハ震災ノ爲メ燈火消滅中（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、從前ノ通復舊セリ。
大正十二年十月二日　遞信大臣　犬　養　毅

遞信省告示第千四百八十一號
東京海灣横濱港外本牧沖荒洲水中音信號掛燈浮標ハ燈火消滅中（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、大正十二年九月二十九日復舊セリ。
大正十二年十月八日　遞信大臣　犬　養　毅

遞信省告示第千四百九十一號
千葉縣安房郡野島崎燈臺ハ震災ノタメ倒潰燈火消滅（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、其ノ殘骸ニ左記ノ假燈ヲ設ケ、大正十二年十月一日ヨリ之ヲ點火セリ。
大正十二年十月十日　遞信大臣　犬　養　毅
野島崎燈臺假燈
一、自基礎至燈火　高三丈九尺
一、自平均水面至燈火　高七丈六尺
一、等級及燈質　無等アセチリン瓦斯不動紅色
一、明弧　全度
一、燭光數　百二十
一、光達距離　晴天ノ夜十一浬
一、其ノ他　從前ノ通

遞信省告示第千四百九十四號
東京海灣第三海堡燈臺ハ震災ノ爲メ燈火消滅中（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、正燈高、燈質、燭光數及光達距離ヲ左記ノ通變更シ、大正十二年十月五日ヨリ點燈復舊セリ。
大正十二年十月十日　遞信大臣　犬　養　毅
第三海堡燈臺
一、自平均水面至燈火　高六丈三尺
一、燈質　アセチリン瓦斯閃紅光毎四秒時間ニ一閃光ヲ發ス
一、燭光數　百七十
一、光達距離　晴天ノ夜十二浬
一、其ノ他　從前ノ通

遞信省告示第千四百九十二號
東京府伊豆大島燈臺ハ、大正十二年九月二十六日激震ノ爲メ燈火再ヒ消滅セリ、但シ復舊ノ上ハ更ニ告示スヘシ。
大正十二年十月十日　遞信大臣　犬　養　毅

遞信省告示第千五百六十三號
東京海灣羽根田洲ノ外方羽田燈臺ハ、震災ノタメ燃料供給不能トナリ燈火消滅中（大正十二年九月遞信省告示第千四百二十八號參照）ノ處、其ノ燈質及燭光數ヲ左記ノ通變更シ、大正十二年十月二十四日ヨリ之ヲ實施セリ。
大正十二年十月三十日　遞信大臣　犬　養　毅
羽根田燈臺
一、燈質　アセチリン瓦斯明暗緑光燈火發射ノ時間四秒遮晴ノ時間三秒
一、燭光數　四百二十
一、其ノ他　從前ノ通

遞信省告示第一號
東京海灣觀音崎燈臺假燈ハ、其ノ燭光數ヲ大正十二年十二月二十九日ヨリ左記ノ通變更ス。
大正十三年一月四日　遞信大臣　犬　養　毅
觀音崎燈臺假燈
一、燭光數　六千五百
一、其ノ他　從前ノ通

遞信省告示第四十四號
神奈川縣三浦郡城ケ島假設燈竿ハ、左記ノ通燈臺ニ改築シ、大正十三年一月十日ヨリ點燈實施セリ。
大正十三年一月十五日　遞信大臣男爵　藤　村　義　朗
城ケ島假設燈臺
一、構造及着色　木造四角形白色
一、自基礎至燈火　高二丈
一、自平均水面至燈火　高八丈二尺
一、等級及燈質　第六等アセチリン瓦斯閃白光毎二十秒時間ニ一閃光ヲ發ス
一、燭光數　二萬
一、光達距離　晴天ノ夜十五浬
一、位置其他　從前ノ通

遞信省告示第百二十二號
千葉縣安房郡野島崎燈臺假燈ハ、左記ノ通假設燈臺ニ改築シ、大正十三年一月二十七日ヨリ點燈實施セリ。
大正十三年一月三十一日　遞信大臣男爵　藤　村　義　朗
野島崎假設燈臺
一、構造及着色　木造四角形白色
一、自基礎至燈火　高三丈
一、自平均水面至燈火　高七丈
一、等級及燈質　第五等アセチリン瓦斯明暗白光燈光發射ノ時間三秒遮暗ノ時間三秒
一、燭光數　千三百
一、光達距離　晴天ノ夜十四浬
一、位置明弧其ノ他　從前ノ通

遞信省告示第三百四十五號
東京海灣口劍崎燈臺假燈ハ、其燭光數ヲ大正十三年三月八日ヨリ左記ノ通變更セリ。
大正十三年三月十三日　遞信大臣男爵　藤　村　義　朗
劍崎燈臺假燈
一、燭光數　九萬五千
一、其ノ他　從前ノ通

丙、水先區新設

災後芝浦一帶船舶輻輳の地となりたるため、隅田川水先區の新設となる。

遞信省令第七十五號
明治三十二年遞信省令第三十三號水先法施行細則中、左ノ通改正ス。
大正十二年十月十五日　遞信大臣　犬　養　毅
第六條第二項中第六號ノ次ニ、左ノ一號ヲ加フ。
四、水先免狀ノ水先區カ新ニ授與スル水先免狀ノ水先區ニ包含セラルルニ至リタルトキ。
第十一條中「七種」ヲ「八種」ニ改メ、第一號ノ次ニ、左ノ一號ヲ加フ。
一ノ二　隅田川水先區　武藏國品川舊第三砲臺ヨリ品川掛燈浮標ヲ經、洲崎ニ引キタル線ヲ以テ境界トス。
第一號表中、東京灣ノ欄ヲ左ノ如ク改ム。

水先區	航路	汽船水先案内料
東京灣	東京灣水先區境界線ヨリ横濱錨地マデ、又ハ横濱錨地ヨリ東京灣水先區境界線マデ	四五円

東京灣	東京灣水先區境界線ヨリ隅田川水先區境界線マテ 又ハ隅田川水先區境界線ヨリ東京灣水先區境界線マテ	六〇
	東京灣水先區境界線ヨリ隅田川錨地マテ 又ハ隅田川錨地ヨリ東京灣水先區境界線マテ	七五
及隅田川	橫濱錨地ヨリ隅田川水先區境界線マテ 又ハ隅田川水先區境界線ヨリ橫濱錨地マテ	三〇
	橫濱錨地ヨリ隅田川錨地マテ 又ハ隅田川錨地ヨリ橫濱錨地マテ	四五
	隅田川水先境界線ヨリ隅田川錨地マテ 又ハ隅田川錨地ヨリ隅田川水先區境界線マテ	二五

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

遞信省令第七十六號

明治三十二年遞信省令第三十四號水先人試驗規則中、左ノ通改正ス。

大正十二年十月十五日　　遞信大臣　犬　養　毅

第三條　第二項中、「長崎港水先區水先人試驗又ハ函館港水先區水先人試驗」ヲ、「隅田川水先區長崎港水先區又ハ函館港水先區ノ水先人試驗」ニ改ム。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

遞信省令第七十七號

水先人受驗履歷ニ關スル件左ノ通リ定ム。

大正十二年十月十五日　　遞信大臣　犬　養　毅

甲種船長免狀ヲ受有シ、且本令施行ノ際現ニ隅田川水先區ニ於テ船舶ノ水路嚮導ニ從事スル者ハ、最初ノ隅田川水先區水先人試驗ニ限リ、水先人試驗規程第三條ニ揭クル履歷ノ有無ニ拘ラス受驗スルコトヲ得。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

丁、船籍等提出

十一月二日左の省令あり。

遞信省令第八十八號

大正十二年九月一日以前ニ東京遞信局海事部橫濱出張所ニ備ヘタル船舶原簿ニ登錄シ、同出張所管内ニ船籍港ヲ有スル船舶ノ所有者ハ、大正十三年四月三十日迄ニ、左ノ各號ノ書類ヲ同出張所ニ差出スヘシ。

一、船舶國籍證書、若ハ其ノ英譯書、又ハ管海官廳ノ認可證ヲ經タル船舶國籍證書、若ハ其ノ英譯書ノ謄本。

二、船舶登記證書、登記濟證、又ハ船舶登記簿ノ謄本若ハ抄本。

前項第一號ノ書類ヲ差出スコト能ハサル場合ニ於テハ、其記載事項ヲ證明スヘキ書類ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得。

大正十二年十一月二日　　遞信大臣　犬　養　毅

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戊、船　員

イ、船員證明停止　左の如し。

遞信省令第六十二號

明治三十七年遞信省令第五十號船員證明規則ニ依ル證明ハ、當分ノ間之ヲ行ハス。

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十二年九月十九日　　遞信大臣　犬　養　毅

ロ、海技申請書再提出左の如し。

遞信省告示第千四百四十五號

遞信省ニ差出シタル申請書ニシテ、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ、大正十二年十月三十一日迄ニ更ニ申請書ヲ差出スヘシ、但シ當初申請ノ際管轄官廳ヲ經由シタルモノハ、該官廳ヲ經由スルコトヲ要ス。

一、海技免狀原簿ニ登錄變更（海技免狀書換ヲ要スルモノ）、登錄ノ訂正（海技免狀書換ヲ要スルモノ）、海技免狀再交付書換又ハ訂正ノ申請書ニシテ、大正十二年九月一日迄ニ差出シ、未タ當該海技免狀ヲ授與又ハ交付セラレサルモノ。

二、海技免狀原簿ニ變更ノ登錄（海技免狀書換ヲ要セサルモノ）、登錄ノ訂正（海技免狀書換ヲ要セサルモノ）及抹消登錄ノ申請書ニシテ、大正十二年八月一日ヨリ同年九月一日迄ノ間ニ差出シタルモノ。

前項ニ依リ更ニ差出ス申請書ニハ、當初申請ノ年月日及再度申請ヲ爲ス旨ヲ附記スヘシ。

大正十二年九月二十七日　　遞信大臣　犬　養　毅

ハ、船舶職員試驗　九月十八日船舶職員定期試驗期日を延期し、二十五日之が特別規程を設く、

遞信省告示第千四百三十一號

船舶職員試驗定期試驗期日ニ關スル件、左ノ通定ム。

大正十二年九月十八日　　遞信大臣　犬　養　毅

一、東京遞信局ニ於テ執行スル船舶職員試驗ハ、船舶職員試驗規程第十六條第四項ノ規定ニ依リ、筆記試驗ヲ免セラレタル者、及筆記試驗ヲ要セサル者ニ對スル試驗ヲ除ク外、追テ告示スル迄之ヲ行ハス。

二、熊本遞信局ニ於テ大正十二年九月十日執行スル船舶職員試驗ハ、之ヲ大正十二年十月十日ニ延期ス。

遞信省令第六十七號

船舶職員試驗ニ關スル特別規程左ノ通定ム。

大正十二年九月二十五日　　遞信大臣　犬　養　毅

船舶職員試驗ニ關スル特別規程

第一條　本令施行前東京遞信局ノ執行セル定期試驗ニ於テ筆記試驗ニ合格シ口述試驗ニ合格セサリシ者ハ、船舶職員試驗規程第十六條第四項ノ規定ニ拘ラス他ノ遞信局ノ執行スル定期試驗ヲ受ケムトスルトキニ於テモ、筆記試驗ヲ免ス

但シ本令施行後受クヘキ定期試驗ハ、同一遞信局ニ於テ受クル場合ニ限ル。

前項ニ定ムル者ハ大正十二年九月十日ニ執行スル定期試驗ヲ受ケサルトキハ、船舶職員試驗規程第十六條第四項ノ期間ハ之ヲ七日以內トス。

第二條　東京遞信局ニ於テ大正十二年九月十日ニ執行スル定期試驗ヲ申請シタル者ニシテ、其ノ試驗ノ執行ヲ停止セラレ、又ハ其ノ試驗ヲ受クルニ至ラサル者、同一遞信局其ノ他ノ遞信局ニ同種ノ試驗ヲ申請セムトスル場合、其ノ執行ヲ停止セラレ又ハ受ルニ至ラサル試驗ニ付、手數料ヲ納付シタル旨ノ證明書ヲ提出スルトキハ、更ニ手數料ヲ納付スルコトヲ要セス。

前項ノ證明書ハ、東京遞信局ニ於テ申請人ノ求ニ依リ之ヲ交付ス。

第三條　熊本遞信局ニ於テ大正十二年九月十日執行スル定期試驗ヲ申請シタル者、同年十月十日執行スル定期試驗ヲ受ケムトスルトキハ、更ニ受驗申請ヲ爲スヲ要セス。

附　則

本令ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

ニ、船員職業紹介所紹介就職者運賃割引　船員職業紹介所の紹介に依りて就職する者、現在地より就職地に旅行するに際し、一定の制限下に鐵道汽船の乘船車賃を割引することゝしたり、即ち

遞信省告示第千八百二十七號

船員職業紹介所紹介就職者運賃割引證交付規程、左ノ通定ム。

大正十二年十二月二十七日　　遞信大臣　犬　養　毅

船員職業紹介所紹介就職者運賃割引證交付規程

第一條　船員職業紹介法ニ依ル無料職業紹介所ノ紹介ニ依リ、就職ノ爲現在地ヨリ就職地ヘ旅行セムトスル者ニシテ、左ノ各號ニ該當スルトキハ、當該職業紹介所ヲ管轄スル管海官廳ニ就職者旅客運賃割引證（以下單ニ割引證ト稱ス）ノ交付ヲ申請スルコトヲ得、但シ小兒ハ此ノ限ニ在ラス。

一、常例ニ依ル一時ノ出稼ニ非サルトキ。

二、三月以上船員トシテ就職セムトスルトキ。

三、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月收百圓未滿ノトキ。

前項ノ割引證ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ、紹介ヲ爲シタル船員職業紹介所ノ發行シタル第一號書式ノ就職證明書ヲ添ヘ、書面又ハ口頭ヲ以テ申請ヲ爲スヘシ。

第二條　割引證ヲ携帶スル者ハ、鐵道省所管鐵道汽船及之ト連帶運輸ヲ爲ス鐵道汽船三等ニ限リ、賃金ノ五割引ヲ以テ乘車船スルコトヲ得、但シ急行列車又ハ急行汽船ニ乘車船スルコトヲ得ス。

第三條　割引證、割引乘車船券、又ハ就職者旅行證明書ハ、他人ニ讓渡シ又ハ

他人之ヲ使用スルコトヲ得ス。

第四條　割引證ハ發行ノ日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ、其ノ効力ヲ失フ。

第五條　割引乘車船券ヲ聘求スル場合ハ、鐵道係員ニ割引證ヲ提出スヘシ。

第六條　乘車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ、管海官廳ニ於テ發行シタル就職者旅行證明書ヲ携帶シ、何時ニテモ管海官廳職員又ハ鐵道係員ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スヘシ。

第七條　管海官廳職員割引書又ハ就職者旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セルコトヲ發見シタルトキハ、之ヲ回收スルコトヲ得。

第八條　割引證又ハ就職者旅行證明書ハ、已ムヲ得サル事由ニ依リ亡失又ハ毀損シタル場合ノ外、再ヒ之ヲ交付セス。

割引證又ハ就業者旅行證明書ヲ亡失シタルトキハ、其ノ事由ヲ具シ、遲滯ナク交付ヲ受ケタル管海官廳ニ届出ツヘシ。

第九條　就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル者就職地ニ到着シタルトキ、其ノ他之カ必要ナキニ至リタルトキハ、遲滯ナク交付ヲ受ケタル管海官廳ニ之ヲ返付スヘシ、割引證ノ交付ヲ受ケタル者其ノ必要ナキニ至リタルトキ亦同シ。

第十條　割引證ハ、第二號書式ニ依リ、就職者旅行證明書ハ第三號書式ニ依ル。

第十一號　本規程ニ於テ管海官廳ト稱スルハ、遞信局又ハ遞信局海事部出張所ヲ謂フ。

附　則

本規程ハ、大正十三年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス。（書式略）

已、航空救濟

帝國飛行協會と協議し、民間飛行家を指導監督して組織的活動を爲さしむるため、航空官全員着陸地に出動して斡旋し、勤力用消耗品を供給す、是に於て日本航空株式會社は四日より品川江尻間を、日本飛行學校は七日より立川代々木間、十一日より鶴見代々木間を、東西航空會は、十七日より東京大阪間を、何れも連絡飛行を爲して、情況報道、信書往復、出先郵便函への投入等に任す、而して關西民間飛行家亦活動して連絡を助く。

東京震災錄　前輯畢

前輯	頁	正	誤
皇室の御活動	一頁上一八行	故貞愛親王妃殿下	故貞愛親王殿下
同下	三行	御用邸に在りて	御用邸にて
同	二頁上一行	武彦王妃佐紀子女王殿下	武彦王佐紀子女王殿下
同下	二五行	武彦王妃	武彦王妃、
陸軍省の活動	一頁下裏	補給部	補習部
同		敎導部	敎導部
後輯			
目次	一頁上五行。四行及以下見出	第六章	第七章
目次	七頁下九行	復舊施設	復興施設
	一頁下一二行	精神	情神
同	十四行	ては	て
同	二一頁下一四行	高岡市	富岡市
	九六一頁上二〇行	二、玖瑪國（太字五號に改む）	二、玖瑪國
同下	一行	三、墨西哥國（同右）	三、墨西哥國
同	一一行	四、巴奈馬國（同右）	四、巴奈馬國
	九六二頁上一行	五、秘魯國（同右）	五、秘魯國
同	一九行	七、智利國（同右）	七、智利國
同下	三行	八、暮利比亞國（同右）	八、暮理比亞國
同	七行	九、亞爾然丁國（同右）	九、亞爾然丁國
同	一一行	十、伯剌西原國（同右）	十、伯剌西爾國
	九六三頁上六行	十一、支那（同右）	支那
	九六八頁下三行	十二、英國本土及其領土（同右）	英國本土及其領土
	九七一頁下四行	十三、佛國本土及其領土（同右）	佛國本土及其領土
	九七二頁下二二行	十四、白耳義（同右）	白耳義
	九七三頁上一七行	十五、諾威 同右）	諾威
同	二〇行	十六、瑞典（同右）	瑞典
同下	六行	十七、瑞西（同右）	瑞西
同	一四行	十八、和蘭本土及其領土（同右）	和蘭本土及其領土
	九七四頁下二三行	十九、露領亞細亞（同右）	露領亞細亞
	九七五頁下一七行	北米合衆國本土及領土（同右）	北米合衆國本土及領土
	九八四頁上八行	南米地方（同右）	南方
同	一七行	支那（同右）	支那
	九八七頁一四行	英本國及其領土（同右）	英本國及其領土
	九九〇頁下一九行	佛國本土及其領土（同右）	佛國本土及其領土
	九九一頁上一六行	埃太利國（同右）	埃太利國
同下	一四行	伊太利（同右）	伊太利
同	一八行	瑞西國（同右）	瑞西國
	九九二頁上一行	瑞典國（同右）	瑞典國
同	三行	和蘭國本土及其領土、（同右）	和蘭國本土及其領土
	一五八八頁上二六行	ならしめ	ならしめつ
同下	一八行	五十五億	七十億
	一五八九頁上九行一〇行	役　を	役　に
	一五九七頁下一三行	調査會調査	調査會

大正十五年三月二十八日印刷
大正十五年三月三十一日發行

東京市役所
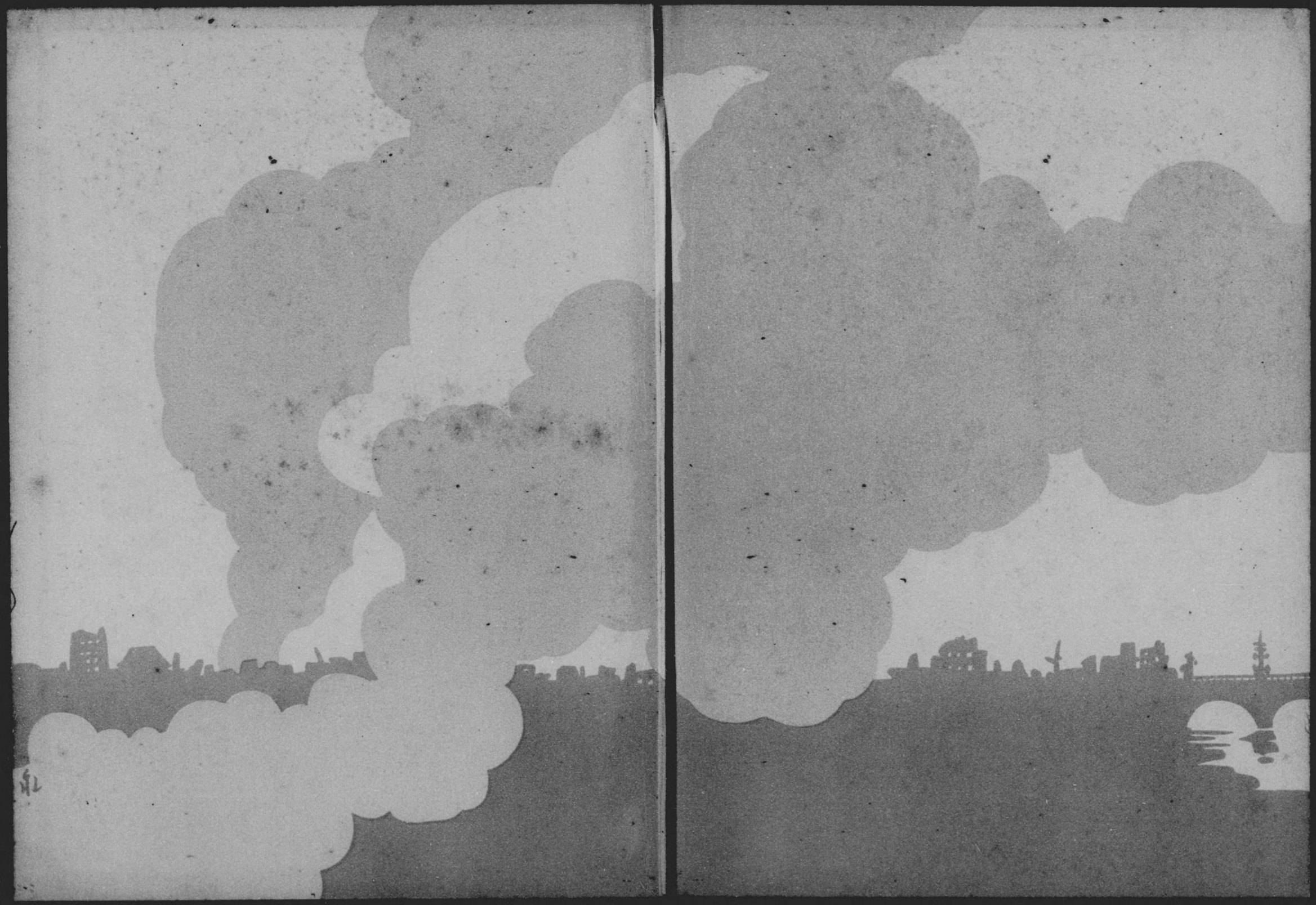
印刷人　東京市神田區美土代町二丁目一番地　島連太郎
印刷所　東京市神田區美土代町二丁目一番地　三秀舍